

ベトナムにおける
労働許可書／ビザ（査証）の取得手続き

2024年12月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
ハノイ事務所
海外ビジネスサポートセンター貿易投資相談課

ご利用上の注意

本マニュアルでは、主にベトナム、ハノイ市での労働許可書／ビザ(査証)申請についてまとめております。他省・都市での申請には必要書類等若干異なる場合がありますので、ご注意ください。

尚、本マニュアルでは、ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市の3つの主要な都市における労働許可書/ビザ申請手続きの比較についても記載しております。法改正や実際の運用改正の頻度が高い分野ですので、取得手続きに入る際は、再度、専門家または関連機関にお問い合わせされることをお勧めします。

また、法規の和訳は仮訳であり、正文はベトナム語原文をご参照ください。

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ハノイ事務所が現地コンサルタントAIC VIETNAM CO., LTD.に作成委託し、2024年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびAIC VIETNAM CO.,LTD.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別に、付随した、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびAIC VIETNAM CO., LTD.に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る 問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ハノイ事務所
E-mail : vha@jetro.go.jp

JETRO

目次

労働許可書(ワークパーミット) とビザ(査証)の違い	1
第1部 労働許可書(ワークパミット)取得	2
第1章 概要	2
第2章 必要書類とスケジュール	5
第2部 労働許可書に関するFAQ.....	13
第3部ビザ (査証) 取得	20
第1章 概要	20
第2章 必要書類とスケジュール	23
第4部 ビザ取得に関するFAQ	27
労働許可書取得に係る関連法令集	29
【労働法No.45/2019/QH14 (抜粋)】.....	30
【2020年12月30日付政令No.152/2020/ND-CP】	32
【2023年9月18日付政令No.70/2023/ND-CP】	49
【ベトナム出入国管理法No.47/2014/QH13】.....	57
【2019年11月25日付法No.51/2019/QH14】.....	69
【2023年6月24日付法No.23/2023/QH15】.....	73
辞令 (Appointment letter) サンプル	76

ベトナムにおける労働許可書／ビザ(査証)の取得手続き

労働許可書(ワークパーミット) とビザ(査証)の違い

外国人がベトナムで働く場合、ほとんどのケースにおいて労働許可書とビザ(査証)の取得が必要となります。どちらもベトナム政府が発給するものですが、発給目的が異なります。

【労働許可書(ワークパーミット)】

- 外国人のベトナムにおける就労を認める許可書である。
- ベトナムで働くすべての外国人は、労働許可書の取得が義務づけられている(免除対象者を除く)。
- 市・省の労働傷病兵社会局より発給される。

【ビザ(査証)】

- ベトナムへの入国・滞在を許可する証明書である。
- 現在のベトナムの法律では、日本人がビザなしでベトナムに滞在できる期間は、入国日を起算日として45日間であり、それを超える滞りの場合は、目的に応じたビザの取得が必要となる(ビザなしの場合、パスポート残存期間が6カ月以上あることが条件)。
- 出入国管理局、または他の管轄機関より発給される。

労働許可書とビザは、ベトナム側発給機関が異なり、それぞれ手続きを行い、取得しなければなりません。混同されやすいですが、上記の通り異なるものだということをご理解ください。

本冊子ではこの2種の証明書の取得方法について、解説いたします。

第1部

労働許可書(ワークパミット)取得

第1章 概要

1. 取得対象

ベトナムの法律に基づき設立された企業、機関、組織で働く外国人労働者。

2. 免除対象者 (P.9～P.10を参照)

免除対象に該当する場合は、労働許可書の取得を免除される。ただし、幾つかの特定の場合を除き、免除対象者の申請が必要。

3. 労働許可書の書類

以下の4つ種類での申請が可能。

種類	対象者
管理者	企業法の規定に基づく企業を管理する者、または機関・組織の長あるいはその副長。
業務執行者	下記いずれかに該当する者 ・ 企業の支店、駐在員事務所、または事業所の長。 ・ 機関、組織、または企業の少なくとも1つの分野を直接管理し、機関、組織、または企業の長の直接の指示・管理に服する者。
専門家	下記いずれかに該当する者 ・ 大学以上(あるいは相当)の学位を取得しており、ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する3年以上の勤務経歴を有する者。 ・ ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する技能証明書を取得しており、当該分野で5年以上の勤務経歴を有する者。 ・ 労働傷病兵社会問題省の提案に基づき政府首相が決定する特別な場合。
技術者	下記いずれかに該当する者 ・ 1年間以上の教育を受け、かつ、ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する3年以上勤務経歴を有する者 ・ ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する5年以上の勤務経歴を有する者

4. 外国人雇用の登録手続き

4.1 外国人労働者雇用予定の業務上の地位に対するベトナム人労働者の募集告知の掲載

雇用者が、外国人労働者雇用予定の報告を行う前に、労働傷病兵社会省(職業安定局)の公共電子情報ポータル、または省級人民委員会委員長が設立した雇用サービスセンターの電子情報ポータルにおいて、外国人労働者が勤務する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を募集する告知を15日間行うことを義務付けられている。その募集要項には、職位、職種、職務内容、人数、学歴、経験、給与、勤務時間、勤務場所を記載しなければならないと定められている。

4.2 外国人の雇用許可の報告書の提出、承認

・雇用者は、外国人労働者の新規・追加・代変採用予定日の少なくとも15日前までに、募集告知によってもベトナム人労働者を採用することができなかった場合に限り、本社所在地の労働傷病兵社会局(労働局)、労働傷病兵社会省に対して、外国人労働者の雇用が必要である事を説明する報告書(職位、役職、人数、雇用理由などの情報を含む)を提出する。

・法令上、申請書類の提出から当局が外国人雇用許可書の報告書の承認を行うまでに10営業日を要する。ただし、実際には承認を取得できるまで約3~4週間要しているケースもある。さらに労働許可書の取得までに5~7営業日を要する。そのため、申請手続きの遅れを防ぐためには、外国人が勤務を開始する予定日の30日前までに外国人雇用許可の申請を行う必要がある。

《根拠法》 政令No.152/2020/ND-CP(以下、政令152号とする)第3条、第4条、政令No.70/2023/ND-CP(以下、政令70号とする)第1条2項

5. 申請時期/申請先/発給に係る期間

申請時期	前項4.2の承認を取得後、外国人労働者の勤務開始15営業日前までに労働許可書の申請を行う。
申請先	労働傷病兵社会省、管轄する市・省の労働局。
発給にかかる期間	新規・申請の場合は申請後5営業日以内、再取得の場合は申請後3営業日以内。

6. 発給手数料

財政省の通達No.85/2019/TT-BTCおよび関連法令に基づき、労働許可書発給に係る手数料は、各省・市の人民評議会で決定される。

現在、ハノイ市やホーチミン市などでは、2025年12月31日までオンライン公共サービスを通じた労働許可書発給の手数料が免除されている。ただし、ダナンなど一部の都市では、引き続き手数料が適用される。

《根拠法》 ハノイ市の決議No.07/2023/NQ-HDND、ホーチミン市の決議No.07/2024/NQ-HDND。

7. 有効期間

最大2年間。

8. 労働許可書(または労働許可書の免除証明書)を取得しない場合の処罰

対象	処罰内容
不法就労者 ・ 労働許可書(または労働許可書の免除証明書)を取得しない外国人労働者 ・ 失効した労働許可書(または労働許可書の免除証明書)を使用する外国人労働者	・ 国外追放 ・ 1,500~2,500万 VND(以下、ベトナムドン)の罰金

不法就労者を使用する雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000～7,500万ドンの罰金 ※上記の罰金は個人に対して適用される場合で、組織に対する場合には罰金額が2倍となります。
---------------	--

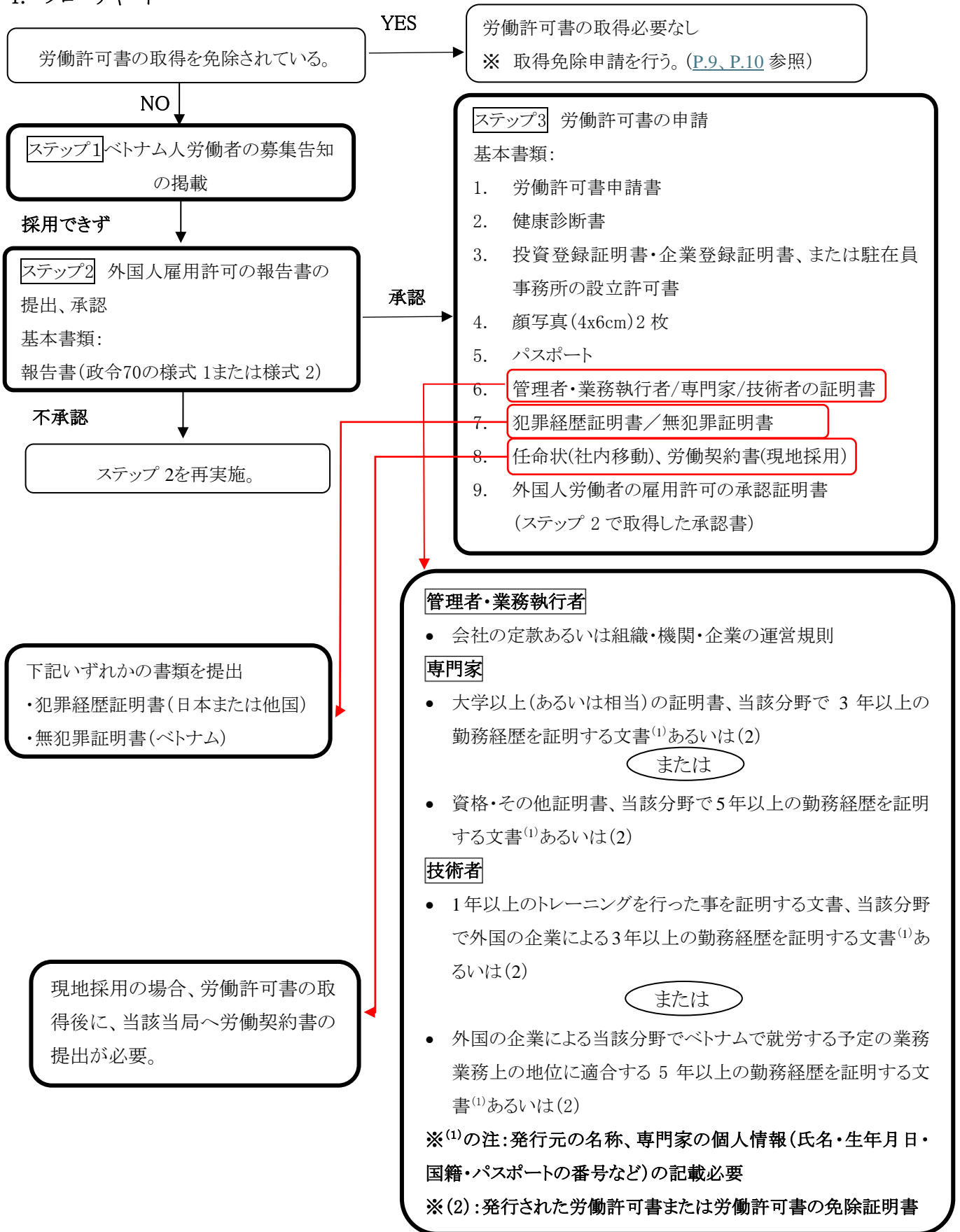
《根拠法》2022年1月17日付の政令No.12/2022/ND-CP第6条1項、第32条。

9. 関係機関リスト

ハノイ市	ホーチミン市
ハノイ市労働傷病兵社会局 (SỞ LAO ĐỘNG - THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI HÀ NỘI) 住所: 75 Nguyen Chi Thanh, Dong Da, Hanoi 電話: 024 3773 2431 労働傷病兵社会省(職業安定局) (CỤC VIỆC LÀM - BỘ LAO ĐỘNG - THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI) 住所: 8B Ton That Thuyet, Dich Vong Hau, Cau Giay, Ha Noi 電話: 04 3826 9517 在ベトナム日本国大使館 (ĐẠI SỨ QUÁN NHẬT BẢN TẠI VIỆT NAM) 住所: 27 Lieu Giai, Ba Dinh, Hanoi 電話: 024 3846 3000 外務省領事局 (CỤC LÃNH SỰ) 住所: 40 Tran Phu, Hanoi 電話: 024 3799 3125 ハノイ市司法局 (SỞ TƯ PHÁP HÀ NỘI) 住所: 221 Tran Phu, Van Quan, Ha Dong, Ha Noi 電話: 024 3312 0878	ホーチミン市労働傷病兵社会局 (SỞ LAO ĐỘNG - THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI TP. HCM) 住所: 159 Pasteur, Dist.3, HCM 電話: 028 3829 1302 在ホーチミン日本国総領事館 (TỔNG LÃNH SỰ QUÁN NHẬT BẢN TẠI TP.HCM) 住所: 261 Dien Bien Phu, Dist. 3, HCM 電話: 028 3933 3510 ホーチミン市外務局領事室 (PHÒNG LÃNH SỰ - SỞ NGOẠI VỤ TP.HCM) 住所: 6 Alexandre de Rhodes, Dist., 1, HCM 電話: 028 3822 4224 ホーチミン市司法局 (SỞ TƯ PHÁP TP.HCM) 住所: 141-143 Pasteur, Dist.3, HCM 電話: 028 3829 7052

第2章 必要書類とスケジュール

1. フローチャート



2. 提出書類の詳細とスケジュール(ハノイ市内の場合/日本で書類を認証文書化するケースを想定)

※【認証文書化】とは、外国の書類や文書に対する押印、署名、文書タイトルの認証を指します。基本的には、外国の当局で公証され、その後、ベトナムの在外公館又は領事館で認証を行い、法的効力を持たせる手続きです。

No.	項目		申請/ 取得機関	取得場所		スケジュール							
				日本	ベトナム	1ヵ月				2ヵ月			
						1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目	3週目	4週目
1	ベトナム人労働者の募集告知 Đăng tin tuyển dụng lao động người Việt Nam		雇用サービスセンターの電子情報ポータル		○	→							
2	外国人の雇用許可の報告書 Công văn xin chấp thuận nhu cầu sử dụng người lao động nước ngoài		労働局		○					→			
3	健康診断書 Giấy khám sức khỏe (P.18~20 質問 11 および質問 12 参照)		指定病院	△ ⁱ	○	→							
4	投資登録証明書・企業登録証明書(駐在員事務所の場合、設立許可書)の公証版 Bản công chứng Giấy chứng nhận đầu tư / Giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp (Trường hợp là Văn phòng đại diện là Giấy phép thành lập Văn phòng đại diện)		計画投資局/外務省		○	→ (ベトナム)管轄区レベル公証役場							
5	顔写真 2 枚(4×6cm、背景白、無帽、メガネ無) 02 ảnh (kích thước 4x6cm, phông trắng, không đội mũ, không đeo kính)				○								
6	パスポートの公証あるいは社印押印付きのパスポートの写し Bản sao có chứng thực hộ chiếu hoặc bản sao hộ chiếu có xác nhận của người sử dụng lao động				○ ⁱⁱ	→ (ベトナム)管轄区レベル公証役場(公証の場合)							
7	管理者・業務執行者	定款あるいは組織・機関・企業の運営規則 Điều lệ công ty hoặc quy chế hoạt động của cơ quan, tổ chức, doanh nghiệp	企業/組織		○	→ (ベトナム)管轄区レベル公証役場							
8.1	専門家場合①	大学以上(あるいは相当)の学歴の証明書 Bằng chứng nhận tốt nghiệp đại học trở lên (hoặc tương đương)	大学		○	→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
		当該分野での3年以上の勤務経歴の証明書 Văn bản chứng minh có ít nhất 03 năm kinh nghiệm làm việc ở lĩnh vực tương ứng	勤務先(または元勤務先)		○	→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
8.2	専門家場合②	当該分野での5年以上の勤務経歴の証明書 Văn bản chứng minh có ít nhất 05 năm kinh nghiệm làm việc ở lĩnh vực tương ứng	勤務先(または元勤務先)		○	→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			

i 外国の病院は具体的に指定されているわけではなく、承認されないケースもあるため、注意が必要。

ii パスポートは全ページとなる。

No.	項目	申請/ 取得機関	取得場所		スケジュール								
			日本	ベトナム	1ヵ月				2ヵ月				
					1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目	3週目	4週目	
9.1	技術者場合①	1年以上のトレーニングを実施した事を証明する文書 Văn bản xác nhận đã được đào tạo ít nhất 01 năm.	勤務先(または元勤務先)	○		→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館)				→ ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
		当該分野での3年以上の勤務経歴の証明書 Văn bản chứng minh có ít nhất 03 năm kinh nghiệm làm việc ở lĩnh vực tương ứng	勤務先(または元勤務先)	○		→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館)				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
9.2	技術者場合②	当該分野での5年以上の勤務経歴の証明書 Văn bản chứng minh có ít nhất 05 năm kinh nghiệm làm việc ở lĩnh vực tương ứng	勤務先(または元勤務先)	○		→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館)				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
10	犯罪経歴証明書(直近居住地) Lý lịch tư pháp (Nơi cư trú gần nhất)	直近居住地の警察(日本)		○ ⁱⁱⁱ		→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館)				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
11	無犯罪証明書(ベトナム) Lý lịch tư pháp (tại Việt Nam)	地方の法務局			○ ^{iv}	→							
12	任命書(社内異動の場合) Thư bổ nhiệm (Trường hợp di chuyển nội bộ)	出向元		○		→ (取得後、認証文書化 (日本)公証役場→法務局→外務省→在日ベトナム公館)				→ (ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証			
13	労働契約書(現地採用の場合) Hợp đồng lao động (Trường hợp tuyển dụng tại Việt Nam)	企業/組織			○					→			
14	労働許可書の申請書類 Công văn xin giấy phép lao động	企業/組織			○					→			

ⁱⁱⁱ 未開封のみ有効。在越日本公館の認証部分は、日本で手続きも可能。(日本)外務省→在日ベトナム公館→(ベトナム)ベトナム語へ翻訳・公証/認証。発行日から6ヵ月以内有効。

^{iv} 原本が必要。発行日から6ヵ月以内有効。

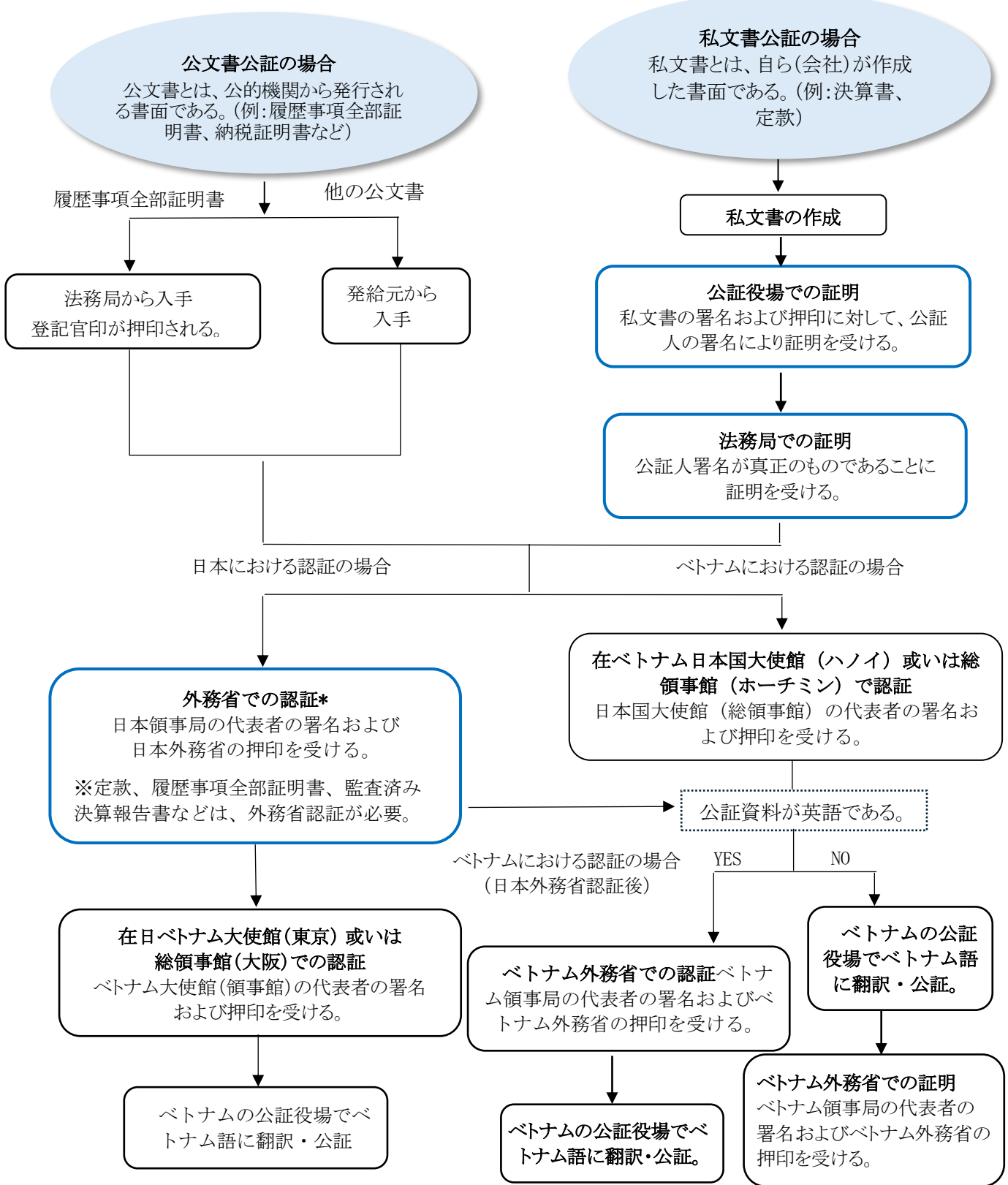
【書類の公証作業に関する注意事項】

- 日本以外の外国で取得する場合、当該国での公証・認証作業が必要となる。
- 東京、大阪など地域によっては、公証役場で外務省の公印確認手続きまでを実施できるワンストップサービスが適用可。
- 上記は日本で書類を認証文書化するケースだが、ベトナムで認証も可能(詳細は次頁参照)ただし、ベトナムでの認証はパスポート原本の提示や、本人による書類への署名が必要となり、作業が煩雑かつ時間を要することになる。現在のところ、日本でワンストップサービスを利用するケースが最も時間がかからない方法である。

3. 公証／認証作業

ベトナム以外で取得され、ベトナム当局に提出される書類は、原則として、書類の認証文書化→ベトナム語への翻訳→翻訳した文書の公証作業が必要となる。基本的な手順は以下のとおり。

なお、英語の書類も日本語と同じ作業が必要となるため、英語版による時間短縮等のメリットはない。



※青太枠の3ステップについて、東京、大阪などではワンストップサービスの提供あり。

4. 労働許可書の取得免除に係る申請

労働許可書の取得免除対象者は、勤務開始日の10営業日前までに、管轄する市、省の労働局に対して免除承認の取得が必要となる。ただし、下表の免除対象のうち、a)、b)、d)、f)、l)、o)については、免除承認の取得は不要。

十分な書類を提出した日より5営業日以内に、承認文書、または不承認の場合には、その理由を明記する文書で回答を受ける。承認取得に必要な書類は以下のとおり。

《根拠法》 労働法第154条、政令152第7条・8条、政令70第1条4項・13項

免除対象	必要な資料
<ul style="list-style-type: none"> a) <u>出資額が30億ドン以上の有限責任会社の所有者または出資社員。</u> b) <u>出資額が30億ドン以上の株式会社の取締役会会長または取締役。</u> c) 国際機関あるいは外国の非政府組織の在ベトナム駐在員事務所所長またはプロジェクトの代表者もしくはその運営に正式な責任を負う者。 d) <u>販売活動のために、ベトナムに3ヵ月未満滞在する者。</u> e) 生産経営に影響を与える、または影響を与える恐れのある事故や複雑な技術上の不測の事態が生じ、ベトナム人専門家とベトナム滞在中の外国人専門家では処理できない場合、これらを処理するためにベトナムに3ヵ月未満滞在する者。 f) <u>弁護士法の規定に基づいて、ベトナムで弁護士業の許可書の発給を受けた外国人弁護士。</u> g) ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約の規定に基づく者。 h) 政府開発援助(ODA)案件の支援のため、技術専門コンサルティング等を目的としてベトナムで勤務する外国人 i) ベトナムにおける外国の外務代表機関または国際組織により認められたボランティア j) 法律の規定に基づく、外務省が発行したベトナムにおける報道の許可書を取得している外国人労働者。 k) 外国の所轄機関・組織により、ベトナムにおける外国の外務代表機関もしくは政府間組織が設立を提案した教育施設、またはベトナムが加盟している国際条約に基づき設立された機関・組織で教授するあるいは管理者・業務執行者として勤めるためにベトナムへ派遣された外国人労働者。 l) <u>専門家、管理者、業務執行者、技術者の職位としてベトナムに従事し、1回の勤務期間が30日未満で年間3回以下の外国人労働者。</u> m) 法律の規定に基づき、政府・省レベルの機関・中央レベルの政治社会組織が締結した国際条約を実施する外国人労働者。 n) ベトナムにおける機関、組織、企業の実習に関して合意し 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 労働許可書の免除申請書(政令152の付録I様式9) 2. 健康診断証明書 3. 外国人労働者の使用・採用の承認証明書(外国人労働者雇用の必要性を承認しなくても良い場合を除く) 4. パスポート(公証または企業の社印押印付きのパスポートの写し) 5. 労働許可書の免除対象であることを証明する書類 6. 最新の企業/機関/組織の法的文書の公証写し

免除対象	必要な資料
<p>た外国における学校・教育機関で就学している生徒・学生およびベトナム船舶における実習生。</p> <p>o) <u>ベトナムの加盟している国際条約上、ベトナムにおける勤務が許可されている在ベトナム外国代表機関のメンバーの家族。</u></p> <p>p) 政府機関、政治組織、政治社会組織で就労するために公用パスポートを有する外国人労働者。</p> <p>q) 以下の目的でベトナムに滞在することをベトナム教育訓練省により認められた外国人。 ・教授・研究 ・ベトナムにおける外国の外務代表機関もしくは政府間組織が設立を提案した教育施設の管理者、業務執行者、学長、副学長としての就任</p> <p>r) 商業拠点を設立する責任を負う外国人</p>	
<p>s) ベトナム人と婚姻しており、ベトナムで就労中の外国人</p>	<p>上記の1～6の資料 その内、5. の詳細は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 結婚証明書(公証版) ▶ 公安からの滞在証明書
<p>t) WTOとベトナムとの間で合意されたサービスに係る特定コミットメント11業種(注)における企業内人事異動による場合であって、当該企業により連続12カ月以上前に採用され、ベトナム現地拠点に勤務する、ベトナム現地拠点を設立した外国企業の管理者、業務執行者、専門家、技術者である外国人労働者</p> <p>注:経営サービス、通信サービス、建設サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、ファイナンスサービス、医療サービス、観光サービス、文化エンターテインメント、運輸サービスを含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在ベトナム業務上拠点の事業分野がWTOサービス分野公約の11サービス業の範囲内で、企業内異動としてベトナムで勤務する外国人の場合、上記書類の以外、下記のとおり証明書類を追加する必要がある。 ▶ 外国人労働者を在ベトナム業務上拠点へ派遣する任命状(勤務期間を明記する必要) ▶ 「外国人労働者が管理者／業務執行者／専門家／技術者である」旨の証明書 ▶ 外国人労働者が在ベトナム業務上拠点への赴任開始日から最低12ヵ月前に外国企業に雇用されたことを証明する書類

5. ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市等主要都市、地域でみられる運用の違い

手続き	内容	ハノイ市	ホーチミン市	ダナン市
外国人労働者が勤務する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を募集する告知	提出形式	https://vieclamhanoi.net にて告知の掲載	以下のリンクにて告知の掲載 https://vieclamhcm.com.vn または https://vieclamhcm.net	http://member.dichvuvieclamdanang.vn/ にて告知の掲載
	申請書類	①オンラインアカウントを登録する際、承認を待たずに企業登録証明書(ERC)のみを提出する必要がある ②その後、オンラインで直接情報を記入し、募集の告知ができる。	①オンラインで直接情報を記入し、募集の告知ができる。 ②「TTDVVL」フォームに記入した後、その記入済ファイルを募集する告知と同時に送付する。	①オンライン告知を行う前に、以下の資料を準備する必要がある。 ・フォーム: 03/PLI(企業登録) ・フォーム: 03a/PLI(募集登録) これらの書類を、告知の承認を受けるために、ダナン市の雇用サービスセンターにソフトコピー(Zaloおよびメールで送信)と原本の両方で提出する。 ②ソフトコピーが承認された上で、アカウントが認証され、フォーム03/PLIに記入された情報に基づいて、ウェブサイトに募集情報を直接入力できる。
	告知期間	少なくとも16日間	少なくとも20日間	少なくとも18日間
	手数料	無料		
外国人雇用許可の報告書、承認	提出形式	① https://dichvucong.hanoi.gov.vn/ を通じて、オンラインで提出する。 ②結果を取得する際には、原本を提出する。	① https://dichvucong.hochiminhcity.gov.vn/ を通じて、オンラインで提出する。 ②結果を取得する際には、原本を提出する。	① https://dichvucong.danang.gov.vn/ を通じて、オンラインで提出する。 ② ①が完了後、すぐにダナン市の労働傷病兵社会局に提出する。
	申請書類	①申請書 ②ERCの公証版 ③委任状 ④外国人労働者が就労予定の業務にベトナム人労働者を募集する告知に係る情報および期	①申請書 ②ERCの公証版 ③委任状 ④外国人労働者が就労予定の業務にベトナム人労働者を募集する告知に係る情報および期間	①申請書 ②ERCの公証版 ③委任状 ④外国人労働者が就労予定の業務にベトナム人労働者を募集する告知に係る情報および期間 ⑤社内異動の場合、翻訳・公証された任命書、事務所の写真、外国人許可書などの提出が求められる場合もある。
	処理期間	少なくとも10営業日		
	手数料	無料		

手続き	内容	ハノイ市	ホーチミン市	ダナン市
労働許可書	提出形式	① https://dichvucong.hanoi.gov.vn/ を通じて、オンラインで提出する。 ②結果を取得する際には、ハノイ市の労働傷病兵社会局に原本を提出する。 ③下記に関する手続きは市内の区町村レベルの人民委員会に提出する。 (a)ベトナム人と結婚し、ベトナムに居住し、ハノイ市内で就労する外国人への労働許可書の免除証明書の発給 (b)ハノイ市内で就労する外国人への労働許可書の再発行 (c)ハノイ市内で就労する外国人への労働許可書の延長	① https://dichvucong.hochiminhcity.gov.vn/ を通じて、オンラインで提出する。 ②結果を取得する際には、ホーチミン市の労働傷病兵社会局に原本を提出する。	① https://dichvucong.danang.gov.vn/ を通じて、オンラインで提出する。 ② ①が完了した上で、すぐにダナン市の労働傷病兵社会局に原本を提出する。
	申請書類	①申請書 ②ERCの公証版 ③健康診断書(国外で受診した場合は認証が必要。国内で受診した場合は原本の提出が必要) ④犯罪経歴証明書(日本または国外)・無犯罪証明書(ベトナム)(日本または国外で取得した場合、認証が必要。国内で取得した場合は原本の提出が必要)。 ⑤パスポートの公証あるいは社印押印付きのパスポートの写し ⑥カラー写真 4x6cm 2枚 ⑦業務上の地位に適合している証明書 ⑧外国人雇用許可の承認証明書の公証版 ⑨委任状		
	処理期間	少なくとも5営業日		
	手数料	無料	無料	・新規発給の場合: 600.000VND ・延長の場合: 450.000VND ・再発給の場合: 450.000VND

第2部

労働許可書に関するFAQ

質問1: 日本から駐在でベトナムに着任する場合、労働許可書は着任前に現地法人等を通じて取得することは可能？

取得することは可能。現在、ベトナムに着任する前に、以下の理由で労働許可書の申請が一般的となる。

1. [政令No.70/2013/ND-CP](#)に基づき、労働許可書の申請過程での一ステップとして、外国人雇用許可を申請する際、外国人労働者を採用予定の業務上の地位にベトナム人労働者の募集掲載手続きを追加で行う必要があり、そのため労働許可書の取得には少なくとも2ヵ月かかると見込まれる。
2. 現行法に基づき、ベトナムで30日以上勤務する場合、外国人労働者には労働許可書が必要だが、この30日の期間では労働許可書を取得するには十分ではない。

そのため、ベトナムに着任する前に労働許可書の取得手続きを進めることが推奨される。

質問2: 外国人労働者が企業で就労しなくなった場合、労働許可書の返却手続きはどのように行われるか？

外国人労働者が赴任期間終了後、ベトナムで引き続き勤務しない場合、または労働契約を終了した場合、労働許可書の有効期限が切れてから15日以内に、会社は外国人労働者の労働許可書を回収し、発行した労働局に返却する義務付けられている。その際、回収理由を明記した文書も添付する必要がある。

1. 必要書類:
 - 労働許可書の原本
 - 回収理由の説明公文書
2. 処理期間: 書類提出日から5営業日以内
ただし、実務上、ホーチミン市およびダナン市の場合、処理には2週間程度、ハノイ市の場合は約1ヵ月を要する場合がある。また、場合によっては労働局の担当者と直接連絡を取って対応を依頼することもある。
3. 結果: 労働許可書の回収確認書が会社へ送付される。

※注意: 労働許可書免除証明書の場合、回収確認書は発行されない。

《根拠法》[政令No.152第20条、第21条](#)

質問3: 現地に拠点を設定するためにベトナムに入国している場合は？

投資登録証明書・企業登録証明書／駐在員事務所設立許可書を取得し次第、労働許可書取得手続きに入る。その後、目的に応じたビザの申請を行う(それまでは45日間のビザ免除、または商用ビザ、観光ビザで入国するケースが多いが、労働許可書取得後、第三国へ出国せずに就労ビザ／レジデンスカードを取得するためには、同一の勤務先を通じて商用ビザを取得しなければならない)。

質問4: 出張者の場合、労働許可書を取得する必要があるのか？

ベトナムの現法上、就労する外国人は、原則として労働許可書の取得が義務付けられている。ただし、管理者・業務執行者・専門家・技術者である外国人労働者が、1回30日未満、かつ入国日から1年間に3回を超えない場合は、労働許可書の免除対象となり、免除申請も不要である(他のケースについては、[P.9](#)、[P.10](#)「労働許可書の取得免除に係る申請」を参照)。

質問5: 外国人労働者が持っている大学卒業証明書や専門資格がベトナムで勤務予定の業務上の地位に適合していない場合、その書類は労働許可書の申請に使用できるか？

以前、外国人労働者が専門家や技術者として労働許可書を申請する際、ベトナムで勤務予定の業務上の地位に適合する専門分野の大学卒業証明書や専門資格が求められていた。

しかし、現在では、大学やそれに相当する機関の専門分野がベトナムで勤務予定の業務上の地位に適合しない大学やそれに相当する機関の専門分野でも、認められる。

《根拠法》政令No.70/2013/ND-CP第1条、第1項aおよびc

質問6: 通達No.35/2016/TT-BTCは有効期限が切れたが、ベトナムのWTOサービス貿易協定での11のサービス業種に該当する企業内異動は、政令No.152第7条第3項に基づき、労働許可書の発行対象外のままか？

現在、その通達は有効期限が切れたが、この場合はまだ労働許可書の免除が適用されており、代替りの文書はまだ発行されていない。

質問7: 労働許可書を提示する必要があるのは、どのような場合か？

雇用者は、発行された労働許可書を保管し、労働監査機関から要求があった場合、外国人労働者の労働許可書を提示する責任がある。

質問8: 公証、認証、認証文書化の違いは？

公証のステップは、書類(公文書か私文書)や、公証される地域によっても異なるため、すべてを説明するのは難しい。各用語の説明は以下のとおり。

用語	説明
公証	私文書に対して公証人が行う。本冊子では主に、公証役場での公証人押印証明を指す。
認証	文書の真偽性を判断する。書類発行者以外の公的機関が行う。本冊子では主に、外務省の公印確認、在日ベトナム公館の認証を指す。
認証文書化	法的に効力のある書類という事を証明する手続き。 ベトナムの当局へ提出するほとんどの書類は、認証文書化する必要がある。

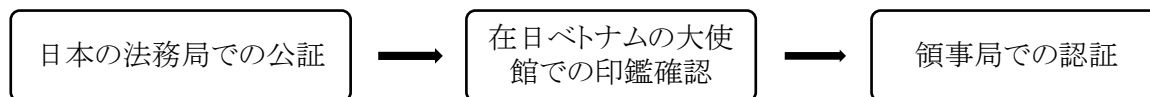
ベトナムへ書類を提出する際、それが正しい書類であるかどうかの判断がベトナムの官庁ではできないため、まずは、外国機関の発行した文書が効力を有する事を証明する必要がある。

認証文書化は、書類によって異なるが、主に日本国外務省、在日本ベトナム公館、在ベトナム日本公館で行う。

また、日本で発行された労働許可書申請関連の書類(勤務経験証明書、任命状、大学卒業証明書、無犯罪証明書など)は、ベトナムで認証可能。ただし、未開封であることが求められる無犯罪証明書を除き、これらの書類は日本の法務局で認証ステップまで完了している必要がある。

ベトナムでは、領事局で認証手続きを行う前に、日本大使館で印鑑確認を受ける必要がある。

手続きは以下の通り。



質問9: パスポートの有効期限が労働許可書より先に切れる場合、パスポート変更による労働許可書の再発行を省略し、労働許可書の期限が切れる時にまとめて延長または新規申請を行うことは可能か？

原則的に、パスポートなど労働許可書での情報に変更がある場合、労働許可書の再発行の申請を行う必要がある。そのため、この場合に対し、以下のステップで行う。

1. パスポート変更による労働許可書の再発行の申請
2. 新規発行/労働許可書の延長

質問10: 「労働許可書免除申請」と「労働許可書申請」の違いは？

基本的に申請のステップは「外国人労働者が就労予定の業務にベトナム人労働者を募集する告知→外国人雇用の許可の報告書の提出、承認→労働許可書申請」と同じ。

異なる点は以下の通り。

内容	労働許可書	労働許可書の免除
書類	無犯罪証明書と申請者の写真が必要	無犯罪証明書と写真は必要なし
更新の際	1回更新可能。詳細は以下の通り。 ・初回: 新規申請 ・2回目: 更新申請 ※更新時、新規申請時より一部書類が免除される。 ・3回目以降: 新規申請	有効期限が切れた場合、更新不可。再申請は新規申請として扱われる。

質問11: 労働許可書申請時に必要な健康診断を行う指定病院は？

《ハノイ》

No.	Facility name	Address	Contact information
1	E Hospital	No. 87-89, Tran Cung Street, Nghia Tan, Cau Giay District	0868 891 318 https://benhviene.com/
2	Xanh Pon Hospital	No. 12, Chu Van An, Dien Bien, Ba Dinh District	024 3823 3075 https://bvxfanphon.vn/
3	Duc Giang Hospital	No. 54, Truong Lm, Duc Giang, Long Bien District	1900 292919 https://benhvienducgiang.com/
4	Dong Da Hospital	Alley 180, Nguyen Luong Bang, Dong Da District	1900636824 https://benhviendongda.vn/
5	Hoe Nhai Hospital	No. 34, Hoe Nhai Street, Nguyen Trung Trec, Hai Ba Trung District	024 3927 2980 https://benhvienhoenhai.vn/
6	Franco-Vietnamese Hospital	No. 1, Phuong Mai Street, Dong Da District	024 3577 1100 https://www.hfh.com.vn/vi/trang-chu
7	Hong Ngoc Hospital	No. 55 Yen Ninh, Truc Bach, Ba Dinh District	024 7300 8866 https://hongngochospital.vn/
8	Thu Cuc International General Hospital	No. 286-294, Thuy Khue, Tay Ho District	1900 5588 92 https://benhvienthucuc.vn/

9	Trang An Hospital	Alley 59, Thong Phong, Quoc Tu Giam, Dong Da District	024 3732 3665 http://www.benhvientrangan.vn/
10	Hanoi Private Hospital	No. 29, Han Thuyen Street, Hai Ba Trung District	024 6299 9444
11	Vietlife Medical Center	No. 14, Tran Binh Trong Street, Tran Hung Dao, Hai Ba Trung District	0913 095 115 https://vietlifeclinic.vn/
12	Dr.Binh TeleClinic	No. 11-13-15, Tran Xuan Soan Street, Pham Dinh Ho, Hai Ba Trung District	1900 9204 https://drbinh.com/
13	Bach Mai Hospital	No. 78 Giai Phong Street, Phuong Mai, Dong Da District	1900 888 866 https://bachmai.gov.vn/
14	Huu Nghi Hanoi Hospital	No. 1, Tran Khanh Du Street, Bach Dang, Hai Ba Trung District	024 3972 2231 https://benhvienhuunghi.vn/

《ホーチミン》

No.	Facility name	Address	Contact information
1	Gia Dinh People Hospital	No. 1A No Trang Long, 7 Ward, Binh Thanh District	028 3841 2692 https://bvndgiadinh.org.vn/
2	Nguyen Tri Phuong Hospital	No. 468 Nguyen Trai, 8 Ward, 5 District	028 3923 4332 https://bvnguyentriphuong.com.vn/
3	Sai Gon General Hospital	No. 125 Le Loi, Ben Thanh Ward, 1 District	028 3829 1711 http://benhviendakhoasaigon.vn/
4	Thu Duc City Hospital	No. 29 Phu Chau, Tam Phu Ward, Thu Duc District	0966 331 010 https://benhvienthuduc.vn/
5	People's Hospital 115	No. 527 Su Van Hanh, 12 Ward, 10 District	1900 099983 https://benhvien115.com.vn/
6	Trung Vuong Hospital	No. 266 Ly Thuong Kiet, 14 Ward, 10 District	02838656744 https://bvtrungvuong.vn/
7	Van Hanh Hospital	No. 781/B1-B3-B5, Le Hong Phong, 12 Ward, 10 District	028 3863 2553 https://benhvienvanhanh.vn/
8	An Sinh Hospital	No. 10 Tran Huy Lieu, 12 Ward, Phu Nhuan District	028 3845 7777 http://ansinh.com.vn/
9	FV Hospital	No. 6, Nguyen Luong Bang, Nam Sai Gon, 7 District	028 5411 3333 https://www.fvhospital.com/
10	Xuyen A General Hospital	No. 42, 22 Highway, Cho Hamlet, Tan Phu Trung, Cu Chi	1800 9075 https://bvxuyena.com.vn/
11	City International Hospital	No. 3, 17A Street, Binh Tri Dong B, Binh Tan District	1900 8146 https://cih.com.vn/
12	Vinmec Central Park International Hospital	No. 720A Dien Bien Phu, 22 Ward, Binh Thanh District	028 3622 1166 https://www.vinmec.com/vie
13	Phuoc An Medical Center -Banch No. 3	No. 95A Phan Dang Luu, 7 Ward, Phu Nhuan District	028 7300 2203 https://ykhoaphuocan.vn

14	Dai Phuoc General Clinic	No. 829-829A, 3/2 Street, 7 Ward, 11 District	1900 599941 http://phongkhamdaiphuoc.vn/
15	International SOS Vietnam Clinic	No. 167A Nam Ky Khoi Nghia, 7 Ward, 3 District	028 3829 8520 https://www.internationalsos.com
16	Cho Ray Hospital	No. 201B Nguyen Chi Thanh, 5 District	028 3855 4137 http://choray.vn/
17	Thong Nhat Hospital	No. 1 Ly Thuong Kiet, 7 Ward, Tan Binh District	028 3869 0277 https://bvtn.org.vn/
18	University Medical Hospital- Banch No. 1	No. 215 Hong Bang, 11 Ward, 5 District	028 3855 4269 https://bvdaihoc.com.vn/

《ダナン》

No.	Facility name	Address	Contact information
1	Da Nang C Hospital	122 Hai Phong, Thach Thang, Hai Chau District	0236 3821 480 https://bvcdn.org.vn/
2	Da Nang Hospital	124 Hai Phong, Thach Thang, Hai Chau District	0236 3821 118 http://dananghospital.org.vn/
3	Hoan My Hospital	291 Nguyen Van Linh Street, Thac Gian, Thanh Khe District	0236 3650 676 https://hoanmy.com/danang/

《根拠法》公文書No.143/KCB-PhCN&GD、公文書No.1171/KCB-PhCN&GD、公文書No.1673/SYT-NVY
なお、現時点ではリストにない病院の診断書を有効と認める地域もあるが、行政の対応が不透明なため、都度確認が必要となる。

質問12: ベトナム国外で取得した健康診断書は有効か？

法規によると、必要な検査項目を満たしていれば、国外で発行された健康診断書も有効である。ただし、それをベトナム語に翻訳・公証する必要があるが、また実際にベトナムの当局が承認するか疑問が残るため、ベトナムの指定病院で受診する方が安全である。ベトナムの国際病院における健康診断の費用は100米ドル程度であり、ベトナム語での診断書も発行している。なお、地域や担当者によっては、健康診断書の内容について以下の2点に注意をする必要がある。

1. 健康診断書の必要な項目は、体力検査、一般的な検査、画像診断、機能検査
2. 「健康状態が良好であり、ベトナムで就労ができる」といった医師のコメントが要求される。

質問13: 労働許可書の申請過程の一ステップとして無犯罪証明書を申請する際の留意点は何か？

外国人の日程に応じて、日本またはベトナムで犯罪経歴証明書を申請できる。ベトナムで申請の場合、以下の機関・組織で申請できる。

- ・ ベトナムにおける日本大使館または領事館（発行期間：2～3ヶ月）
- ・ 居住地の司法局（発行期間：約1ヶ月）

司法局で無犯罪証明書を申請する際、基本的に居住地の公安からの居住確認書があるとの条件を満たす必要。ベトナムで犯罪経歴証明書を取得する際、ベトナムでの滞在期間に関する制限はない。

質問14: パスポートの有効期限が2年未満の場合、最長2年の労働許可書は申請できるか？

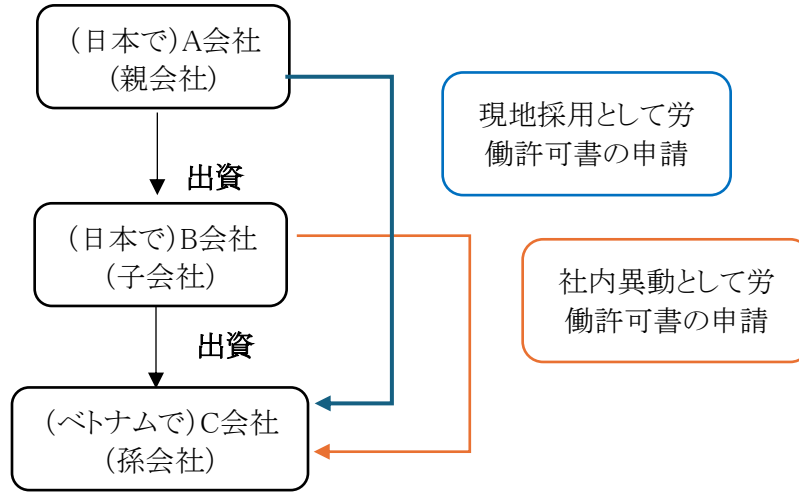
パスポートの有効期限は、政令No. 152第10条に規定された労働許可証の期限として根拠の一つには該当しない。
したがって、パスポートの有効期限が2年未満であっても、上記政令の他の期限に関する条件が満たされていれば、パスポートの有効期限を超えて最大2年間の労働許可書を申請できる。

質問15: 日本本社からの社内異動(出向)の定義は？

政令No.152/2020/ND-CP第3条1項によると、企業内転勤の外国人とは、当該企業(本社や出資会社)より、12カ月以上前に採用されてベトナムで勤務する者である。

その証明書は、本社や出資会社の代表者が発行する任命書(辞令)である。(P.78 サンプルあり)

留意点として、外国人労働者が親会社から孫会社に出向する場合、社内異動とは見なされない。以下の図を参照。



《根拠法》[政令152第3条1項](#)

質問16: 外国人労働者が同時に2つ以上の企業で働いている場合は？

各企業において、外国人労働者は労働許可書を申請する必要がある。

留意点として、外国人労働者が同じ職名で働く場合、専門家または技術者としての職位申請する場合は、すでに発行された労働許可書を使用して専門家や技術労働者であることを証明できる。

《根拠法》[政令152第9条9項a](#)

質問17: 外国人労働者がすでに労働許可書を取得しているが、その企業内で業務上の地位や業務内容が変更された場合、再度労働許可書を申請する必要があるか？

[政令152第9条](#)の規定によると、有効な労働許可書を既に取得している外国人労働者が業務上の地位を変更する場合は、特別なケースと見なされる。

この場合、外国人労働者と企業は、現在の業務上の地位に適した労働許可書を申請するために必要な書類を準備する必要があるが、[政令No.152/2020/ND-CP第9条の9項b](#)で規定されているいくつかの書類は簡略化できる。

質問18: 専門家としての労働許可書を申請したいが、前職での勤務経験が3年未満のため、他の勤務先での関連する経験を合算して3年の条件を満たすことは可能か？

ベトナム以外の複数の国や企業で勤務していた外国人労働者は、各国の機関・組織・企業からの証明書や確認書類を使用して、自己の勤務経験経歴を合算して証明することができる。

質問19: 労働者および雇用者に対する労働許可書に関する規定違反の処罰時効はどれくらい?

1. 行政違反に対する処罰の時効は1年。
2. 時効を計算する基準は以下の通り:
 - 行政違反が終了した場合、時効は違反行為が終了した時点から。
 - 行政違反が現在進行中の場合、時効は違反行為が発見された時点から。

《根拠法》政令No.12/2022/ND-CP第5条1項、行政罰則法第6条1項a、b

第3部ビザ (査証)取得

第1章 概要

1. ビザ(査証)

2015年1月1日より、ベトナムにおける外国人の出入国、通過および居住に関する法No.47/2014/QH13(以下、2014年出入国管理法とする)が発効した。それから、法No.47は、2019年11月25日の法No.51/2019/QH14(以下、2019年改正出入国管理法とする)、2023年6月24日の法No.23/2023/QH15(以下、2023年改正出入国管理法)により、一部改正・補足された。ベトナムへの外国人の入国を促進し、新型コロナウイルスのパンデミック後の社会経済の回復を促進するための条件を整えることを前提としているため、外国人に対するベトナム出入国の管理は以前より柔軟になった。

ビザには、従来からシングルビザ(1回限り入国が許可される)、マルチビザ(複数回入国が許可される)があるが、目的に応じたビザの取得が必要である。

(*)日本人の場合、ビザなしで45日間滞在することができる。

主なビザの種類(27種類)

査証コード	入国目的	有効期間
NG1	共産党書記長、国家主席、国会議長、首相の招待するミッションのメンバー	1年
NG2	党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、副首相、祖国戦線主席などの招待するミッションのメンバー	1年
NG3	公館、領事館、国連所属国際機関、政府間代表機関などのメンバー、任期中に帯同するそのメンバーの配偶者、18歳未満の子供および家事使用人	1年
NG4	外国の代表機関、領事機関、国連に属する機関等で就労する者、その者に同行する配偶者や18歳未満の子供。これらの機関を訪問する者	1年
LV1	党中央に属する機関、国会、政府、祖国戦線、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家監査院、中央省庁、中央直轄市・省の人民委員会等で就労する者	1年
LV2	政治・社会組織、ベトナム商工会議所で就労する者	1年
DT1	ベトナムにおける出資額が1000億ドン以上、または政府が定める優遇業種や優遇地域に投資する外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。	5年
DT2	ベトナムにおける出資額が500億ドンから1000億ドン未満、または政府が定める推奨業種に投資する外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。	5年
DT3	ベトナムにおける出資額が3億ドンから500億ドン未満の外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。	3年
DT4	ベトナムにおける出資額が3億ドン未満の外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。	1年
DN1	ベトナムの法律に基づき、法人格を有する他の企業や組織で就労する外国人に対して発給する。	1年
DN2	ベトナムが加盟する国際条約に基づき、外国人に対してサービスの提供、商業拠点の設立、その他の活動を行うために入国する外国人に発給する。	1年

査証コード	入国目的	有効期間
NN1	国際組織のプロジェクト、外国の非政府組織の駐在員事務所の所長	1年
NN2	外国企業の駐在員事務所、支店の代表者、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の代表者	1年
NN3	非政府組織、駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所で就労する者 (注: 就労期間は1ヶ月から3ヶ月までの短期)	1年
DH	研修・学習する者	1年
HN	会議、シンポジウムに参加する者	90日
PV1	常駐するジャーナリスト	1年
PV2	短期間の活動を行うジャーナリスト	1年
LD1	労働許可書が不要である旨の確認を受けたベトナムで就労する外国人に発給する。ただし、ベトナムが加盟する国際条約に異なる規定がある場合を除く。	2年
LD2	ベトナムにおいて就労する場合、労働許可書が必要な外国人にビザを発給する。	2年
DL	観光客	90日
TT	LV1、LV2、LS、DT1、DT2、DT3、NN1、NN2、DH、PV1、LD1、LD2 ビザが発給される外国人の配偶者、18歳未満の子弟; ベトナム国民の父母、配偶者、子弟である者	1年
VR	親族訪問、その他の目的の者	180日
SQ	同法第17条3項に該当する者	90日
LS	ベトナムで活動する外国人弁護士に発給する。	5年
EV	電子ビザ	90日

※当局の判断により、法規上の規定よりも短い期間で発給される場合があります。

例: 実務上、DN1ビザの有効期限が3ヵ月間、LD2ビザの有効期限が1年間で発給される場合もあります。

2. 一時在留許可証(テンポラリー・レジデンス・カード)

外国人は取得すべきビザの種類に応じて、一時在留許可書(以下、「レジデンスカード」とする)を申請することができます。

一時在留許可証の有効期間は最長5年であるが、労働許可書取得対象者は、労働許可書の期限内での取得となる。一時在留許可証の有効期間中はビザの取得が免除される。

ビザの種類	有効期間
NN1、NN2、TT、ĐT3	最長3年
LD1、LD2、PV1	最長2年
ĐT2、NG3、LV1、LV2、DH、LS	最長5年
NG1、NG4、DN1、DN2、NN3、HN、PV2、DL、SQ、VR、EV、NG2、ĐT4	記載なし
ĐT1	最長10年

3. 申請先

ケースによってハノイ市・ダナン市・ホーチミン市にある出入国管理局(公安省の管轄下)、または管轄市・省の出入国管理室(市・省の公安管轄下)。

4. 未取得時の処罰

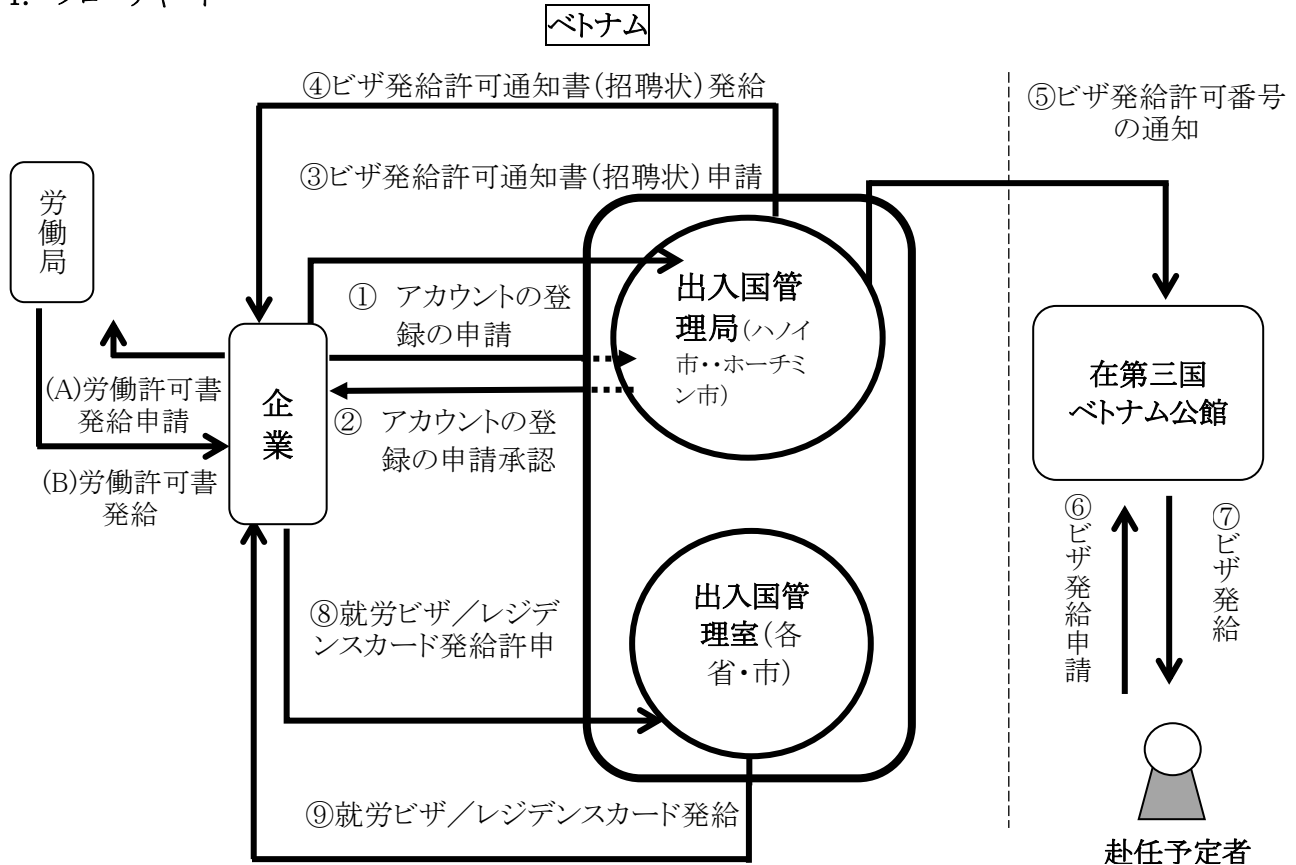
2021年12月31日付政令No.144/2021/ND-CP第18条3項に従い、出入国時に必要なビザを取得していない場合、300～500万ベトナムドンの罰金を科される。許可なく(ビザを取得せず)居住している外国人に対しては、同政令第18条7項に従い、3,000～4,000万ベトナムドンの罰金が科される。

5. 関係機関リスト

ハノイ市	ホーチミン市
<u>出入国管理局</u> (CỤC QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所: 44-46 Tran Phu, Ba Dinh, Ha Noi. 電話: 024 3825 7941 FAX: 024 3824 3287	<u>出入国管理局</u> (CỤC QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所: 333-335-337 Nguyen Trai, Nguyen Cu Trinh, Dist.1, HCM 電話: 0283 920 2300
<u>出入国管理室</u> (PHÒNG QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所: 44 Pham Ngoc Thach Street, Phuong Lien, Dong Da, Hanoi 電話: 04 3942 3076 FAX: 04 3822 3043	<u>出入国管理室</u> (PHÒNG QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所: 196 Nguyen Thi Minh Khai, Ward 6, District 3, HCM 電話: 028 38299 398 FAX: 028 38244 075

第2章 必要書類とスケジュール

1. フローチャート



1) 商用ビザ (DN1/DN2) 取得の流れ

フローチャート①～⑦の通り。

2) 就労ビザ (LD1/ LD2) 取得の流れ

《ケース1》 ベトナム入国前に取得する場合（労働許可書を入国前に取得できる場合のみ）

- (1) 労働許可書を取得する（フローチャート(A)、(B)）。
- (2) 「ビザ発給許可通知書(招聘状)」の取得申請を行い、ビザ発給許可通知書の取得後、第三国のベトナム公館において就労ビザを取得する。流れは商用ビザ取得と同じで、⑥⑦のビザの種類が就労ビザとなる（フローチャート①～⑦）。
- (3) 一時在留許可証の発給対象である場合は、就労ビザ取得後、ベトナム国内において一時在留許可証の発給申請を行う（フローチャート⑧、⑨）。

《ケース2》 商用ビザ (DNビザ) で入国した場合（商用ビザの招聘人と労働許可書の申請人が同一の場合のみ）

- (1) 労働許可書を取得する（フローチャート(A)、(B)）。
- (2) 管轄市・省の出入国管理室において、就労ビザ、または一時在留許可証の発給申請を行う（フローチャート⑧、⑨）

《ケース3》 商用ビザ(DNビザ)以外で入国した場合／労働許可書の申請人と異なる招聘人による商用ビザ(DNビザ)で入国した場合

- (1) 労働許可書を取得する(フローチャート(A)、(B))。
- (2) ベトナム国外へ出国する。
- (3) 「ビザ発給許可通知書(招聘状)」の取得申請を行い、ビザ発給許可通知書の取得後、第三国のベトナム公館において就労ビザを取得する。流れは商用ビザ取得と同じで、④⑤のビザの種類が就労ビザとなる(フローチャート①～⑦)。
- (4) 一時在留許可証の発給対象である場合は、就労ビザ取得後、ベトナム国内において一時在留許可証の発給申請を行う(フローチャート⑧、⑨)。

2. 提出書類の詳細とスケジュール

フローチャート①② 出入国管理局でのアカウントの登録の申請

申請書: 出入国管理局

取得に係る期間: 3営業日

No	提出必要書類	取得先	作成・取得日数	備考
1	申請書	-	-	所定フォーム NA19
2	企業登録証明書の電子公証	区レベルの人民委員会	2営業日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業登録証明書の原本の持参が必要。 ・ 初回申請の際のみ提出が必要。
3	法的代表者の署名・企業の押印確認書	-	-	初回申請の際のみ提出が必要(所定フォームNA16)

フローチャート③④ 「ビザ発給許可通知書(招聘状)」の申請書類(ハノイ市の場合)

申請先: 出入国管理局

取得にかかる期間: 5営業日

※3は就労ビザ(LDビザ)取得時のみ必要。

※ アカウントの登録申請が完了していることが条件。

No	提出必要書類	取得先	作成・取得日数	備考
1	申請書	ベトナム出入国管理局	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上(所定フォームNA2) ・ オンラインでの記入の後、印刷、企業の署名・押印が必要。
2	労働許可書の公証版	ベトナム公証役場	1営業日	
3	戸籍謄本(合法化版の翻訳・公証)	ベトナム公証役場	2営業日	家族帯同の場合

フローチャート⑥⑦ 第三国ベトナム大使館／領事館でビザを取得する場合の必要書類

取得にかかる期間:各公館により異なる。駐日ベトナム大使館では、現在のところ1営業日

No	提出必要書類	取得先	作成・取得日数	備考
1	パスポート(原本)	-	-	
2	ビザ発給申請書	在第三国 ベトナム 大使館／ 領事館	-	申請者の署名が必要 (所定フォーム: NA1)
3	顔写真1枚(3 x 4cm、カラー、 背景白、無帽、眼鏡なし)	-	-	2の申請書へ貼付ける
4	ビザ発給許可通知書 (招聘状)	-	-	写しでも可。
5	委任状(代理人取得の場合)	-	-	フォーム指定なし

フローチャート⑧⑨ 就労ビザ(LDビザ)／帯同ビザ(TTビザ)／レジデンスカードをベトナムで取得する場合の申請書類(ハノイ市の場合)

申請先:出入国管理室、またはその他当該管轄機関

取得にかかる期間:5営業日

※ アカウントの登録申請が完了していることが条件。

No	提出必要書類	公証	取得日数	備考
1	パスポート(原本)	-	5営業日	帯同ビザを申請する場合、家族全員分のパスポートが必要。 申請中はパスポートを当局へ預ける必要あり返却不可
2	ビザ／レジデンスカード発給申請書	-	1営業日	申請者の署名が必要・ビザ: 所定フォーム: NA5 ・レジデンスカード:所定フォーム NA8(申請者の署名が必要); NA6)
3	労働許可書の公証版	○	1営業日	
4	顔写真2枚(2 x 3cm、カラー、 背景白、無帽、眼鏡なし)	-	1営業日	レジデンスカード申請のみ
5	ベトナムでのご滞在住所証明書 (オンラインで公安局にて住居登録済み)	-	-	アパート・レジデンス等のオーナーが実施する。
6	合法化済の戸籍謄本の公証版	○	2営業日	帯同ビザ／レジデンスカード申請のみ

3. ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市等主要都市、地域でみられる運用の違い

手続き	内容	ハノイ市	ホーチミン市	ダナン市
出入国管理局アカウントの登録	提出形式	<ul style="list-style-type: none"> • https://dichvucong.bocongan.gov.vn/を通じてオンライン提出を行う。 • 原本の提出は不要。 • 企業の電子署名付きの公共サービスアカウントを使用して申請する。 		
	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 規定に従ったフォーム (NA16、NA19) ② 企業のERCの電子公証版 ③ その他、企業の事務所の賃貸借契約書、写真や、事務所で勤務している従業員の写真など、いくつかの書類・資料が必要となる。 		
	処理期間	少なくとも3営業日		
	手数料	無料		
短期商用ビザ (DNビザ)	提出形式	<ul style="list-style-type: none"> • https://dichvucong.bocongan.gov.vn/ を通じてオンラインで提出を行う。 • 原本の提出は不要。 • 申請のため、以上のステップで登録した電子アカウントを使用する。 		
	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 規定に従ったフォーム (NA2) ② 各申請に応じて、外国人が実際に出勤していることを証明するために外国人雇用の許可証明書、誓約書(ベトナム滞在期間に準ずる)が必要になる場合がある。 		
	処理期間	原本を提出した後、少なくとも5営業日		
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ① シングルビザ: 25\$ ② マルチビザ: 50\$ 		
レジデンスカード	提出形式	<ul style="list-style-type: none"> • https://dichvucong.bocongan.gov.vn/を通じてオンラインで提出する。 • オンラインで提出した上で、原本をハノイ市出入国管理室に提出する。担当部署が書類を確認し、問題がなければ翌営業日に料金支払いのメッセージを送信する。 	<ul style="list-style-type: none"> • https://dichvucong.bocongan.gov.vn/を通じてオンラインで提出する。 • オンラインで提出後24時間以内に、料金支払いのメールとメッセージを受け取る。支払いが完了した後、24時間以内に原本を持参して、ホーチミン市出入国管理室に提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> • https://dichvucong.bocongan.gov.vn/を通じてオンラインで提出する。 • オンラインで提出後、料金支払いのメールとメッセージを受け取る。支払いが完了した後、原本を持参して、ダナン市出入国管理室に提出する。
	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 規定のフォーム (NA6、NA8) ② パスポート原本 ③ 労働許可証の公証版 ④ 申請できた招聘状 ⑤ 2x3の写真(2枚) ⑥ オンライン滞在登録申請書 ⑦ 紹介状 ※提出する企業の社員がVssID¹および労働契約書を提示する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 規定のフォーム (NA6、NA8) ② パスポート原本 ③ 労働許可書の公証版 ④ 申請できた招聘状 ⑤ 2x3、4x6の写真(各2枚) ⑥ オンライン滞在登録申請書 ⑦ 紹介状 ※提出する企業の社員がVssID¹および労働契約書を提示する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 規定のフォーム (NA6、NA8) ② パスポート原本 ③ 労働許可書の公証版 ④ 申請できた招聘状 ⑤ 2x3の写真(2枚) ⑥ オンライン滞在登録申請書 ⑦ 紹介状 ⑧ 対象者の労働契約(ある場合)あるいは任命書(ある場合) ※提出する企業の社員がVssID¹および労働契約書を提示する場合がある。
	処理期間	原本を提出した後、少なくとも5営業日		
	手数料	145ドル		

※VssID¹の定義: ベトナム社会保険のモバイルデバイスプラットフォーム上のアプリケーション。

VssID - デジタル社会保険 (VssID) とは、ベトナム社会保険が提供するモバイルデバイス向けのアプリケーションである。

これは、社会保険 (BHXH) や医療保険 (BHYT) に加入する人々が情報に入手し、公共サービスを便利かつ迅速に利用できるよう支援するためのコミュニケーションツールである。

このアプリは、現在使用されている紙の社会保険帳 (Sổ BHXH) や医療保険カード (Thẻ BHYT) に代わるものとして、段階的に導入することを目指している。

第4部 ビザ取得に関するFAQ

質問1: 就労ビザ(LDビザ)とテンポラリー・レジデンスカード(LD)の違いは？

両者の違いは下表のとおり。

項目	就労ビザ(LDビザ)		テンポラリー・レジデンスカード(LD)
期間	最長2年間 (実務上は最長1年間であるケースが多くみられる)		最長2年間
形態	パスポート原本に貼付 (商用ビザと同様)		カードサイズ
その他	-		バイク新車の購入が可能
ビザ発給手数料	90日以内のビザ	50 USD/ビザ	145USDものとなる。
	90日を超えて～180日以内のビザ	95 USD/ビザ	
	180日を超えて～1年以内のビザ	135 USD/ビザ	

質問2: 保証された企業で就業しない場合、レジデンスカードの返却手続きは？

招待した企業が外国人労働者の保証を行わない場合、申請したレジデンスカードの返却申請を行い、出国準備のために、同時にベトナム滞在延長の申請も行う必要がある。

滞在延長期間については、企業の要求および当局の処理により、通常最大1か月間の延長が承認される。

質問3: 就労ビザの取得場所は？

就労ビザの取得場所は、申請者がベトナムにいる場合は出入国管理室となり、申請者がベトナム国外にいる場合は、第三国にあるベトナム公館となる。在日本のベトナム公館は、在日本ベトナム大使館(東京)、在日本ベトナム領事館(大阪)、在日本ベトナム領事館(福岡)の3カ所である。

参考:

商用ビザの招聘人と労働許可書の申請人が同一の場合、商用ビザから就労ビザ/レジデンスカードへの切り替えが、ベトナム国内において可能である。

質問4: 商用ビザをベトナム国内で延長することは可能？

労働許可書を取得していない場合、商用ビザをベトナム国内で延長することは不可能。ただし、労働許可書を申請

中の場合、ベトナム国内で1ヵ月のビザ延長が可能である。その際、規定どおりの申請書類以外に、延長の理由を説明する公文書、労働局からの受け渡し証明書(写し)が必要。

質問5: アライバル・ビザの取得要件は？

下記の場合に限り、アライバル・ビザの受領が可能となる。

- ビザ発給機関のない国から来た場合
- 複数の国を経由して来た場合
- ベトナムの国際観光会社の主催ツアーに参加する目的で入国する場合
- ベトナムの港に停泊している船舶の船員で、別の出入国地点(他港)から出国する必要がある場合
- 親族の葬儀への参加、重病人の見舞いを目的に入国する場合
- 緊急事故、救助隊、レスキュー隊、災害防止、疫病対応、あるいはベトナム管轄機関からの要請による特別な理由で入国する場合

※申請に必要な資料:パスポート、写真、申請書

《根拠法》[外国人出入国・越境・居住法 No.47/2014/QH13の第18条](#)

最近は少なくなっているものの、アライバル・ビザについては、窓口で規定外の料金を要求される等のトラブルも報告されており、注意が必要。

質問6: Eビザとは？

労働許可書を取得した後、就労目的の電子ビザ(Eビザ)と商用ビザをレジデンスカードに切り替えることはできる？

Eビザは電子ビザで、外国人が多く目的で入国するために発行される。外国人は入国管理局のウェブサイトを通じて自分で申請できる。

外国人が就労目的の電子ビザまたは商用ビザで入国した場合、労働許可書を取得した後、レジデンスカードを申請できる。ただし、レジデンスカードの切り替え時に、Eビザで入国した外国人は出入国管理局に追加の説明公文書を提出することが求められる可能性があるが、商用ビザの場合はその必要がない。

質問7: 入国管理局は入国手続きに関連する書類の発行を容易にするためにどのようにデジタル化を適用した？

企業は、外国人の出入国手続きを行いたい場合、出入国管理局のウェブサイトで電子アカウントを登録する必要がある。

電子アカウントを登録した後、企業はそのアカウントを使って商用ビザやレジデンスカードに関する手続きを行うことができる。

※留意点として、電子署名(トークン・キー)の購入が前提となる。

労働許可書取得に係る関連法令集

- 法規の和訳は仮訳であり、正文はベトナム語原文をご参照ください。
- 各種様式(フォーム) は、参考のために和訳した資料であり、実際の提出時はベトナム語版を使用します。
- 法規の和訳はジェトロウェブサイトでも掲載しています。
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business.html>
- 法令のベトナム語版は、下記ベトナム政府ウェブサイトから、ダウンロード可能です。
ベトナム政府ウェブサイト(ベトナム語) : <http://www.chinhphu.vn/>

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【労働法No.45/2019/QH14（抜粋）】

第 3 節 海外で就労するベトナム人労働者、ベトナムに所在する外国の組織・個人のための労働、ベトナムで就労する外国人である労働者]

第 150 条 海外で就労するベトナム人労働者、ベトナムに所在する外国の組織・個人のための労働

1. 国家は、企業・機関・組織・個人に対し、ベトナム人労働者を海外で就労するよう送り出すために労働市場を探索し、拡大することを奨励する。
海外で就労するベトナム人労働者は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別段の定めがある場合を除き、ベトナムの法令および滞在国の法令の規定を遵守しなければならない。
2. ベトナムに所在する外国の組織のため、工業団地・経済区・輸出加工区・ハイテクパークにおいて労働に従事する、またはベトナムに在住する外国公民である個人のために労働に従事するベトナムの公民は、ベトナムの法令を遵守しなければならない、法令による保護を受ける。
3. 政府は、ベトナムに所在する外国の組織・個人のために労働に従事するベトナム人労働者]の採用および管理についての詳細を定める。

第 151 条 ベトナムで就労する外国人労働者の条件

1. ベトナムで就労する外国人労働者は、外国国籍を有する者であり、次の条件を満たさなければならない。
 - a) 満 18 歳以上であり、かつ十分な民事行為能力を有していること。
 - b) [一定の]専門・技術水準、技能、実務経験を有し、かつ保健省大臣の定める健康[状態]を備えていること。
 - c) 外国の法令またはベトナムの法令の定めるところにより、刑の執行期間中である者、犯罪歴がまだ抹消されていない者、または刑事責任を追及されている期間中である者ではないこと。
 - d) この法典第 154 条に定める場合を除き、ベトナムの管轄国家機関が発給する労働許可証を取得していること。
2. ベトナムで就労する外国人労働者との労働契約の

期間は、労働許可証の期間を超えてはならない。ベトナムで就労する外国人労働者を使用する場合、両当事者は有期労働契約を複数回締結することに合意することができる。

3. ベトナムで就労する外国人労働者は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別段の定めがある場合を除き、ベトナムの労働法令を遵守しなければならない、ベトナムの法令により保護される。

第 152 条 ベトナムで就労する外国人労働者の採用、使用の条件

1. 企業、機関、組織、個人、請負業者は、ベトナム人労働者が生産・経営上の需要に応じることができない管理職、幹部職、専門家および技術労働者の職務上の地位に限り外国人労働者を採用することができる。
2. 企業、機関、組織、個人は、ベトナムで就労する外国人労働者を採用する前に、管轄国家機関に対し、労働使用需要について説明し、書面による承認を得なければならない。
3. 請負業者は、ベトナムで就労する外国人労働者を雇用し使用するとき、請負[業務]を実施するために外国人労働者を使用する必要がある業務上の地位、専門・技術水準、実務経験、労働時間について具体的にリスト化し、管轄国家機関から書面による承認を得なければならない。

第 153 条 使用者および外国人労働者の責任

1. 外国人労働者は、管轄国家機関から要求された場合、労働許可証を提示しなければならない。
2. 労働許可証を有さずにベトナムで就労する外国人労働者は、ベトナムにおける外国人の入国、出国、経由、居住に関する法令の定めるところにより、強制出国または退去強制処分を受ける。
3. 労働許可証を有さずに外国人労働者を自らのために就労させる使用者は、法令の定めるところにより処分される。

第 154 条 労働許可証を発給する対象に該当しない、ベトナムで就労する外国人労働者

1. 政府が定める出資価値を有する有限責任会社の所有者または出資者

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 政府が定める出資価値を有する株式会社の取締役
役会会長または取締役会の構成員
3. ベトナムに所在する国際組織または外国の非政府
組織の駐在員事務所若しくはプロジェクトの代表者
またはその活動に対して主たる責任を負う者
4. サービスの販売活動を実施するために、ベトナムに
3 か月未満の期間入国する者
5. 生産経営に影響を与えるまたは影響を与えるおそ
れのある複雑な技術・製造上の事故または事態が
発生し、ベトナム人専門家とベトナムに滞在中の外
国人専門家では処理することができない場合、これ
らを処理するためにベトナムに 3 か月未満の期間
入国する者
6. 弁護士法の定めるところにより、ベトナムで弁護士
業許可証の発給を受けた外国人弁護士
7. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に定
める場合
8. ベトナム人と結婚し、かつベトナムの領土で生活し
ている外国人
9. 政府が定めるその他の場合

第 155 条 労働許可証の期間

労働許可証の期間は最長で 2 年とする。延長する場合、
最大 2 年の期間、1 回に限り延長することができる。

第 156 条 労働許可証が失効する場合

1. 労働許可証の期間が満了した場合
2. 労働契約が終了した場合
3. 労働契約の内容が、発給された労働許可証の内
容に合致していない場合
4. 発給された労働許可証の内容と合致していない労
働に従事する場合
5. 労働許可証が発給される根拠となった分野におけ
る契約の期間が満了または契約が終了した場合
6. 外国側からベトナムで就労する外国人労働者の派
遣を中止する書面による通知があった場合
7. 外国人労働者を使用するベトナム側の企業・組織・
パートナーまたはベトナムにおける外国の組織が
活動を終了した場合
8. 労働許可証が撤回された場合

第 157 条 労働許可証、労働許可証を発給する対象 に該当しない旨の証明書の発行、再発行、延長、撤回

政府は、ベトナムで就労する外国人労働者に対する労
働許可証および労働許可証を発給する対象に該当し
ない旨の確認書の発行、再発行、延長、撤回の条件、
手順、手続きについて定める。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【2020年12月30日付政令No.152/2020/ND-CP】

政令

ベトナムで就労する外国人労働者、在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理に関する規制

2015年6月19日付政府組織法、2019年11月22日付政府組織法および地方政府組織法の改正法に基づき；
2019年11月20日付労働法に基づき；
2020年6月17日付投資法に基づき；
2020年6月17日付企業法に基づき；
労働傷病兵社会省大臣の提案に基づき；
政府は、ベトナムで就労する外国人労働者、在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理を規制する規定の政令を公布する。

**第I章
総則**

第1条 調整範囲

本政令は、労働法の以下の条項に従って、ベトナムで就労する外国人労働者、在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理を規制する。

1. 労働法第157条に従ってベトナムで就労する外国人労働者および労働法第154条1項、2項、9項に基づく労働許可書発行の対象外であるベトナムで就労する外国人労働者に対する、労働許可書の発行・再発行・期限延長・回収、および労働許可書発行の対象外であることの承認書の条件、手順、手続。
2. 在ベトナム外国組織・個人(以下「外国組織・個人」という)に就労するベトナム人労働者の雇用・紹介・管理は労働法第150条3項に基づく。

第2条 適用対象

1. 労働者は、以下の形態でベトナムで就労する外国人公民(以下、外国人労働者と略称する)である：
 - a) 労働契約の履行；
 - b) 企業内での人事異動；
 - c) 経済、商業、金融、銀行、保険、科学技術、文化、スポーツ、教育、職業教育および医療などに関する各種契約または合意の履行；
 - d) 契約に従ったサービスの提供者；

- d) サービス販売の提案；
 - e) ベトナムの法令規定によって活動を許可された在ベトナム外国非政府組織、国際組織で就労する者；
 - g) ボランティア；
 - h) 商業拠点を設立する責任者；
 - i) 管理者、業務執行者、専門家、技術者；
 - k) ベトナムでのプロジェクト、請負の実施に参加する者；
 - l) ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が規定する、ベトナムでの就労を許可された在ベトナム外国代表機関のメンバーの家族。
2. 外国人労働者を雇用する雇用者は、以下からなる：
 - a) 企業法、投資法、またはベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従って活動する企業；
 - b) 入札、請負契約の実施に参加する請負業者；
 - c) 管轄機関の承認により設立を認可された企業・組織・機関の駐在員事務所、支店；
 - d) 政府機関、政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会組織、社会職業組織；
 - d) ベトナムの法令の規定に従って、ベトナムの管轄機関から登録証明書を付与された外国の非政府組織；
 - e) 法令の規定に従って設立された事業組織、教育機関；
 - g) 国際組織、ベトナムにおける外国プロジェクトの事務所；政府、首相、省庁および支部が法令の規定に従った設立および活動することに認可した機関・組織；
 - h) 業務協力契約における外国投資家の運営事務所、または法令によって活動登録された外国請負業者の事務所；
 - i) 法令の規定に従ってベトナムで運営される弁護士職業組織；
 - k) 協同組合法によって設立され、活動する協同組合、協同連合；
 - l) 法令の規定に従って運営活動を許可された経営世帯、個人。
 3. 在ベトナム外国組織とは、ベトナムの管轄機関によりベトナム領土内で活動することを許可された外国機関・組織であり、以下からなる：
 - a) 外交の代表機関、領事機関、国連システムに属す

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- る国際組織の代表機関、地域および準地域の組織；
- b) 外国の報道機関、新聞社、テレビ・ラジオ局の常駐事務所；
 - c) 国際組織、外国政府の関連組織、外国政府の傘下の組織；
 - d) 法令の規定に従って、ベトナムの管轄機関から登録証明書を付与された外国の非政府組織；
 - d) 経済、商業、金融、銀行、保険、科学技術、文化、教育、医療、法律コンサルタントなどの分野で活動する外国組織のベトナム駐在員事務所。
4. 在ベトナムの外国人は、本条3項に指定される組織で就労する外国人、またはベトナムの管轄機関によりベトナムに居住許可を得た人である。
 5. 在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者。
 6. 在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・紹介・管理に関する在ベトナム外国組織・個人にサービスを提供する雇用サービス組織および労働派遣企業。

第3条 用語の解釈

1. 企業内人事異動の外国人労働者とは、ベトナム領土内に商業拠点を設立した外国企業の管理者、代表取締役社長、専門家、技術的な労働者が、企業内人事異動としてベトナム領土内の商業拠点に一時的に異動することで、過去に最低連続12ヶ月間雇用されている者をいう。
2. ボランティアとは、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約を履行するためにベトナムで奉仕として無報酬で就労し、在ベトナム外交の機関または国際組織の承認を得た外国人労働者をいう。
3. 専門家とは、次のいずれかの場合に該当する外国人労働者をいう。
 - a) 大学レベル以上の卒業証明書または同等の証憑類を有し、外国人労働者がベトナムで就労する予定の職種に適した専門分野で最低3年の実務経験を有すること；
 - b) 最低5年の経験があり、外国人労働者がベトナムで就労する予定の職種に適した実務証明書を持つこと；
 - c) 労働傷病兵社会省の提案に応じて首相によって決定された特別な場合。

4. 管理者とは、企業法第4条第24項の規定に従って企業を管理する者、もしくは機関・組織の長、副長をいう。
5. 代表取締役社長とは、機関や組織、または企業に所属する部署の長であり、その部署を直接指導する者をいう。
6. 技術的な労働者とは、次のいずれかの場合に該当する外国人労働者をいう。
 - a) 技術またはその他の専門的教育で最低1年訓練され、訓練された専門領域では最低3年間勤務したこと；
 - b) 外国人労働者がベトナムで就労する予定の職種に適した仕事で最低5年の経験を持つこと。
7. 商業拠点とは、外国投資資本を有する経済組織；在ベトナム外国貿易商人の駐在員事務所および支店；業務協力契約における外国投資家の運営事務所をいう。
8. 契約に従ったサービスの提供者とは、在ベトナム商業拠点を持たない外国企業で最低2年(24か月)就労した外国人労働者であり、本条3項に記載される専門家の規制を満たす者をいう。
9. サービス販売の提案の形で就労する外国人労働者とは、ベトナムに居住しておらず、ベトナム国内のどの源泉からも収入を得ず、サービス提供者の代表として、そのサービスが一般に直接販売されず、サービスの提供に直接関与しないという条件で、その提供者のサービス利用について交渉することに関連する活動に参加する者をいう。

第II章

外国人労働者の雇用需要の承認；労働許可書の発行の対象外である外国人労働者；労働許可書の発行・再発行、期限延長および労働許可書の回収

第1節 外国人労働者の雇用需要の承認

第4条 外国人労働者の雇用

1. 外国人労働者を雇用する需要の確定
 - a) 雇用者(請負業者を除く)は外国人労働者を雇用する予定日の最低30日前までに、ベトナム人労働者では対応できない職種ごとに外国人労働者を雇用する需要を確定し；労働傷病兵社会省、または外国人労働者が就労する予定の省レベルまたは中央直轄市レベル人民委員会(以下、省レベル

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

人民委員会と略称する)に本政令に添付して発行された様式No.01/PLI付録Iに従って、報告しなければならない。

実施過程において、外国人労働者の雇用需要が変化した場合、雇用者は、本政令に添付して発行された様式No.02/PLI付録IIに従って、労働傷病兵社会省または省レベル人民委員会に外国人労働者を雇用する予定日の最低30日前までに報告しなければならない。

- b) 労働法第154条第3項、4項、5項、ならびに本政令第7条1項、2項、8項、9項、10項、11項、12項、13項に規定された外国人労働者の場合、雇用者は外国人労働者の雇用需要を確定する必要がない。
2. 労働傷病兵社会省または省レベル人民委員会は、説明報告書または外国人労働者の雇用需要の変化に関する説明報告書を受領した日から10営業日以内に、本政令に添付して発行された様式No.03/PLI付録Iに従って、各職種に対する外国人労働者の使用の書面による承認または不承認を発行するものとする。

第5条 請負業者の外国人労働者の雇用

1. 外国人労働者を雇用する前に、請負業者は、ベトナムでの請負を実施するために必要な外国人労働者の人数、資格、専門的能力、経験を報告し、並びに省レベル人民委員会委員長に、本政令に添付して発行された様式No.04/PLI付録Iに従って、外国人労働者を雇用する予定の職位にベトナム人労働者の雇用に関する願書を提出しなければならない。

請負業者が報告した労働者の雇用人数を調整または追加を希望する場合、投資家は、本政令に添付して発行された様式No.05/PLI付録Iに従って、投資家は請負業者の労働者の雇用需要の調整・追加提案を確認しなければならない。

2. 省レベル人民委員会委員長は、地域内の機関・組織に対し、ベトナム人労働者を請負業者に紹介および供給するよう、または他地方の機関・組織と連携してベトナム人労働者を請負業者に紹介および供給するよう指導する。500名以上のベトナム人労働者の募集願書を受領した日から最長2か月以内、100名以上500名未満のベトナム人労働者の募集願書を受領した日から最長1か月以内、100人未満

のベトナム人労働者の募集願書を受けた日から15日以内に、ベトナム人労働者を請負業者に紹介・供給できない場合、省レベル人民委員会委員長は、本政令に添付して発行された様式No.06/PLI付録Iに従って、請負業者がベトナム人労働者を雇用できない職業に外国人労働者を雇用させることを検討し、決定する。

3. 投資家は、ベトナム人および外国人労働者の雇用に関して報告された内容を遵守するよう請負業者を監督し要求する責任を負い;法令の規定に従い、請負業者で就労する外国人労働者の募集・雇用に関する規制を実施するよう案内し、促し、検査する。また、外国人労働者が法的規制を遵守するよう監視・管理し;投資家は、7月5日と翌年1月5日までに、本政令に添付して発行された様式No.07/PLI付録Iに従って、年の最初の6か月および毎年外国人労働者の募集・雇用状況を報告しなければならない。

年の最初の6か月の報告データを締め切るまでの期間は、前の報告期間の12月15日から報告期間の6月14日までに計算され、年次報告データを締め切るまでの時間は、前年の12月15日から報告期間の12月14日までと計算される。

4. 毎年または不定期に、労働傷病兵社会局は省・市レベル警察機関、省レベル国境警備司令部、または国境地域、国境門、島嶼、戦略的な地域、重要地域、国防の主要地域における国防省の関連機関・部隊、およびその他の関連機関と協力し、当該地域の請負業者が実施する下請けに就労する外国人労働者に対する法的規制の実施を確認、検査し、検査結果を省人民委員会、労働傷病兵社会省、公安省、国防省に報告する。

第6条 外国人労働者雇用の報告

1. 外国人雇用者は、7月5日と翌年1月5日までに、本政令に添付して発行された様式No.07/PLI付録Iに従って、年の最初の6か月および毎年外国人労働者の募集・雇用状況を報告しなければならない。年の最初の6か月の報告データを締め切るまでの期間は、前の報告期間の12月15日から報告期間の6月14日までに計算され、年次報告データを締め切るまでの時間は、前年の12月15日から報告期間の12月14日までと計算される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 7月15日および翌年1月15日までに、または要請に応じた不定期、労働傷病兵社会局は労働傷病兵社会省に当該地域で就労する外国人労働者の状況について、本政令に添付して発行された様式No.08/PLI付録Iに従って報告する責任を負う。年の最初の6か月および毎年の報告データを締め切る時期は、国家行政機関の報告体制に関する政府の規制に従うものとする。

第2節 労働許可書発行の対象外である外国人労働者

第7条 労働許可書発行の対象外である外国人労働者の場合

労働法第154条3項、4項、5項、6項、7項、8項に定められた場合以外、以下の外国人労働者が労働許可書発行の対象とならない。

1. 資本金30億VND以上の有限責任会社の所有者または、出資者。
2. 資本金30億VND以上の株式会社の取締役会長または、取締役メンバー。
3. ベトナムが世界貿易機関加盟時の公約において規定した経営、情報、建設、流通、教育、環境、金融、医療、観光、文化・娯楽、運輸の11サービス業種で、企業内人事異動の形態でベトナムで就労する者。
4. ベトナムと外国の管轄機関によって締結された政府開発援助(ODA)に関する国際条約の規定あるいは合意内容に従うODAプログラム・プロジェクトのための専門的および技術的なコンサルティングサービスの提供、またはプログラム・プロジェクトの研究、構築、審査、監視・評価、管理、実施を行うためにベトナムに入国する者。
5. 法令の規定に従ってベトナムで報道、通信活動の許可書を外務省より発行された者。
6. 外国の外交代表機関、国連またはベトナムが署名し加盟した協定に基づいて設立された施設・組織によって管理されているインターナショナルスクールで教授・研究するために、外国の管轄機関・組織によってベトナムに派遣された者。
7. 本政令第3条2項に定められたボランティア。
8. 管理者、業務執行者、専門家や技術者の職位としてベトナムに従事し、1回の勤務期間が30日未満で年間3回以下の者。
9. 法令の規定に従って、中央および省レベルの機

関・組織によって署名された国際協定を履行するためにベトナムに入国する者。

10. ベトナムの機関・組織・企業と実習協約を締結している海外の教育機関で学ぶ生徒や学生、ベトナム船舶インターンと研修生。
11. 第2条1項Iに規定する、ベトナムで就労する在ベトナム外国代表機関のメンバーの家族。
12. 政府機関、政治組織、政治社会組織で就労する公用パスポートを持つ者。
13. 商業拠点を設立する責任者。
14. ベトナム教育訓練省により、ベトナム国内で教授・研究を行うためにベトナムへの入国が確認された者。

第8条 労働許可書発行の対象外である外国人労働者の承認

1. 労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会問題局は、外国人労働許可書発行の対象外であることを承認する権限を有する。

2. 雇用者は、外国人労働者が就労する予定地の労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局に対し、その外国人労働者が外国人労働許可書発行の対象外であることを外国人労働者の勤務開始日の最低10日前に承認するよう要請する。

労働法第154条4項、6項および8項並びに本政令第7条1項、項、項、項に規定する場合には、外国人労働者が対象外であることを承認する手続きを行う必要はない。ただし、その外国人労働者が就労する予定地の労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局に、氏名、年齢、国籍、パスポート番号、雇用者の氏名、外国人労働者のベトナムで就労する開始日および終了日等を、外国人労働者のベトナムで勤務開始日の最低3日前に報告を行わなければならない。

外国人労働者が労働許可書発行の対象外であることの承認期限は2年以内であり、本政令第10条に定められる各場合の期限に従う。外国人労働者が労働許可書の対象外であることを承認する再発行の場合、最長2年となる。

3. 労働許可書の対象外であることの承認に必要な申請書類は以下が含まれる。
 - a) 本政令に添付して発行された様式No.09/PLI付録IIに従って、外国人労働者が労働許可書発行の対

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 象外であることを承認する申請書；
- b) 本政令第9条2項に規定する健康証明書または健康診断証明書；
 - c) 外国人労働者の雇用需要を確定する必要がない場合を除き、外国人労働者の雇用需要を承認する文書；
 - d) 法令で規定される有効なパスポートの謄本認証；
 - d) 外国人労働者が労働許可書発行の対象外であることを証明できる書類；
 - e) 本項の第b、c、dに規制する書類は、原本または謄本認証である。その書類が外国の物である場合は、領事による合法化、ベトナム語に翻訳され、認証される必要がある。ただし、ベトナム社会主義共和国および関連外国が加盟する国際条約、互惠原則または法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合は除く。
4. 労働許可書発行の対象外であることの承認の申請書類を十分に受領した日から5営業日以内に、労働傷病社会省または労働傷病社会局は本政令に添付して発行された様式No.10/PLI付録Iに従って、労働許可書発行の対象外であることを書面にて承認する。棄却する場合には、その理由を明記した書面による回答をしなければならない。

第3節 労働許可書の発行

第9条 労働許可書発行の申請書類

1. 本政令に添付して発行された様式No.11/PLI付録Iに従った、雇用者からの労働許可書申請書。
2. 署名した日から申請書を提出した日まで12か月間有効の外国もしくはベトナムの管轄医療機関・組織が発行した健康証明書や健康診断証明書；または保険省の大臣により定められる健康要件を満たす健康証明書。
3. 外国の法令もしくはベトナムの法令の規定に従って、刑罰を執行されている者、犯罪記録が残存している者、または刑事責任を追及されている者ではないことの司法履歴書または証明書。
外国の法令もしくはベトナムの法令の規定に従って、刑罰を執行されている者、犯罪記録が残存している者、刑事責任を追及されている者ではないことの司法履歴書または証明書の有効期限は、発行日から書類提出日まで6か月以内であること。
4. 管理者、業務執行者、専門家、技術者および一部

の職業・職務であることを証明する文章・書類は以下のとおり規定される。

- a) 本政令第3条4項、5項に規定される管理者、代表取締役社長であることを証明する文書；
 - b) 本政令第3条3項、6項に規定される専門家、技術者であることを証明する文書。これには、専門家や技術者の経験年数に関する外国の機関・組織・企業からの証明書、資格、書面による確認書を含む；
 - c) 外国人サッカー選手の経験の証明書、外国人サッカー選手に発行された国際移籍証明書(ITC)、またはベトナムサッカー連盟のクラブの選手の一時もしくは正式な登録を確認するベトナムサッカー連盟の文書；
 - d) ベトナムの管轄機関または外国の管轄機関によって発行され、ベトナムの管轄機関によって認められた外国人パイロットの飛行機操縦免許、または交通運輸省が発給した航空機上の業務を許可する客室乗務員の専門証明書；
 - d) 航空機整備業務に従事する外国人労働者に対し、ベトナムの管轄機関または外国の管轄機関によって発行され、ベトナムの管轄機関によって認められた航空機整備分野の専門資格証明書；
 - e) ベトナムの管轄機関が外国人船員に発行した専門的能力の証明書または専門性証明書の公認書；
 - g) スポーツ指導員につき、文化・スポーツ・観光省によって承認されたスポーツの好成績証明書または、以下の資格の少なくとも一つ：アジアサッカー連盟(AFC)のサッカー指導員B級、またはAFCのゴールキーパー指導員1級、またはAFCのフィットネス指導員1級、またはAFCのフットサル(Futsal)指導員1級、またはAFCが公認する同等の外国の指導員資格；
 - h) 教育法、大学教育法、職業教育法、および教育訓練省大臣が発行した外国語、情報科学センターに従った程度に関する規定と合致する所轄機関が発行した資格。
5. 書類提出日までの6ヶ月以内に撮影した2枚のカラー写真(サイズ4cmx6cm、白背景、真顔、無帽、色付き眼鏡なし)。
6. 外国人労働者の雇用需要を確定する必要がない場合を除き、外国人労働者の雇用需要を承認する

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 文書。
7. 法令の規定に従う有効なパスポートの認証済みの謄本。
 8. 外国人労働者に関するその他の書類：
 - a) 本政令第2条1項b)に規定される外国人労働者は、外国企業が発行したベトナム領土内の商業拠点への派遣決定書、およびベトナムに派遣される前に最低12か月連続して当該企業に採用されていたことを証明する文書がなければならない；
 - b) 本政令第2条1項c)に規制される外国人労働者は、外国人労働者をベトナムで就労させることが記載された外国側とベトナムパートナー間で締結された契約書または合意書がなければならない；
 - c) 本政令第2条1項d)に規定される外国人労働者は、ベトナム側と外国パートナーが締結したサービス提供契約書、および外国人労働者がベトナム現地商業拠点を持たない国外の企業に最低2年勤務した認定書がなければならない；
 - d) 本政令第2条1項e)に規定される外国人労働者は、サービス提供事業者が発行したベトナムでサービスの提供に関する交渉のために派遣する決定書がなければならない；
 - d) 本政令第2条1項e)に規定される外国人労働者は、ベトナムの外国非政府組織・国際組織で就労するために外国人労働者を派遣する機関・組織からの文書(ただし、本政令第2条1項a)を除く)；および法令の規定に従ってベトナムにおける外国非政府組織または国際組織の運営許可書がなければならない；
 - e) 本政令第2条1項i)に規定される外国人労働者は、外国の企業・機関・組織のベトナムで就労する外国人労働者を選定し派遣する文書がなければならない。勤務予定の職位に合致することでなければならない。
 9. 特別の場合に該当する外国人労働者の労働許可書発行の申請書類
 - a) 期間有効な労働許可書を受けた外国人労働者が、発行された労働許可書に記載された職位と同様の業務を担当するために他の雇用者に雇用される場合、新規労働許可書の発行申請書類には以下が含まれる：現在の雇用者からの在職証明書、および本条1項、5項、6項、7項、8項に規定される書類、および発行された労働許可書の公証済み

の謄本；

- b) 期間有効な労働許可書を受けた外国人労働者が、労働許可書に記載されている職位、肩書、労働形態を法令の規定に従って変更するが、雇用者が変更しない場合は、新規労働許可書の発行申請書類に以下が含まれる：本条1項、4項、5項、6項、7項、8項に規定される書類、および発行された労働許可書の公証済みの謄本。
10. 領事による合法化、各書類の認証
- 本条2項、3項、4項、6項、8項に規定される書類は、原本1部もしくは承認済みの謄本1部で提出される。その書類が外国の物である場合は、領事による合法化、ベトナム語に翻訳され、認証される必要がある。ただし、ベトナム社会主義共和国および関連外国が加盟する国際条約、互惠原則または法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合は除く。

第10条 労働許可書の有効期限

労働許可書の有効期限は、以下のいずれかの場合に発行されるが、最長2年を超えてはならない。

1. 締結する予定の労働契約書の期限。
2. 外国人労働者をベトナムへ派遣する外国の期限。
3. ベトナムと外国パートナーが締結した契約書または協定書の期限。
4. ベトナムと外国パートナーが締結したサービス提供契約書または協定書の期限。
5. サービス提供の交渉のために外国人労働者をベトナムに派遣するサービス提供者の文書に記載された期限。
6. 機関、組織、または企業の運営ライセンスで決定された期限。
7. サービス提供者の商業拠点を設立するために外国人労働者をベトナムに派遣するサービス提供者の文書に記載された期限。
8. 外国人労働者がベトナムに商業拠点を有する外国企業の活動に参加を認められた書類に記載された期限。
9. 外国人労働者の雇用を承認する文書の期限。ただし、本政令第4条1項b)に基づいて、外国人労働者の雇用需要を確定する必要がない場合を除く。

第11条 労働許可書の発行手順

1. 外国人が勤務を開始する予定日の15営業日前ま

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

で、書類申請者は外国人が勤務する予定地の労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局に労働許可書発行の申請書類を以下の規定の通りに提出しなければならない。

- a) 外国人労働者が本政令第2条1項a、b、e、g、iおよびkに規定された形態で就労する場合の雇用者。
 - b) 外国人労働者が政令第2条1項c、dに指定された形態で就労するベトナムの機関・組織・企業、またはベトナムで活動する外国の組織・企業。
 - c) 本政令第2条1項d、hに規定された形態で、サービスを提供するためにベトナムに入国する外国人労働者、商業拠点を設立する責任のある外国人労働者。
2. 労働許可書発行の申請書類を十分に受領した日から5営業日以内に、外国人労働者が就労する予定地の労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局は、本政令に添付して発行された様式No.12/PLI付録Iに従って労働許可書を発行しなければならない。労働許可書の様式は、労働傷病兵社会省によって一律に印刷および発行される。棄却する場合には、その理由を明記した書面による回答をしなければならない。
3. 本政令第2条1項aに規定される外国人労働者の場合、外国人労働者が労働許可書を受けた後、雇用者と外国人労働者はベトナム労働法に従って、ベトナムでの勤務を開始する予定日の前に労働契約書に署名しなければならない。
雇用者は、労働許可書を発行した管轄機関へ締結された労働契約書を提出しなければならない。労働契約書は原本または認証済みの謄本でなければならない。

第4節 労働許可書の再発行

第12条 労働許可書の再発行の場合

1. 期限が残っている労働許可書の紛失。
2. 期限が残っている労働許可書の破損。
3. 期限が残っている労働許可書に記載される氏名、国籍、パスポート番号、勤務場所の変更。

第13条 労働許可書の再発行の申請書類

1. 本政令に添付して発行された様式No.11/PLI付録Iに従った、雇用者からの労働許可書の再発行申請書。

2. 申請日までの6ヶ月以内に撮影した2枚のカラー写真(サイズ4cmx6cm、白背景、真顔、無帽、色付き眼鏡なし)。
3. 発行され、期限が残っている労働許可書:
 - a) 本政令第12条1項に規定される労働許可書の紛失の場合、外国人労働者が居住するベトナムの区レベルの公安または外国の管轄機関の承認がなければならない;
 - b) 労働許可書に記載される情報の変更の場合、変更に関わる証憑類がなければならない。
4. 外国人労働者の雇用需要を確定する必要がない場合を除き、外国人労働者雇用需要承認書。
5. 本条3項、4項に規定される書類は、本政令第12条1項に規定される場合を除き、原本または認証済みの謄本である。その書類が外国の物である場合は、領事による合法化、ベトナム語に翻訳され、認証される必要がある。ただし、ベトナム社会主義共和国および関連外国が加盟する国際条約、互惠原則または法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合は除く。

第14条 労働許可書の再発行手順

労働許可書の再発行の申請書類を十分に受領した日から3営業日以内に、労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局は労働許可書を再発行する。棄却する場合には、その理由を明記した書面による回答をしなければならない。

第15条 再発行された労働許可書の有効期限

再発給された労働許可書の期限は、勤務をしている外国人労働者が労働許可書再発行を申請した時点までの期間を除いた、以前に発行された労働許可書の期限である。

第5節 労働許可書の期限延長

第16条 労働許可書の期限延長の条件

1. 発行された労働許可書の有効期限は5日以上、45日以下である。
2. 管轄機関によって、本法令第4条または第5条に規定される外国人労働者雇用の需要を承認されたこと。
3. 外国人労働者が発行された労働許可書の内容に従って雇用者のために継続的に就労していること

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

を証明する書類。

第17条 労働許可書の期限延長の申請書類

1. 本政令に添付して発行された様式No.11/PLI付録Iに基づき、雇用者からの労働許可書の期限延長の申請書。
2. 申請日までの6ヶ月以内に撮影した2枚のカラー写真(サイズ4cmx6cm、白背景、真顔、無帽、色付き眼鏡なし)。
3. 発行され、期限が残っている労働許可書。
4. 外国人労働者の雇用需要を確定する必要がない場合を除き、外国人労働者の雇用需要を承認する文書。
5. 法令で規定されている有効なパスポートの認証済みの謄本。
6. 本政令第9条2項に規定する健康証明書または健康診断証明書。
7. 外国人労働者が発行された労働許可書の内容に従って引き続き雇用者に対して外国人労働者が勤務することを証明する、本政令第9条8項に規定される書類のうちの一つ。
8. 本条3項、4項、6項、7項に規制される書類は、原本または認証済みの謄本である。その書類が外国の物である場合は、領事による合法化、ベトナム語に翻訳され、認証される必要がある。ただし、ベトナム社会主義共和国および関連外国が加盟する国際条約、互惠原則または法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合は除く。

第18条 労働許可書の期限延長の手順

1. 労働許可書の期限となる日の最低5日前、但し45日を超えない期間に、雇用者は労働許可書期限延長申請書類を、労働許可書を発行した労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局に提出する。
2. 労働許可書期限延長申請書類を十分に受領した日から5営業日以内に、労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局は労働許可書の期限を延長をする。棄却する場合には、その理由を明記した書面による回答をしなければならない。
3. 本政令第2条1項aに規定される外国人労働者の場合、外国人労働者の労働許可書が延長された後、雇用者と外国人労働者は引き続き勤務する予定日の前に、ベトナムの労働法令の規定に従った書面

による労働契約を締結しなければならない。

4. 雇用者は、要請に従って署名済みの労働契約書を労働許可書を延長した管轄機関に提出しなければならない。労働契約書は原本または認証済みの謄本でなければならない。

第19条 延長された労働許可書の有効期限

延長された労働許可書の有効期限は、本政令第10条に規定するいずれかの場合の期限に従うが、延長できるのは1回のみ、最長2年間である。

第6節 労働許可書の回収

第20条 労働許可書が回収される場合

1. 労働法第156条1項、2項、3項、4項、5項、6項および7項の規定に従って労働許可書の有効期限が切れた場合。
2. 雇用者または外国人労働者が本政令の規定に違反した場合。
3. 外国人労働者がベトナムで就労する過程でベトナム法令を正しく実施せず、社会の安寧、秩序、安全に影響を与える場合。

第21条 労働許可書の回収手順

1. 本法令第20条1項に規制する場合、労働許可書の有効期限が切れた日から15日以内に、雇用者が外国人労働者の労働許可書を回収してその労働許可書を発行した労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局に返却しなければならない。回収する必要があるが回収できない場合は、回収の理由を明記した文書を添付して提出する。
2. 本政令第20条2項、3項に規定する場合、労働許可書を発行した労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局は、本政令に添付して発行された様式No.13/PLI付録Iに従って労働許可書を回収する決定を発行し、外国人労働者の労働許可書を回収して労働許可書を発行した労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局に提出するよう雇用者に通知する。
3. 回収された労働許可書の受領日から5営業日以内に、労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局は、雇用者に労働許可書を回収したことを書面による文書で発行するものとする。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

第三章

在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理

第22条 在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理の権限

1. 在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織(以下「ベトナム人労働者の雇用・管理管轄組織」という)は以下からなる:
 - a) 外務省によって割り当てられ、委任され、任務を与えられ、依頼され、またはその入札を落札された組織;
 - b) 労働傷病兵社会局によって割り当てられ、委任され、任務を与えられ、依頼され、またはその入札を落札された組織;
2. 本条1項aが規定する組織は、以下の外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理をすることができる:
 - a) 本政令第2条3項a、b、cおよびdが規定する外国組織;
 - b) 本政令第2条3項a、b、cおよびdが規定する外国組織に就労する外国人個人。
3. 本条1項bが規定する組織は、以下の外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理をすることができる:
 - a) 本政令第2条3項dが規定する外国組織;
 - b) 本政令第2条3項dが規定する外国組織に就労する外国人個人;ベトナムの管轄機関によりベトナムに居住することを許可された外国人。

第23条 ベトナム人労働者の応募書類

1. 本政令に添付して発行された様式No.01/PL II 付録IIに従った労働者の応募登録票。
2. 以下の書類のうち一つの認証済みの謄本:出生証明書、身分証明カードまたは人民証明書。
3. 書類提出日まで12か月以内である管轄医療機関の有効な健康証明書または健康診断書。
4. 労働者が応募した仕事に関連する技術的、専門的、および外国語の資格や証明書の認証済みの謄本。その書類が外国の物である場合は、領事による合法化、ベトナム語に翻訳され、認証される必要がある。ただし、ベトナム社会主義共和国および関連外

国が加盟する国際条約、互惠原則または法令の規定に従って領事による合法化が免除される場合は除く。

第24条 外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用の手順、手続

1. ベトナム人労働者雇用の需要がある場合、外国組織・個人は直接、または雇用サービス組織、労働者派遣企業、またはベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織を通じて、雇用する。
2. ベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織を通じて雇用した場合、外国組織・個人はそのベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織に労働者雇用提議文書を申請する。その提議文書には、ベトナム人労働者の職位、人数、技術・業務の専門性、外国語の程度、雇用活動の期間、ベトナム労働者および外国組織、個人の勤務の過程における権益、義務に関する要請並びに雇用が必要な業務ごとの退職時期を明記しなければならない。

外国人組織・個人の提議文書を受け取った日から15営業日以内に、ベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織が、外国人組織・個人の要請に応じてベトナム人労働者の雇用および管理を行う責任を負う。上記の期限が過ぎても、ベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織が、外国人組織・個人の要請に応じてベトナム人労働者の雇用・紹介できなかった場合、その理由を明記した書面による回答が必要となる。
3. ベトナム人労働者と労働契約書を締結した日から7営業日以内に、外国人組織・個人は、ベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織に、ベトナム人労働者と締結した労働契約書の謄本認証および本政令第23条2項、4項に規定される書類を添えて書面で通知しなければならない。労働契約書が外国語で署名された場合には、ベトナム語翻訳を添付する必要がある。

第25条 外国人組織・個人に就労するベトナム人労働者の責任

1. ベトナムの労働に関する法令の規定を順守する。
2. 外国組織・個人と締結した労働契約の条項を正しく実施する。
3. 外国組織、外国人に就労するベトナム人労働者の

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

雇用・管理の管轄組織の規定を正しく実施する。

第26条 ベトナム人労働者を雇用する際の在ベトナム外国人組織・個人の責任

1. 労働法の規定および現行の規定を正しく実施する。
2. ベトナム人労働者と締結した労働契約の条項を正しく実施する。
3. 毎年12月15日の前に、または要請に応じた不定期に、ベトナム人労働者を使用する外国組織・個人は外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用、使用の状況を、本政令に添付して発行された様式No.02/PL II 付録 II に従って、年次報告する。年次報告資料の締め切る時期は前年の12月15日から報告時の12月14日までであり、以下の通りに報告する。
 - a) 本政令第2条3項a、b、cおよびdに規定する外国組織・個人は、本政令第22条1項aに規定するベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織に報告する；
 - b) 本政令第2条3項dに規定する外国組織・個人は、本政令第22条1項bに規定するベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織に報告する。

第27条 ベトナム人労働者の雇用・管理する管轄組織の責任

1. 外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の応募書類、および外国組織・個人のベトナム人労働者雇用提議文書を受け取る。
2. 外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用、紹介および管理を行う。
3. 外国組織・個人の要請を満たすために、法令の規制に従ったベトナム人労働者の教育、能力向上に参加する。
4. 毎年12月20日の前に、または要請に応じた不定期に、ベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織は外国組織・個人外に就労するベトナム人労働者の雇用、管理の状況を、本政令に添付して発行された様式No.03/PL II 付録 II に従って報告する。年次報告資料の締め切る時期は前年の12月15日から報告時の12月14日までであり、以下の通りに報告する。
 - a) 外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用、管理を実施することについて外務省が資格を割り当て、委任し、任務を与え、依頼し、またはそ

の入札を落札した組織は、外務省に報告する；

- b) 外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用、管理を実施することについて労働傷病兵社会局が資格を割り当て、委任し、任務を与え、依頼し、またはその入札を落札した組織は、労働傷病兵社会局に報告する。
5. 本政令の規定に違反する機関、組織、個人に対処するよう、管轄機関・個人を建議する。
6. 法令の規制に従った他の義務を実施する。

第28条 雇用サービス組織、労働者派遣企業の責任

毎年12月15日の前に、または要請に応じた不定期に、雇用サービス組織、労働者派遣企業はベトナム人労働者の雇用・管理の管轄組織に、外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の供給または労働派遣の状況を、本政令に添付して発行された様式No.04/PL II 付録 II に従って、年次報告する。年次報告資料の締め切る時期は前年の12月15日から報告時の12月14日までである。

**第四章
施行条項**

第29条 施行有効

1. 本政令は2021年2月15日から施行効力を有する。
2. 労働傷病兵社会省の国家管理に基づく事業投資条件および行政手続きに関する2018年10月8日付政令 No.140/2018/ND-CP（以下、政令 No.140/2018/ND-CPという）によって修正、補充されたベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の多くの条項の施行を詳述した2016年2月3日付の政令 No.11/2016/ND-CP（以下、政令 No.11/2016/ND-CPという）、および外国組織・個人で就労するベトナム人労働者の雇用・管理に関する労働法の一部の詳細を規定する2014年7月28日付政令No.75/2014/ND-CPは本政令が発効した日から失効する。
3. 移行規定
 - a) 政令No.140/2018/ND-CPによって修正、補充された2016年2月3日の政令No.11/2016/ND-CPの規定に従った外国人労働者に関する承認書、労働許可書発行不要の承認書、発行されたまたは

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

再発行された労働許可書は、その書類の有効期限が満了するまでは継続される。

- b) 本政令が効力を有する日の前に締結済みでまだ効力が残っている、ベトナムで就労する外国人労働者に対する労働契約は、政令No.140/2018/ND-CPによって修正、補充された2016年2月3日の政令No.11/2016/ND-CPの規定に従った労働許可書の期限まで引き続き実施する。

第30条 施行の責任

1. 労働傷病兵社会省の責任:

- a) 外国人労働者雇用需要を承認する;労働許可書発行の対象外であることの承認、本政令第2条2項g)に規定する雇用者、および第2条2項d、e)に規定する機関・組織で就労する外国人労働者に対する労働許可書の発行・再発行、労働許可書回収の決定を行う;
- b) 省または市に本社を置き、別の省または市に駐在員事務所または支店を有す第2条2項a)に指定された雇用者、および本政令第2条2項d)に指定された雇用者は、外国人労働者雇用需要の承認、労働許可書発行不要外国人労働者の承認、労働許可書の発行・再発行、労働許可書の回収に関する手続きを労働傷病兵社会省に申請することを選択できる。
- c) ベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人の雇用・管理について国家管理を実施する。
- d) ベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者に関する法令の規定の実施に関して、関連機関、組織、企業に対する年次または不定期に監視、評価、検査および査察することを主宰し、省庁と連携する。
- d) 本政令の実施の有効性を指導、普及、情報収集、研究、評価するために主宰し、省庁・支部、中央および地方機関と連携する。
- e) 要請に応じてベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者についての情報を収集し、首相に報告する。
- g) 本政令の規定に違反する機関、組織、個人に対する違反を建議し、対処する。

2. 外務省の責任:

- a) 外務省の管理下にある在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用および管理に関する規制を指導および普及するため、中央および地方機関と連携する。
- b) 外務省によって在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理について割り当てられ、委任され、任務を与えられ、依頼され、またはその入札を落札された組織を管理する。
- c) 本政令第2条3項a、b、c、d)に規定される在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理に関する指導を実施する。
- d) 毎年12月30日までに、または要請に応じて不定期に、外務省は労働傷病兵社会省に、管理下の組織で就労するベトナム人労働者の雇用・管理の状況を本政令に添付して発行された様式No.03/PL II 付録IIに従って、年次報告する。年次報告書データの締め切り時期は、国家行政機関の報告体制に関する政府の規制に従うものとする。

3. 国防省の責任:

ベトナムで就労する外国人労働者、在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人、ベトナム人労働者を雇用する外国組織・個人を管理の管轄機関と連携し、国境地域、国境門、島嶼、戦略的な地域、重要地域、国防の主要地域の安全、秩序、社会的安全の確保するために、法規制を実施する。

4. 公安省の責任:

- a) LD、LV、DN、DTなどの記号が付いたビザで政府機関、組織、企業で就労する外国人労働者に関する情報を労働傷病兵社会省に毎月提供する;
- b) ベトナムで就労する外国人労働者、在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人、ベトナム人労働者を雇用する外国組織・個人を管理する管轄機関と連携し、安全、秩序、社会的安全の確保をするために、法規制を実施する。

5. 省レベル、中央直轄市レベルの人民委員会の責任

- a) ベトナムで就労する外国人労働者、および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者に対する法的規制を実施するよう、現地の機関や組織を管理、指導する。
- b) 地域内の管轄機関に対し法律教育普及を指示し、地域内のベトナムで就労する外国人労働者、および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

人労働者の雇用・管理に関する法令の規定に従って、違反を検査し、査察し、対処する；

- c) 地域内の機関・団体に対し、ベトナム人労働者を請負業者に紹介し、供給するよう指示する；
 - d) 地域内のベトナム人労働者を雇用できない職位に外国人労働者を雇用することを許可する決定を行う；
 - d) 地域内で外国人労働者を雇用する求人承認するか、または認可された機関に割り当てる。
6. 労働傷病兵社会局の責任：
- a) 外国人労働者雇用需要を承認する；労働許可書発行不要外国人労働者の承認；本政令第2条2項 a、b、c、h、i、k、lに規定する雇用者に就労する外国人労働者、および省人民委員会、省人民委員会傘下の専門機関、地区人民委員会によって制定された第2条2項d、eに規定する機関・組織で就労する外国人労働者に対する労働許可書の発行・再発行、労働許可書回収の決定を行う；
 - b) 省または市に本社を置き、別の省または市に駐在員事務所または支店を有す第2条2項aに指定された雇用者、および本政令第2条2項dに指定された雇用者は、外国人労働者雇用需要の承認、労働許可書発行不要外国人労働者の承認、労働許可書の発行・再発行、労働許可書の回収に関する手続きを労働傷病兵社会局に申請することを選択できる。
 - c) 外国人労働者雇用需要の承認、労働許可書発行不要外国人労働者の承認、労働許可書の発行・再発行、労働許可書の回収に関する書類を受け取った際、本政令に添付して発行された様式 No.14/PLI付録Iに従って、監視簿に記録し雇用者に受取票を渡さなければならない。受取票には、申請書を受領した日付、書類にある文書および回答期限を明確に記載する必要がある。
 - d) 労働許可書発行不要外国人労働者の承認、労働許可書の発行・再発行、労働許可書の回収について棄却する場合には、その理由を明記した書面による回答をしなければならない。
 - d) 本政令を指導し普及するために主宰し、地方機関と連携する。
 - e) 地域内の管理下のベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人に対し、国家管理を実施する。

- g) 労働傷病兵社会局により割り当てられ、委任され、任務を与えられ、依頼され、またはその入札を落札された組織および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者を管理する。
 - h) 地域内の管理下のベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理に関する法令の規定に従って、違反を監査し、検査し、監視する；
 - i) 毎年12月30日の前に、または要請に応じた不定期に、労働傷病兵社会局は労働傷病兵社会省に外国組織・個人に就労するベトナム人労働者の雇用・管理の状況を、本政令に添付して発行された様式No.03/PL II 付録IIに従って、年次報告する。年次報告書データの締め切り時期は、国家行政機関の報告体制に関する政府の規制に従うものとする。
7. 各省の大臣、省同格機関の長、政府機関の長、省レベルおよび中央直轄市レベルの人民委員会委員長および関連を有する機関、組織、個人は本政令を施行する責任を負う。

(首相 グエン・スアン・フック・署名)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.152/2020/ND-CPに添付の各種様式01/PLI、02/PLI、03/PLI、04/PLI】

様式 01/PLI

企業/組織名 ----- 文書番号:..... 外国人労働者使用の必要性に関する報告の件 について	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福年.....月.....日(地方名)
--	--

雇用局(労働・傷病兵・社会省)/...省(市)人民委員会(1)

企業/組織情報:企業/組織名称、企業/組織の形態、企業/組織で勤務する労働者の合計人数、その内、外国人労働者の人数、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可書の有効期間、事業/活動分野、事業/活動における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報(電話番号、メールアドレス)。

外国人労働者使用の必要性に関する報告を、以下の通りを行う。

- 業務上の地位 その1:(管理者、業務執行者、専門家、技術者の4つの業務上の地位から1つを選択する。)
- 職名:(経理、工事監督者など、企業/組織が自ら申告する。)
- 数量(人数):
- 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:
- 勤務場所(予定):
- 勤務形式(勤務形式の明記)
- 外国人労働者を採用すべき理由:(現在の外国人労働者の使用状況(あれば)、業務上の地位、職名およびその業務を遂行するために求められる資格、経験について記述、外国人労働者を使用する予定の業務上の地位にベトナム人を採用しない理由など)
- 業務上の地位 その2:(もしあれば、上記1条と同様に追加する。)
- 業務上の地位 その3:(もしあれば、上記1条と同様に追加する。)

雇用局(労働・傷病兵・社会省)/...省(市)人民委員会(2)による検討、審査、承認を求めます。
有難うございます。

文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:.....	企業/組織代表者 (記名の上、署名、押印)
--	---------------------------------

注:(1)(2)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/...省(市)人民委員会委員長を記載する。
(原文では、上記(1)、(2)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局/省(市)人民委員会委員長」と記載した。)

様式 02/PLI

企業/組織名 ----- 文書番号:..... 外国人労働者使用の必要性の変更に関する報告の件について	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福年.....月.....日(地方名)
---	--

雇用局(労働・傷病兵・社会省)/...省(市)人民委員会(1)

(企業/組織名)における外国人の労働者を使用する業務上の地位、および実際上の必要性についての承認通知に関する雇用局(労働・傷病兵・社会省)/...省(市)人民委員会(2)による年/月/日付の文書.....号(注:文書番号を記入)に基づき、

企業/組織情報:企業/組織名称、企業/組織の形態、企業/組織で勤務する労働者の合計人数、その内、外国人労働者の人数、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可書の有効期間、事業/活動分野、事業/活動における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報(電話番号、メールアドレス)。

外国人労働者使用の必要性に関する報告を、以下の通りを行う。

- 承認された業務上の地位(管理者、業務執行者、専門家、技術者)、数量(人数)、職名、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間、勤務形式、勤務場所
- 使用された業務上の地位(管理者、業務執行者、専門家、技術者)、数量(人数)、職名、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間、勤務形式、勤務場所(あれば)、承認された業務上の地位を使用しない理由(あれば).....
- 業務上の地位(管理者、業務執行者、専門家、技術者)、数量(人数)、職名、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間、勤務形式、勤務場所、外国人労働者を使用すべき理由(変更する必要性がある場合、現在の外国人労働者の使用状況の明記(あれば)、業務上の地位の記述、外国人の資格および経験についての要求、外国人労働者を使用する予定の業務上の地位にベトナム人を採用できない理由の記載など)。

雇用局(労働・傷病兵・社会省)/...省(市)人民委員会(3)による検討、審査、承認を求めます。
有難うございます。

文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:.....	企業/組織代表者 (記名の上、署名、押印)
--	---------------------------------

注:(1)(2)(3)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/...省(市)人民委員会委員長を記載する。
(原文では、上記(1)、(2)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局/省(市)人民委員会委員長」と記載した。)

様式 03/PLI

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/...省(市)人民委員会(1) ----- 文書番号:..... 外国人労働者を使用する業務上の地位の承認に関する件について	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福年.....月.....日(地方名)
--	--

(企業/組織名) 御中

(企業/組織名)による(年/月/日)付の文書.....号(注:文書番号を記入)の提案および.....省(市)人民委員会委員長の承認意見書(あれば)に基づき、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/...省(市)人民委員会(2)は、(企業/組織名)が外国人労働者を使用できる業務上の地位について、以下の通りに通知する。

- I. 承認された業務上の地位**
- 業務上の地位 (管理者/業務執行者/専門家/技術労働者)、職名、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間
- 業務上の地位(あれば)(管理者/業務執行者/専門家/技術労働者)、職名、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間

- II. 承認されない業務上の地位**
- 業務上の地位(管理者/業務執行者/専門家/技術労働者)、職名、数量(人数):.....
理由:.....
- 業務上の地位(あれば)(管理者/業務執行者/専門家/技術労働者)、職名、数量(人数):.....
理由:.....

(企業/組織名)はベトナムで勤務する外国人労働者に関する法の規定を厳守し、実施する責任を負う。

文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:.....	...省の人民委員会の局長/委員長(3) (記名の上、署名、押印)
--	---

注:
- (1)、(2)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/...省(市)人民委員会を記載する。
- (3)は、...省の人民委員会の局長/委員長と記載する。
(原文では、上記(1)(2)(3)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した。)

様式 04/PLI

請負業者名 ----- 文書番号:..... 外国人労働者を雇用する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を雇う件について	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福年.....月.....日(地方名)
--	--

.....省(市)人民委員会委員長 御中

請負業者の情報:請負業者名、請負業者が国籍を有する地の国又は領域において登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可書、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可書、請負実施期間

.....の請負業務を実施するために、外国人労働者を雇用する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を雇用することについて、以下の通りに提案する。

(業務上の地位(管理者/業務執行者/専門家/技術労働者)、職名、数量(人数)、専門レベル、経験、給与額、勤務場所、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間)について、個別具体的に記述する。)

.....省(市)人民委員会委員長に対し、上記に述べた業務上の地位に基づき、関連機関/組織が弊社のためにベトナム人労働者を紹介し、調達するよう指導されることを求めます。

有難うございます。

文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:.....	請負業者代表 (記名の上、署名、押印)
--	-------------------------------

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.152/2020/ND-CPに添付の各種様式08/PLI、09/PLI、10/PLI】

様式 08/PLI

.....省(市)人民委員会
.....省(市)労働・傷病兵・社会局

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
.....年.....月.....日(地方名)

文書番号:.....

上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関する報告

労働・傷病兵・社会省(雇用局) 御中

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者およびベトナムにおいて外国企業/組織に勤務するベトナム人労働者の採用、管理に関する政府の政令を実施するため、.....省(市)労働・傷病兵・社会局は、上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関して、以下の通り報告する。

I. 外国人労働者の一般的な状況

- 外国人労働者使用の必要性に対する承認状況(各企業、組織において承認された数値、業務上の地位を明確に記載する。)
- 労働許可書の発給状況(各企業、組織における労働許可書の発給状況を明確に記載する。)
- 地域において勤務する外国人労働者に対する管理業務(成果、原因、課題、問題点)(上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況をまとめたデータに関する報告を添付する。)

II. 実施すべき対策、および提案

- 外国人労働者の管理に関する対策
- 提案

文書受取場所:
- 上記表題に記載した場所、
- 保管:.....

企業の社長
(記名の上、署名、押印)

様式 10/PLI

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/
.....省(市)労働・傷病兵・社会局(1)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
Socialist Republic of Vietnam
Independence - Freedom - Happiness

労働許可書免除証明書
CERTIFICATION OF EXEMPTION FROM WORK PERMIT

番号:
No:

1. 氏名(大文字):..... 2. 性別: 男..... 女.....
Full name (in capital letters) Sex Male Female

3. 生年月日:.....
Date of birth (day/month/year)

4. 国籍:..... パスポート番号:.....
Nationality Passport number

5. 勤務する企業/組織:.....
Working at enterprise/organization

6. 勤務場所:.....
Working place

7. 業務上の地位:.....
Job assignment

8. 職名:.....
Job title

9. 勤務形式:.....
Working form

10. 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....
Period of work from (day/month/year) to (day/month/year)

労働許可書を免除する理由:.....
Reasons for exempted work permit

文書受取場所:
- 上記表題に記載した場所、
- 文書欄において保管

.....年.....月.....日(地方名)
雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长
(記名の上、署名、押印)

注:
(1) は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する。
(2) は、雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长を記載する。
(原文では、上記(1)(2)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した。)

様式 09/PLI

.....企業/組織名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
.....年.....月.....日(地方名)

文書番号:.....

労働許可書免除となる外国人労働者の認定の件について

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局(1) 御中

- 企業/組織名:.....
- 企業/組織の形態(国営企業/外資企業/非国営企業/組織):.....
- 企業/組織で勤務する労働者の人数合計:.....人
内、外国人労働者の人数:.....人
- 所在地:.....
- 電話番号:..... 6. メールアドレス(あれば):.....
- 事業/活動許可:.....
- 発給機関:.....有効期間:.....
- 連絡が必要な時のための企業/組織の書類提出者(電話番号、メールアドレス):.....

外国人労働者使用の承認に関する.....による(年/月/日)付文書.....号に基づき、(企業/組織名)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局(2)に対し、以下に示す外国人労働者が労働許可書免除となる旨を認定するよう求める。

- 氏名:.....
- 生年月日:..... 11. 性別(男/女):.....
- 国籍:..... 13. パスポート番号:.....
- 発給機関:..... 15. 有効期間:.....
- 業務上の地位:.....
- 職名:.....
- 勤務形式:.....
- 専門(技能)レベル(あれば):.....
- 勤務する企業/組織:.....
- 勤務場所:.....
- 勤務期間(年/月/日)から.....(年/月/日)までの期間:.....
- 外国人労働者が労働許可書免除となる場合(政令.....号.....条に定める各対象の内いずれの対象に関するかについて明確に記述する。):.....
- 証明書類の添付(各書類内容のリストを添付する。):.....

文書受取場所:
- 上記表題に記載した場所、
- 保管:.....

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

注:(1)(2)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する。

様式 08/PLI

.....省(市)人民委員会
.....省(市)労働・傷病兵・社会局

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
.....年.....月.....日(地方名)

文書番号:.....

上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関する報告

労働・傷病兵・社会省(雇用局) 御中

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者およびベトナムにおいて外国企業/組織に勤務するベトナム人労働者の採用、管理に関する政府の政令を実施するため、.....省(市)労働・傷病兵・社会局は、上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関して、以下の通り報告する。

I. 外国人労働者の一般的な状況

- 外国人労働者使用の必要性に対する承認状況(各企業、組織において承認された数値、業務上の地位を明確に記載する。)
- 労働許可書の発給状況(各企業、組織における労働許可書の発給状況を明確に記載する。)
- 地域において勤務する外国人労働者に対する管理業務(成果、原因、課題、問題点)(上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況をまとめたデータに関する報告を添付する。)

II. 実施すべき対策、および提案

- 外国人労働者の管理に関する対策
- 提案

文書受取場所:
- 上記表題に記載した場所、
- 保管:.....

企業の社長
(記名の上、署名、押印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.152/2020/ND-CPに添付の各種様式11/PLI、12/PLI】

様式 11/PLI

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
.....年.....月.....日(地方名)

.....企業/組織名
文書番号:.....
外国人労働者の労働許可書発給/再発給/延長
の件について

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局(1) 御中

1. 企業/組織名:.....
2. 企業/組織形態 (国営企業/外資企業/非国営企業/組織):.....
3. 企業/組織で勤務する労働者の人数合計:.....人
内、外国人労働者の人数:.....人
4. 所在地:.....
5. 電話番号:.....6. メールアドレス(あれば):.....
7. 事業(活動)許可証番号:.....有効期間:.....
発給機関:.....
事業(活動)分野:.....
8. 連絡が必要な時のための企業/組織の書類提出者(電話番号、メールアドレス):.....

外国人労働者を雇用する業務上の地位を承認する.....による(年/月/日)付通知文書.....号に
基づき、(企業/組織名)は、以下の外国人労働者に対する労働許可書の発給/再発給/延長を求める。
9. 氏名(大文字):.....
10. 生年月日:.....11. 性別(男/女).....
12. 国籍:.....
13. パスポート又はパスポートに相当する価値を有する文書の番号:.....
発給機関:.....有効期間:.....
14. 専門(技能)レベル(あれば):.....
15. 勤務する企業/組織名:.....
16. 勤務地:.....
17. 業務上の地位:.....
18. 職名:.....
19. 勤務形式:.....
20. 給与額:.....
21. 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....
22. 労働許可書の受領場所:.....
23. 申請理由(労働許可書再発給の場合のみ記載).....

I. 学歴 (2)

II. 職歴 (3)

24. 勤務先
- 勤務先 その1:
+ 勤務場所:.....
+ 業務上の地位:.....
+ 職名:.....
+ 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....
- 勤務先 その2:
+ 勤務場所:.....
+ 業務上の地位:.....
+ 職名:.....
+ 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....
+ 最終勤務先、又は現在の勤務先:
+ 勤務場所:.....
+ 業務上の地位:.....
+ 職名:.....
+ 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....

(企業/組織名)は上記の情報と真実であることを誓約します。誤りがある場合には、(企業/組織名)は法的責任を負います。

文書受取場所:
- 上記表題に記載した場所、
- 保管:.....

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

注:
(1)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する。
(2)(3)は、労働許可書再発給/延長の場合には適用しない。

様式 12/PLI

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
Socialist Republic of Vietnam
Independence - Freedom - Happiness

国章

労働許可書
WORK PERMIT
番号:
No:

労働許可書
WORK PERMIT
番号:
No:

4 cm x 6 cm
カラー写真
Colour photo

1. 氏名(大文字):.....
Full name (in capital letters)
2. 性別: 男..... 女.....
Sex: Male..... Female.....
3. 生年月日:.....
Date of birth (day/month/year)
4. 現在の国籍:..... パスポート番号:.....
Nationality..... Passport number.....
5. 勤務する企業/組織:
Works in enterprise/organization.....
6. 勤務場所:
Working place.....
7. 業務上の地位:
Job assignment.....
管理職..... 業務執行者.....
Manager..... Executive.....
専門家..... 技術労働者.....
Expert..... Technical worker.....
内、勤務形式:
In which working form.....

8. 職名:.....
Job title.....
9. 勤務期間:.....年.....月.....日から.....年.....月.....日まで
Period of work from (day/month/year) to (day/month/year)
10. 労働許可書発給の状況:
Work permit status.....
新発給..... 再発給..... 延長.....
New issuance..... Re-issuance..... Ex-issuance.....

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局長(1)
(記名の上、署名、押印)
(Signature and stamp)

注:(1)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)労働・傷病兵・社会局長を記載する。(原文では、上記(1)の欄は空白になっているが、翻訳文では記載した)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.152/2020/ND-CPに添付の各種様式13/PLI、14/PLI、15/PLI】

様式 13/PLI

労働・傷病兵・社会省(雇用局) / ベトナム社会主義共和国
省(市)労働・傷病兵・社会局(1) 独立 - 自由 - 幸福

文書番号:..... 年.....月.....日(地方名)

外国人労働者の労働許可書の回収に関する決定書
 雇用局局长/.....省(市)労働・傷病兵・社会局局长(2)

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者およびベトナムにおいて外国組織/個人に勤務するベトナム人労働者の採用、管理に関する政府の政令.....号に基づき、
に基づき、
の提案を検討し、

決定

第1条 下記の外国人労働者に対する労働許可書を回収する:

- 氏名(大文字):..... 2.性別:男..... 女.....
- 生年月日:.....
- 勤務先(企業/組織名):.....
- 国籍:.....
- 業務上の地位:.....
- 職名:.....
- 既に発給された労働許可書(あれば)の番号:..... 発給日:.....年.....月.....日
- 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....

第2条 (企業/組織名)は、本決定1条に記載された外国人労働者の労働許可書を回収する責任を有し、労働許可書を回収した日から3日間以内に、当該労働許可書を労働・傷病兵・社会省(雇用局) /.....省(市)労働・傷病兵・社会局(3)に納付しなければならない。

第3条 本決定は署名された日から効力を発生する。

第4条 第1条に記載された外国人労働者、第2条に記載された(企業/組織名)は、本決定を執行する責任を負う/。

文書受取場所: 雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长(4)
 - 第4条に記載した場所、 (記名の上、署名、押印)
 - 文書課において保管

注:
 (1)、(3)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局) /.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する。
 (2)、(4)は、雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长を記載する。

様式 14/PLI

ベトナム社会主義共和国
 独立 - 自由 - 幸福
年.....月.....日(地方名)
 外国人労働者証照簿

労働許可書	労働許可書発給	条件 不十分 の点 の始 点 (年/月/日)	条件 不十分 の点 の終 点 (年/月/日)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	
	労働許可書延長	条件 不十分 の点 の始 点 (年/月/日)	条件 不十分 の点 の終 点 (年/月/日)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	
	労働許可書更新	条件 不十分 の点 の始 点 (年/月/日)	条件 不十分 の点 の終 点 (年/月/日)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
	労働許可書回収	条件 不十分 の点 の始 点 (年/月/日)	条件 不十分 の点 の終 点 (年/月/日)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
労働形式				(11)								
職名				(9)								
業務上の地位				(9)								
パスポート又はパスポートに相当する価値を有する文書	有効期間			(8)								
	発給照の番号			(7)								
国籍	男			(5)								
	女			(6)								
氏名				(3)								
記入日				(2)								
番号				(1)								

様式 15/PLI

労働・傷病兵・社会省(雇用局) / ベトナム社会主義共和国
省(市)労働・傷病兵・社会局(1) 独立 - 自由 - 幸福

文書番号:..... 年.....月.....日(地方名)

労働許可書免除、労働許可書の発給、再発給、延長をしない件について
 (企業/組織名) 御中

外国人労働者の労働許可書免除、労働許可書の発給、再発給、延長の申請に関する(企業/組織名)による(年/月/日)付文書.....号、および労働許可書免除、労働許可書の発給、再発給、延長に関する法令の規定に基づき、労働・傷病兵・社会省(雇用局) /.....省(市)労働・傷病兵・社会局(2)は、下記の外国人労働者に対し労働許可書免除、労働許可書の発給、再発給、延長をしない旨を通知する。

- 氏名:..... 2.男(女).....
- 生年月日:.....
- 国籍:.....
- パスポート又はパスポートに相当する価値を有する書類:.....
- 発給機関:.....有効期間:.....
- 勤務先(企業/組織名):.....
- 勤務場所:.....
- 業務上の地位:.....
- 職名:.....
- 既に発給された労働許可書(あれば)の番号:.....年.....月.....日
- 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:.....
- 理由:.....

労働・傷病兵・社会省(雇用局) /.....省(市)労働・傷病兵・社会局(3)は、(企業/組織名)に通知する。

文書受取場所: 雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长(4)
 - 上記表題に記載した場所、 (記名の上、署名、押印)
 - 文書課において保管

注:
 (1)(2)(3)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局) /.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する。
 (4)は、雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长を記載する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【2023年9月18日付政令No.70/2023/ND-CP】

政令

ベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人のために就労するベトナム人の採用・管理に関する政府の2020年12月30日付の政令No.152/2020/ND-CPの一部を改正・補足

2015年6月19日付の政府組織法に基づき;2019年11月22日付政府組織法および地方行政組織法の一部条項の改正および補足法に基づき;

2019年11月20日付の労働法に基づき;

2020年6月17日付の投資法に基づき;

2020年6月17日付の企業法に基づき;

労働傷病兵社会省大臣の提案に基づき;

政府は、2020年12月30日にベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人のために就労するベトナム人の採用・管理に関する政令No.152/2020/ND-CPの一部を改正・補足する政令を発行した。

第1条:ベトナムで就労する外国人労働者および在ベトナム外国組織・個人のために就労するベトナム人の採用・管理に関する政府の2020年12月30日付の政令No.152/2020/ND-CPの一部を改正・補足

1. 第3条の一部条項・号を次のように改正・補足する:

a) 第3条3項aを次のように改正・補足する:

“a) 大卒以上(あるいは相当)の学位、およびベトナムで就労しようとする業務・職位に適合する少なくとも3年の勤務経歴を持つ外国人労働者。”

b) 第3条5項を次のように改正・補足する:

“5. 業務執行者は次のいずれかのケースに該当する者とする:

a) 企業の支社、駐在員事務所、または事業所の長。

b) 機関、組織、または企業の少なくとも1つの分野を直接管理し、機関、組織、または企業の長の直接の指示・管理に服する者。”

c) 第3条6aを次のように改正・補足する:

“a) 1年間以上の教育を受け、かつ、ベトナムで就労する予定の業務・職位に適合する少なくとも3年の実務経験を有する者。”

2. 第4条を次のように改正・補足する:

“第4条 外国人労働者の雇用

1.外国人労働者雇用の需要の確定

a) 雇用者は、ベトナム人労働者で代替できない各職位に関する外国人労働者の雇用予定人数を確認し、外国人労働者の採用予定日から少なくとも15日前までに、労働傷病兵社会省又は外国人労働者が就労する予定の地域を管轄する労働傷病兵社会局に対し、本政令付録1のフォームNo, 01/PLIに従った報告書を提出する必要がある。

当該報告書を実行する過程において、職位、職種、勤務形態、人数、勤務地に関する外国人労働者の雇用予定を変更したい場合、採用予定日から少なくとも15日前までに、労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局に、本政令付録1のフォームNo, 02/PLIに従い報告する必要がある。

b) 労働法第154条の3項、4項、5項、6項および8項、ならびに本政令第7条の1項、2項、4項、5項、7項、8項、9項、10項、11項、12項、13項および14項に規定された外国人労働者の場合、雇用者は外国人労働者の雇用需要を確定する必要はない。

c) 2024年1月1日以降、雇用者が、外国人労働者が勤務する予定の労働傷病兵社会省または地方の労働傷病兵社会局に報告を行う前に、労働傷病兵社会省(雇用局)の公共電子情報ポータル、または省級人民委員会委員長が設立した雇用サービスセンターの電子情報ポータルにおいて、少なくとも15日間で、外国人労働者が就労予定の業務上の地位にベトナム人労働者を募集する告知を行うことを義務付け、その募集要項には、職位、職種、職務内容、人数、学歴、経験、給与、勤務時間、勤務地を記載しなければならないと定めた。もしベトナム人労働者が募集に応募しなかった場合、雇用者は本条1項のaに基づき、外国人労働者の雇用需要を確認しなければならない。

2. 労働傷病兵社会省又は労働傷病兵社会局は、報告書又は外国人労働者の雇用予定の変更報告書を受領した日から10営業日以内に、本政令付録IのフォームNo, 03/PLIに基づき文書で各職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 位に対する外国人労働者の雇用を承認・不承認する。”。
3. 第6条3項は次のように補足する:

“3. 外国人労働者が複数の中央直轄市や省において、一つの雇用主のもとで就労する場合、雇用主は、外国人労働者が就労する開始日から3営業日以内に、電子情報ポータルにおいて労働傷病兵社会省又は外国人労働者が勤務する労働傷病兵社会局に対し、本政令付録1のフォームNo. 17/PLIに従い報告する必要がある。”。
 4. 第7条の一部条項を次のように改正・補足する:
 - a) 第7条6項を次のように改正・補足する:

“6. 外国の所轄機関・組織により、ベトナムにおける外国の外務代表機関もしくは政府間組織が設立を提案した教育施設、またはベトナムが加盟している国際条約に基づき設立された機関・組織で教授するあるいは管理者・業務執行者として勤めるためにベトナムへ出向された外国人労働者。”
 - b) 第7条14項は次のように改正・補足する:

“14. ベトナムの教育訓練省により、以下の業務を行うためにベトナムに入学すると認められた外国人:

 - a) 教授・研究;
 - b) 外国の外務代表機関もしくは政府間組織がベトナムにおいて設立を提案した教育施設の管理者、業務執行者、学長、副学長としての就任。”。
 5. 第9条の一部条項および号は次のように改正・補足する:
 - a) 第9条1項は次のように改正・補足する:

“1. 雇用者の労働許可書発給申請書は、本政令付録1のフォームNo. 11/PLIに従うものとする。外国人労働者が複数の勤務地で一つの雇用主のもとで就労する場合、労働許可書発給申請書にて、すべての勤務地を正確に記載する必要がある。”
 - b) 第9条4項のa・bは次のように改正・補足する:

“a) 本政令第3条4項および5項の規定に基づき、管理者または業務執行者であることを証明する書類には、以下の3種類の書類が含まれる:
会社の定款または機関・組織・企業の運営規則;
企業登録証明書、設立証明書、設立決定書、またはそれに相当する法的効力を持つ書類;
- 機関・組織・企業の任命に関する決議または決定書。
- b) 本政令第3条3項および6項に基づく専門家や技術者を証明する書類には、以下の2種類の書類が含まれる:
学位、証明書、または認定証明書;
専門家や技術労働者の経験年数に関する外国の機関、組織、企業による確認文書、または既に発給された労働許可書、または発給された労働許可書の発給対象外であることの確認書。”。
 - c) 第9条8項の名称を次のように改正・補足する:

“8. 本政令No. 2条1項aに規定された外国人労働者を除く、外国人労働者に関連する書類。”。
 - d) 第9条8項eは次のように改正・補足する:

“e) 本政令第2条1項iに規定された外国人労働者については、外国の機関、組織、企業からベトナムに出向されたことを証明する文書および就労する予定の業務・職位に適合することを示す文書、又は本政令No. 3条4項に規定された管理者であることを証明する書類が必要である。”。
 - d) 第9条9項にcを次のように補足する:

“c) 外国人労働者が専門家または技術者であり、すでに労働許可書が発給され、1回の延長を受けた後、同じ職位および職務名で引き続き就労することを希望する場合、新たな労働許可書発給申請の書類には、本条1項、2項、5項、6項、7項および8項に規定された書類と、すでに発給された労働許可書の謄本が必要となる。”。
6. 第11条2項は次のように改正・補足する:

“2. 労働許可書発給申請の書類を全て受領した日から5営業日以内に、外国人労働者が就労する予定の地域を管轄する労働傷病兵社会省または労働傷病兵社会局は、本政令に付属されたフォームNo.12/PLI付録IIに基づき、外国人労働者に労働許可書を発給する。労働許可書を発給しない場合は、その理由を記載した書面で通知する。
労働許可書はA4サイズ(21 cm x 29.7 cm)で、2ページから成り、1ページ目は青色;2ページ目は白地に青色の模様があり、中央に星の図案があるものとする。
労働許可書の番号は次の通りである:本政令に付属されたフォームNo.16/PLI付録Iに基づく省

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

または中央直轄市のコードと、労働傷病兵社会省のコード;発給年の下2桁、発給書類の区別用コード(新規発給は1、更新は2、再発給は3);順序番号(000.001から開始)。

労働許可書が電子版の場合は、関連する法規に従い、並びに本政令フォームNo12/PLI付属Iに基づく内容に適合する必要がある。”。

7. 第12条3項は次のように改正・補足する:

“3. 労働許可書が有効期限内で企業の登録番号は変更しない場合に限り、次のいずれかの内容変更が可能である:氏名、国籍、パスポート番号、勤務場所、企業名。”。

8. 第17条7項は次のように改正・補足する:

“本規定第9条8項に定める書類のいずれかが、外国人労働者が労働許可書に記載された内容に基づき引き続き雇用者の下で就労することを証明するものであり、ただし、本規定第2条1項aに基づく外国人労働者の場合を除く。”。

9. 第22条1項bは次のように改正・補足する:

“b) 省レベルの人民委員会によって権限委譲、委託、任務の付与、発注、請負される組織。”。

10. 第27条4項bは次のように改正・補足する:

“b) 省レベルの人民委員会によって権限委譲、委託、任務の付与、発注、請負される組織が、外国組織や個人に就労するベトナム人労働者を募集および管理する場合、労働傷病兵社会省に報告する。”。

11. 第30条の一部条項・号は次のように改正・補足する:

a) 第30条1項aは次のように改正・補足する:

“a) 外国人労働者雇用需要を承認すること;労働許可書免除の外国人労働者の認定;以下のいずれかの場合に該当する外国人労働者に対して、労働許可書の発給・再発給・労働許可書の回収を行うこと:

政府、政府首相、各省、または省レベルに相当する機関および政府直属機関が設立を許可した、本政令第2条2項gおよび2項c、d、eに規定する雇用主のために就労する;
複数の省および中央直轄市で、一つの雇用主のもとで就労する。”。

b) 第30条1項cは次のように改正・補足する:

“c) ベトナム国内で就労する外国人労働者の募

集・管理に関する国家の一元的な管理を中央から地方まで実施し、また、ベトナム人がベトナムで外国の組織や個人のために就労することに関する管理を行う。”。

c) 第30条3項は次のように改正・補足する。

“3. 国防省の責任

a) 外国人労働者およびベトナム国内の外国組織・個人のために就労するベトナム人労働者の管理を担当する関係機関と協力し、戦略的および重点な地域や国防上重要な地域における治安と秩序を確保するための法的規定を遵守する。

b) 祖国の領土主権、国家の安全、国境を確保するため、国境警備隊が関係機関と協力するよう指示を出し、ベトナム国内の外国組織・個人のために就労するベトナム人労働者および国境地域、陸路国境検問所、海域、島嶼で就労する外国人労働者の管理および検査を行うこと。”。

d) 第30条4項aは次のように改正・補足する:

“a) 毎月定期的に、機関、組織、企業で就労するため入国するDN1、DN2、LV1、LV2、LD1、LD2、DT1、DT2、DT3、DT4ビザを発給された外国人労働者に関する情報を労働傷病兵社会省に提供する;”。

d) 第30条6項aは次のように改正・補足する:

“a) 外国人労働者の雇用需要を承認すること;労働許可書発給不要の外国人労働者の認定;以下のいずれかの場合に該当する外国人労働者に対して、労働許可書の発給・再発給・労働許可書の回収を行うこと:

本政令第2条2項a、b、h、i、k、lおよび第2条2項c、d、eに規定された雇用主および機関、組織で就労する場合、これらは省の地方委員会、地方委員会に所属する専門機関、および地方委員会が設立したものである;

同一の省または中央直轄市内の複数の勤務地で、一つの雇用主のもとで就労する。”。

12. 以下の様式は改正・補足する:

a) 政令No.152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.01/PLI付録I;様式No.02/PLI;フォームNo.07/PLI;フォームNo.08/PLIを、本政令に付属されたフォームNo.01/PLI;フォームNo.02/PLI;フォームNo.07/PLI;フォームNo.08/PLIに改正する;

b) 政令No.152/2020/ND-CPに付属された付録Iにフ

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- フォームNo.16/PLIおよびフォームNo.17/PLIを補足する。
13. 以下の条項、号、付録において語句およびフレーズの一部を変更・補足する:
- a) 第5条1項における「省人民委員会委員長」というフレーズを「労働傷病兵社会局」に変更、第5条2項の「省人民委員会委員長が指示する」を「労働傷病兵社会局が提案する」に変更;
 - b) 第8条2項における「第154条4項、6項および8項」というフレーズを「第154条4項および6項」に、「3日間」を「3営業日」に変更;
 - c) 第8条3項eにおける「ベトナム語に翻訳され、認証される」というフレーズを「ベトナム語に翻訳され、公証または認証される」に変更;
 - d) 第9条10項および第23条4項における「ベトナム語に翻訳され、認証される」というフレーズを“ベトナム語に翻訳され、公証または認証される”に変更;
 - d) 第13条5項における「本条3項および4項に規定された書類」というフレーズを「本条3項に規定された書類」に変更;
 - e) 第13条5項および第17条8項における、「ベトナム語に翻訳される」というフレーズを「ベトナム語に翻訳され、公証または認証される」に変更;
 - g) 第8条3項d、第9条7項、第17条5項における、「パスポートの認証済みの謄本」というフレーズを「パスポートの認証済みの謄本または雇用主が確認したパスポートの謄本」に変更。;
 - h) 政令No.152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.11/PLI付録Iにおける、「20. 給料:...VND」というフレーズを「20. 平均月給:...百万ドン」に変更;
 - i) 政令No.152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.03/PLI付録Iにおける「省/市人民委員会委員会」というフレーズを「労働傷病兵社会局」に変更;
 - k) 政令No. 152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.03/PLI付録Iにおける「局長/省レベルの人民委員会委員長」というフレーズを「局長/所長」に変更し、「文書番号に基づく提案」というフレーズを「文書番号に基づく提案および提供された情報内容」に変更;
 - l) 政令No.152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.04/PLI・フォーム05/PLI・フォームNo. 06/PLI付録Iにおける、「省/市人民委員会委員長」というフレーズを「労働傷病兵社会省」に変更;

- m) 政令No.152/2020/ND-CPに付属された付録IのフォームNo.06/PLIにおける「TM. 省/市人民委員会.../委員長」というフレーズを「所長」に変更。
 - n) 政令No.152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.09/PLI付録Iの24項目の後に「(企業/組織)は上記の情報が真実であることを保証する。万が一誤りがあった場合、(企業/組織)は法的責任を全て負う」というフレーズを追加。
 - o) 政令No.152/2020/ND-CPに付属されたフォームNo.13/PLI付録Iの「送付先」の欄に、「出入国管理局(公安省)」というフレーズを追加。
14. 以下の一部条項、号を廃止する:
- a) 第13条4項を廃止する;
 - b) 第30条5項のc、dおよびd、および6項のgを廃止する;
 - c) 2022年5月28日付の政府政令No.35/2022/ND-CP(工業団地および経済区の管理に関する規定)で改正、補足された、2020年12月30日付の政府政令No.152/2020/ND-CP(ベトナムで就労する外国人労働者の規定および外国組織・個人のために就労するベトナム人労働者の採用と管理に関する規定)の第30条6a項aを廃止する。

第2条 2022年5月28日に公布された政府政令No.35/2022/ND-CP・工業団地および経済区の管理に関する規定の一部規定を廃止する。

1. 第68条2項dにおける“工業団地、経済区で就労する外国人に対する労働許可書の発給、再発給、延長、取り消しおよび労働許可書の対象外であることの確認”という冒頭の文と「外国人労働者の雇用状況に関する報告の受領」というフレーズを廃止する。
2. 第68条3項cにおける「工業団地、経済区内の企業が、ベトナム人が対応できない各職務に対する外国人労働者の雇用需要に関する説明報告の受領」という文を廃止する。

第3条 施行条項

1. 本政令は2023年9月18日より発効する。
2. 移行規定:
外国人労働者の雇用需要に関する説明および報告書、労働許可書の免除対象であることの確認申請書類、または労働許可書の発給・再発給・延長

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

の申請書類について、本政令の施行日以前に外国人雇用主が労働傷病兵社会省、省人民委員会、労働傷病兵社会局、工業団地、経済区、高技術区管理委員会に提出した場合、ベトナムで就労する外国人労働者およびベトナム国内の外国組織・個人のために就労するベトナム人労働者の募集・管理に関する2020年12月30日付の政府政令No.152/2020/ND-CPおよび工業団地および経済区の管理に関する2022年5月28日付の政府政令No.35/2022/ND-CPに基づき処理されるものとする。

(TM.政府
KT.首相
副首相
チャン ホン ハ署名)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.70/2023/ND-CPに添付の各種様式01/PLI、02/PLI】

様式 01/PLI

企業/組織名 _____ ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
文書番号: 年 月 日 (地方名)
外国人労働者使用の必要性に関する報告の件
について

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)人民委員会 (1)

企業/組織情報: 企業/組織名称、企業のコード/設立または登録番号、設立機関/組織、企業/組織の形態(外資企業/国営企業/企業、組織/請負業者)、企業/組織で勤務する労働者の合計人数、その内、外国人労働者の人数、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可書の有効期間、外国人労働者の採用に必要な事業/活動分野、事業/活動における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報(電話番号、メールアドレス)。

外国人労働者使用の必要性に関する報告を、以下の通り行う。

1. 業務上の地位 その1: (管理者、業務執行者、専門家、技術者の4つの業務上の地位から1つを選択する。)

(i) 職名(経理、工事監督者など、企業/組織が自ら申告する。)

(ii) 数量(人数):

(iii) 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:

(iv) 勤務形式(2)

(v) 勤務場所(番地、通り、村署名; 町名/区名/村名; 郡/市/県所属の市; 中央直轄の省/市について所在地の具体的な一覧(あれば)、順番に各所在地の記載):

(vi) 外国人労働者を採用すべき理由:

- 業務上の地位 No.1 における外国人労働者の使用状況(あれば) (3):
- 業務上の地位、職名について記述:
- 学歴の要求:
- 経験の要求:
- 他の要求(あれば):
- 外国人労働者を使用する予定の業務上の地位にベトナム人を採用しない理由(4)

2. 業務上の地位 その2: (もしあれば、上記1条と同様に追加する。)

3. 業務上の地位 その3: (もしあれば、上記1条と同様に追加する。)

(企業/組織名)は上記の情報が真実であることを誓約します。誤りがある場合には、(企業/組織名)は法的責任を負います。

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)人民委員会 (5)による検討、審査、承認を求めます。有難うございます。

文書受取場所: _____ 企業/組織代表者
(記名の上、署名、押印)
- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所:

注:

- (1) (5)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)人民委員会を記載する。
- (2)は、政令 No.152/2020/ND-CP 号第2条1項の規定に従った勤務形式の明記。
- (3)は、外国人労働者の数量、業務上の地位、職名、労働許可書または労働許可書免除証明書、勤務期間の明記
- (4)は、外国人労働者を採用する予定の業務上の地位に対するベトナム人労働者の採用通知過程を明記する。2024年1月1日以降、外国人労働者を採用する予定の業務上の地位に関するベトナム人労働者の採用通知は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)の電子ポータルサイトまたは中央政府または省、市長が設立を決定した雇用サービスセンターの電子ポータルサイトで行われる。また、外国人労働者を採用する予定の業務上の地位に対するベトナム人労働者の採用過程および選考結果も明記する。

(原文では、上記(1)、(5)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局/省(市)人民委員会委員長」と記載した。)

様式 02/PLI

企業/組織名 _____ ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
文書番号: 年 月 日 (地方名)
外国人労働者使用の必要性の変更に関する報告の件について

労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)人民委員会 (1)

企業/組織情報: 企業/組織名称、企業のコード/設立または登録番号、設立機関/組織、企業/組織の形態(外資企業/国営企業/企業、組織/請負業者)、企業/組織で勤務する労働者の合計人数、その内、外国人労働者の人数、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可書の有効期間、外国人労働者の採用に必要な事業/活動分野、事業/活動における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報(電話番号、メールアドレス)。

外国人労働者使用の必要性に関する報告を、以下の通り行う。

1. 承認・使用された業務上の地位(2)

番号	業務上の地位	承認された業務上の地位の数量	使用された業務上の地位の数量	承認されたが、使用されていない業務上の地位の数(あれば)	使用しない理由(あれば)
I. (日/月/年)付の文書.....号に基づき、外国人労働者の業務上の地位の承認について(承認され、現在有効な職位のみを記載)					
1	管理者				
2	業務執行者				
3	専門家				
4	技術者				
II. (日/月/年)付の文書.....号に基づき、外国人労働者の業務上の地位の承認について(承認され、現在有効な職位のみを記載)					
...					
合計					

2. 変更する必要がある業務上の地位

2.1 業務上の地位 その1: (管理者、業務執行者、専門家、技術者の4つの業務上の地位から1つを選択する。)

(i) 職名(経理、工事監督者など、企業/組織が自ら申告する。)

(ii) 数量(人数):

(iii) 勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:

(iv) 業務形式(3)

(v) 勤務場所(番地、通り、村署名; 町名/区名/村名; 郡/市/県所属の市; 中央直轄の省/市について所在地の具体的な一覧(あれば)、順番に各所在地の記載):

(vi) 外国人労働者を採用すべき理由:

- 業務上の地位 No.1 における外国人労働者の使用状況(あれば) (4):
- 業務上の地位、職名について記述:
- 学歴の要求:
- 経験の要求:
- 他の要求(あれば):
- 外国人労働者を使用する予定の業務上の地位にベトナム人を採用しない理由(5)

2.2 業務上の地位 その2: (もしあれば、上記1条と同様に追加する。)

2.3 業務上の地位 その3: (もしあれば、上記1条と同様に追加する。)

(企業/組織名)は上記の情報が真実であることを誓約します。誤りがある場合には、(企業/組織名)は法的責任を負います。

雇用局(労働・傷病兵・社会省)/.....省(市)人民委員会 (6)による検討、審査、承認を求めます。有難うございます。

文書受取場所: _____ 企業/組織代表者
(記名の上、署名、押印)
- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所:

注:

- (1) (6)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)人民委員会を記載する。
- (2)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/.....省(市)人民委員会を承認された業務上の地位の明記
- (3)は、政令 No.152/2020/ND-CP 号第2条1項の規定に従った勤務形式の明記。
- (4)は、外国人労働者の数量、業務上の地位、職名、労働許可書または労働許可書免除証明書、勤務期間の明記
- (5)は、外国人労働者を採用する予定の業務上の地位に対するベトナム人労働者の採用通知過程を明記する。2024年1月1日以降、外国人労働者を採用する予定の業務上の地位に関するベトナム人労働者の採用通知は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)の電子ポータルサイトまたは中央政府または省、市長が設立を決定した雇用サービスセンターの電子ポータルサイトで行われる。また、外国人労働者を採用する予定の業務上の地位に対するベトナム人労働者の採用過程および選考結果も明記する。

(原文では、上記(1)、(6)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局/省(市)人民委員会委員長」と記載した。)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.70/2023/ND-CPに添付の各種様式07/PLI、08/PLI】

様式 07/PLI

…企業/組織名
ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
文書番号:……………年……月……日(地方名)

外国人労働者使用状況の報告
(年/月/日から年/月/日まで)
……………(1)……………御中

企業/組織の情報: 企業/組織名称、企業/組織の形態(外資企業/国営企業/企業/組織/請負業者)、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可書、事業/活動分野、連絡が必要な時のための企業/組織の代表者(電話番号、メールアドレス)。

請負業者の情報(あれば): 請負業者名称、請負業者が国籍を有する地の国又は領域に登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可書、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可書、請負実施期間。
(企業/組織)の外国人労働者の採用、使用、管理に関する状況について、下記の通りに報告する。

1. 企業/組織における外国人労働者に関するデータ(データ表を添付する)。
2. 評価、要請(あれば)。

文書受取場所: 企業/組織の代表者
- 上記表題に記載した場所、(記名の上、署名、押印)
- 文書課において保管

注: (1)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/…省(市)人民委員会などを記載する(企業/組織は労働・傷病兵・社会省において労働許可書を取得する対象に該当する場合、省に納付するとともに、外国人労働者が勤務している省・市の労働・傷病兵・社会局にも報告書を納付する。)

外国人労働者一覽表
(企業/組織名)による(年/月/日)付報告書……………号に添付

報告時点において外国人労働者の合計人数	内、女性労働者の人数	国籍	内、一年未満働いている外国人労働者		業務上の地位			労働許可書の返却/回収	単位:人
			平均給料総額 (VND)	数量	管理者	業務執行者	技術労働者		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
I		ヨーロッパ							
II		アジア							
III		アフリカ							
IV		アメリカ							
V		オセアニア							
合計									

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

注:
 (*) (2) = (7) + (8) + (9) + (10) = (11) + (12) + (13) + (14)
 (**) (17)は外資企業、国営企業、機関/組織、請負業者に分かれる企業/組織における勤務する外国人労働者の統計
 (***) (6)はΣ(5*(6)/2)5。

様式 08/PLI

……省(市)人民委員会
ベトナム社会主義共和国
……省(市)労働・傷病兵・社会局
独立 - 自由 - 幸福
文書番号:……………年……月……日(地方名)

外国人労働者の状況に関する報告
上半期/……年の年間における
労働・傷病兵・社会省(雇用局) 御中

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者及びベトナムにおいて外国企業/組織に勤務するベトナム労働者の採用、管理に関する政府の政令を実施するため、……省(市)労働・傷病兵・社会局は、上半期/……年の年間における外国人労働者の状況に関して、以下の通り報告する。

1. 外国人労働者の一般的な状況
 1. 外国人労働者使用の必要性に対する承認状況(機関、企業、組織、請負業者において承認された数量、業務上の地位を明確に記載する。)
 2. 労働許可書の発給状況(添付するデータ表、成果、原因、課題、問題点、原因。)
2. 実施すべき対策、及び提案
 1. 外国人労働者の管理に関する対策
 2. 提案

文書受取場所: 企業の社長
- 上記表題に記載した場所、(記名の上、署名、押印)
- 保管:……………

上半期/……年の年間における外国人労働者の状況に関する報告
(年/月/日)付報告書……………号に添付

報告時点において外国人労働者の合計人数	内、女性労働者の人数	国籍	内、一年未満働いている外国人労働者		業務上の地位			労働許可書		企業、機関、組織、請負業者		単位:人							
			平均給料総額 (VND)	数量	管理者	業務執行者	技術労働者	労働許可書の返却/回収	労働許可書の返却/回収	企業	請負業者								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
I		ヨーロッパ																	
II		アジア																	
III		アフリカ																	
IV		アメリカ																	
V		オセアニア																	
合計																			

企業の社長
(記名の上、署名、押印)

注:
 (*) (2) = (7) + (8) + (9) + (10) = (11) + (12) + (13) + (14) = (17) + (18) + (19) + (20)
 (**) (6)はΣ(5*(6)/2)5。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【政令No.70/2023/ND-CPに添付の各種様式16/PLI、17/PLI】

中央直轄の省・市のコード番号および労働・傷病兵・社会省のコード番号

様式 16/PLI

順番	行政単位名	コード番号	順番	行政単位名	コード番号
1	Ha Noi	001	34	Quang Ngai	051
2	Ha Giang	002	35	Binh Dinh	052
3	Cao Bang	004	36	Phu Yen	054
4	Bac Kan	006	37	Khanh Hoa	056
5	Tuyen Quang	008	38	Ninh Thuan	058
6	Lao Cai	010	39	Binh Thuan	060
7	Dien Bien	011	40	Kon Tum	062
8	Lai Chau	012	41	Gia Lai	064
9	Son La	014	42	Dak Lak	066
10	Yen Bai	015	43	Dak Nong	067
11	Hoa Binh	017	44	Lam Dong	068
12	Thai Nguyen	019	45	Binh Phuoc	070
13	Lang Son	020	46	Tay Ninh	072
14	Quang Ninh	022	47	Binh Duong	074
15	Bac Giang	024	48	Dong Nai	075
16	Phu Tho	025	49	Ba Ria - Vung Tau	077
17	Vinh Phuc	026	50	Ho Chi Minh	079
18	Bac Ninh	027	51	Long An	080
19	Hai Duong	030	52	Tien Giang	082
20	Hai Phong	031	53	Ben Tre	083
21	Hung Yen	033	54	Tra Vinh	084
22	Thai Binh	034	55	Vinh Long	086
23	Ha Nam	035	56	Dong Thap	087
24	Nam Dinh	036	57	An Giang	089
25	Ninh Binh	037	58	Kien Giang	091
26	Thanh Hoa	038	59	Can Tho	092
27	Nghe An	040	60	Hau Giang	093
28	Ha Tinh	042	61	Soc Trang	094
29	Quang Binh	044	62	Bac Lieu	095
30	Quang Tri	045	63	Ca Mau	096
31	Thua Thien Hue	046	64	労働・傷病兵・社会省	099
32	Da Nang	048			
33	Quang Nam	049			

様式 17/PLI

…企業/組織名
ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
文書番号:..... 年.....月.....日 (地方名)

ベトナムに入学し、勤務する外国人労働者の状況の報告
労働・傷病兵・社会省(雇用局)/…省(市)人民委員会 (1) 御中

企業/組織の情報: 企業/組織名称、企業/組織の形態(外資企業/国営企業/企業、組織/請負業者)、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可書、事業/活動分野、連絡が必要な時のための企業/組織の代表者(電話番号、メールアドレス)。

企業/組織の中央直轄の省・市に勤務する外国人労働者の状況の報告(添付するデータ表)。
有難うございます。

文書受取場所: 企業/組織の代表者
- 上記表題に記載した場所、(記名の上、署名、押印)
- 文書課において保管

注:(1)は、労働・傷病兵・社会省(雇用局)/…省(市)人民委員会を記載する。

ベトナムに入学し、勤務する外国人労働者の状況の報告
(年/月/日)付報告書.....号に添付

単位:人

番号	氏名	国籍	パスポート番号	勤務場所	開始の勤務日	終了の勤務日	発給された労働許可書のコード番号	注
1								
2								
...								
合計								

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【ベトナム出入国管理法No.47/2014/QH13】

ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、国会は、「ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法」を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本法は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する原則、条件、手順、手続き、権利、義務、およびそれに関わるベトナム国家機関、関連機関、組織、個人の権利、責任に関して定める。

第2条 適用対象

本法は、ベトナム入国・出国・乗継・居住の外国人、ベトナム国家機関、ベトナムおよび外国の関連機関、組織、個人に適用される。

第3条 用語解釈

本法において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 外国人とは、ベトナム入国・出国・乗継・居住の外国籍証明書を所持する者および無国籍者をいう。
2. 外国籍証明書とは、旅券（パスポート）または旅券に相当する書類を含む外国の管轄機関もしくは国連により発給された書類をいう。
3. 国際通行許可書とは、いずれかの国の管轄機関によりその国に居住している無国籍者に対して発給される書類であり、ベトナムの管理当局に承認された書類をいう。
4. 入国とは、外国人がベトナムの出入国地点を通してベトナム領土に入ることをいう。
5. 乗継とは、外国人が第3国へ向かうために、ベトナムを通過、またはベトナム国際出入国地点の乗継区域に滞留することをいう。
6. 出国とは、外国人がベトナムの出入国地点を通してベトナムの領土から出ることをいう。
7. 出国停止とは、ベトナムの権限者がベトナムに居住している外国人に対して出国停止を決定することを

いう。

8. 退去強制とは、ベトナムの権限者が外国人に対してベトナムの出入国地点を通し、ベトナム領土から退去させる決定をすることをいう。
9. 居住とは、外国人がベトナムに常駐または、一時的に滞在することをいう。
10. 出入国地点とは、外国人が入国、出国できる区域をいう。
11. 査証とは、ベトナム当局により発給される外国人のベトナム入国認可書をいう。
12. 滞在認可とは、ベトナム管理当局が外国人に対して、ベトナムに滞在できる期限を認めることをいう。
13. テンポラリーレジデンスカードとは、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関が外国人に対し発給する、期限のあるベトナム居住許可書でありビザに代わりうるものをいう。
14. 常駐カードとは、出入国管理当局が外国人に対し発給する無期限のベトナム居住許可書であり査証に代わりうるものをいう。
15. 出入国管理当局とは、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理義務を負う公安省に属する専任機関をいう。
16. 入国審査局とは、出入国地点における外国人の入国・出国・乗継・居住の検査義務を負う専任機関をいう。
17. 外国におけるベトナムビザ発給機関とは、ベトナムの代表機関もしくはその他の領事に関する機能遂行を委任された機関（代行機関）をいう。

第4条 入国・出国・乗継・居住の原則

1. 本法はベトナムの別途定める関連諸法令およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従う。
2. 独立、主権、統一および領土保全を尊重し、国家の安寧、社会の秩序と安全および国際関係の平等を保障する。
3. 公開性、透明性を確保し、外国人に対し便利な条件を提供するとともにベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理を厳密に統一して行う。
4. 複数の旅券を所有する外国人は、ベトナム入国・出国・乗継・居住の際にはその中のひとつの旅券のみを使用できるものとする。

第5条 禁止行為

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

1. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律に従う権利、義務、責任を遂行する外国人、関連機関・組織・個人に対してその任務を妨害する行為。
2. 本法およびその他の関連諸法令に相反する手続き、および書類提出。ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する手続きに対して脅迫、妨害する行為。
3. ベトナムに不法に入国・出国・乗継・居住をする行為。ベトナムの入国・出国・乗継・居住のために書類を改ざんし虚偽の書類を使用する行為。
4. ベトナムの入国・出国・乗継・居住のための関係情報、書類の改ざんを行う行為。
5. ベトナムの入国・出国・乗継・居住を悪用し、ベトナム社会主義共和国に反抗し、機関、組織、個人の法的な権利・利益を侵害する行為。
6. 外国人がベトナムの入国・出国・乗継・居住をするための許可書類の売買、貸与、貸借、内容の抹消、修正を行う行為。

第6条 ベトナム管理当局により発給された入国・出国・乗継・居住の許可書類の没収、取消

本法第5条第3項、第4項、第5項、第6項および第21条第3項、第44条第2項第b号に定める禁止行為を行う外国人は、ベトナム入国・出国・乗継・居住の許可書類を没収、取消される。

**第2章
査証(ビザ)**

第7条 ビザの取り扱いおよび種類

1. ビザの種別(シングル、マルチ)および入国目的は変更不可とする。
2. ビザは個人に対し個別に発給されるが、父母、保護者の旅券を共用する14歳未満の子供はその限りでない。
3. ビザはパスポートへの付与(貼付)または別途支給とする。

第8条 ビザのカテゴリー

1. NG1: ベトナム共産党中央執行委員会書記長、国家主席、国会議長、政府首相に招かれた代表団のメンバー

2. NG2: ベトナム共産党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、副首相、ベトナム祖国戦線中央委員会の委員長、最高人民裁判所長、最高人民検察庁の長官、国家監査員の総長に招かれた代表団のメンバー、および大臣、省・中央直轄市の書記、人民評議会議長、人民委員会委員長と同等・相当の招聘者
3. NG3: 公館、領事館、国連所属国際機関、政府間代表機関などのメンバー、任期中に帯同するそのメンバーの配偶者、18歳未満の子供および家事使用人
4. NG4: 公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関で就労する人、および外交の代表機関、領事機関、国連に属する国際機関、政府間代表機関などのメンバーを訪問する者
5. LV1: ベトナム共産党の中央に属する機関・部局、国会、政府、祖国戦線、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査員、各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関、省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会で就労する者
6. LV2: 政治・社会組織、社会組織、ベトナム商工会議所で就労する者
7. DT: 外国人投資家、外国人弁護士
8. DN: ベトナムにおける企業で就労する者
9. NN1: 国際組織、外国の非政府組織の駐在員事務所の所長、プロジェクトの代表者
10. NN2: 外国企業の駐在員事務所の所長、支店の代表者、または外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の代表者
11. NN3: 外国の非政府組織、外国企業の駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所で就労する者
12. DH: 研修・学習を行う者
13. HN: 会議、シンポジウムへの参加者
14. PV1: 常駐するジャーナリスト
15. PV2: 短期間活動するジャーナリスト
16. LD: 外国人労働者
17. DL: 旅行者
18. TT: LV1、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LDのビザが発給される外国人の配偶者、18歳未満の外国人、またはベトナム国民の父母、配偶者、子弟を持つ外国人
19. VR: 親族訪問、その他の目的を持つ者

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

20. SQ: 本法第17条第3項に該当する者

第9条 ビザ期限

1. SQのビザの期限は30日を超えてはならない。
2. HN、DLのビザの期限は3ヵ月を超えてはならない。
3. VRのビザの期限は6ヵ月を超えてはならない
4. NG1、NG2、NG3、NG4、LV1、LV2、DN、NN1、NN2、NN3、DH、PV1、PV2およびTTのビザの期限は、12ヵ月を超えてはならない
5. LDのビザの期限は2年を超えてはならない。
6. DTのビザの期限は5年を超えてはならない。
7. 期限が切れたビザは新たに申請することができる。
8. ビザの期限は、パスポートもしくは国際通行許可書の有効期限より最低30日以上短い期限で発給される。

第10条 ビザ発給申請の条件

1. パスポートもしくは国際通行許可書を所持していること。
2. ベトナムにおける機関、組織、個人によって招聘、保証されていること。
本法第17条第3項に定める場合はその限りでない。
3. 本法第21条に定めるベトナム入国禁止対象者リストに該当していないこと。
4. 下記の場合に該当するビザ発給申請は、入国目的を証明する書類を提出しなければならない。
 - a) 投資目的の外国人は、投資法に準じるベトナムへの投資を証明する書類
 - b) ベトナムにおける弁護士実務の外国人は、弁護士法に準じる許可書
 - c) 外国人労働者は、労働法に準じる労働許可書
 - d) 研修・学習中の外国人は、ベトナムの学校または教育機関の受け入れ書類

第11条 別途ビザ発給のケース

1. パスポートにビザ発給用ページがなくなった場合
2. ベトナムとの外交関係のない国より発給されたパスポートを所持している場合
3. 国際通行許可書のみ所持の場合
4. 外交、国防、治安の事由により別途ビザが必要と判断される場合

第12条 ビザ免除のケース

1. ベトナムが加盟する国際条約に従う場合
2. 本法に従う常駐カード、テンポラリーレジデンスカードを使用する場合
3. 出入国地点の経済特区、特別な行政・経済局に入る場合
4. 本法第13条に定める場合
5. 外国の管轄機関により発給されたパスポートまたは国際通行許可書を保持する外国に居住するベトナム人、およびそのベトナム人の配偶者、子弟。ベトナム国民の配偶者、子弟である外国人は政府の規定に従ってビザは免除される。

第13条 一方ビザ免除

1. 一方ビザ免除国の国民によるベトナム入国の決定は下記の条件を満たさなければならない。
 - a) ベトナムと外交関係のある国
 - b) その時々々のベトナムの経済・社会発展政策および対外政策に適合する場合。
 - c) ベトナムの国防、安寧、社会の秩序と安全を脅かさない。
2. 一方ビザ免除の決定の期限は5年を超えてはならないが延長されることもある。本条第1項に定める条件と異なる場合、一方ビザ免除の決定は廃止されるものとする。
3. 政府は、本条に従って各国の国民に対する期限のある一方ビザ免除に関して決定する。

第14条 外国人招聘、保証の機関、組織、個人

1. 本法第10条第2項に従う外国人の招聘、保証の機関、組織、個人は以下のとおりである
 - a) ベトナム共産党中央執行委員会書記長、国家主席、国会議長、政府首相
 - b) ベトナム共産党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、政府副首相、ベトナム祖国戦線中央委員会の委員長、最高人民裁判所長、最高人民検察庁の長官、国家監査員の総長、省庁の大臣および大臣に相当する者、省・中央直轄市の書記、人民評議会議長、人民委員会委員長
 - c) ベトナム共産党中央に属する部局・機関、国会の機関、国会常務委員会に属する機関、ベトナム祖国戦線中央委員会、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査員、各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- d) 省・市の党委員会、人民評議会、省・中央直轄市の人民委員会
 - d) 政治・社会組織、社会組織の中央機関、ベトナム商工会議所
 - e) ベトナムの法律に従って設立された企業
 - g) ベトナムにおける外国の公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関
 - h) 外国企業の駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所
 - i) ベトナム法令に従うその他の法人、組織
 - k) 国内に常駐するベトナムの国民、ベトナムにおける常駐カードもしくはテンポラリーレジデンスカードを保持する外国人
2. 外国人の招聘、保証の機関、組織は、法律に従って機能・義務・権限または取得した営業活動許可書の範囲内で招聘、保証を行うものとする。国内に常駐するベトナムの国民、ベトナムにおける常駐カードもしくははテンポラリーレジデンスカードを保持する外国人は、ベトナムへ入国する外国人を招聘、保証することができるが、招聘者、被保証人との関係を証明する書類を所持していなければならない。

第15条 外務省の管轄機関で行う外国人の招聘、保証申請手続き

1. 本法第8条1項、2項、3項、4項の定めに該当する外国人は、招聘人、保証人を經由して、外務省の管轄機関へビザ発給申請書を送付する。
2. 本法第8条1項、2項に定める招聘人、保証人（機関、組織）は、外務省の管轄機関が在外国ベトナムビザ発給機関に対し外国人のビザ発給を指導するようにその機関へ書面にて通知すると共に、出入国管理当局へ通知する。
3. 本法第8条3項、4項に定める招聘人、保証人（機関、組織）は、外務省の管轄機関へ書面による外国人のビザ発給申請書を直接送付する。外務省の管轄機関は、出入国管理当局へ書面にて通知する。通知した日から2日営業日以内に出入国管理当局から回答がない場合には、外務省の管轄機関は、招聘・保証の機関、組織へ承認の回答を行いながら、在外国のベトナムビザ発給機関に対しビザ発給するように通知、督促する。
4. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける場合

は、ビザの受領場所、受領場所選定理由および受領日時を明確にしなければならない。

5. 招聘・保証の機関、組織は、外務省の管轄機関より承認の回答を受けた後、外国人へ在外国のベトナムビザ発給機関にてビザ取得手続きを行うことを通知する。
6. 在外国ベトナムビザ発給機関にて外国人のビザ発給を申請する機関、組織は、外務省の管轄機関にビザ発給通知にかかる費用を支払う。

第16条 出入国管理機関で行う外国人の招聘、保証申請手続き

1. 本法第8条1項、2項、3項、4項の定めに属さない外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人を經由して出入国管理機関にて手続きを行う。招聘・保証の機関、組織、個人は、出入国管理機関へビザ発給申請書を直接提出する。
2. ベトナムにおける社会組織、企業、その他のベトナム法令に従う法人、外国企業の支店、外国の経済組織・文化組織・その他の専門組織の駐在員事務所は、招聘・保証申請を行う前に、出入国管理当局へ書面にて通知すると共に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - a) 組織設立許可書もしくは設立に関する認可機関の決定書の謄本（要公証）
 - b) 組織の印鑑、法的代表者の署名のある登録書
上記の通知は一回のみ実行され、変更が生じた場合には追加通知を行う。
3. 出入国管理当局は、ビザ発給申請書を受領した日から5日営業日以内に、審査し招聘・保証の機関、組織、個人に回答すると共に在外国ベトナムビザ発給機関へ通知する。
4. 招聘・保証の機関、組織、個人は、出入国管理当局より書面による回答を受けた後に、外国人に対し、在外国のベトナムビザ発給機関にてビザ取得手続きを行うことを通知する
5. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける場合、有効かつ不備の無い申請書類を受領した日から3日営業日以内に（本法第18条第1項a、b、c、dに従う申請）、12営業時間以内に（本法第18条第1項第d号、e号に従う申請）出入国管理当局が審査し決裁する。
6. 在外国ベトナムビザ発給機関にて外国人のビザ発

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

給を申請する機関、組織は、出入国管理当局にビザ発給通知にかかる費用を支払う。

第17条 在外国ベトナムビザ発給機関にてビザ取得

1. 本法第15条第2項に従う申請の場合、外務省の管轄機関からの指導、および本人のパスポート、写真が添付された申請書を受領した日から1日営業日以内に、在外国ベトナムビザ発給機関はビザを発給する。
2. 本条第1項に該当しない場合、ビザ取得対象となる外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人より通知を受けた後に、在外国ベトナムビザ発給機関へパスポート、ビザ発給申請書および写真を提出しなければならない。父母もしくは保護者のパスポートを共用する14歳未満の子供はビザ発給申請書の提出は不要である。
在外国ベトナムビザ発給機関は、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関から通知を受けた日から3日営業日以内にビザ発給を行う。
3. 在外国ベトナムビザ発給機関の長は、下記に該当する市場視察、旅行、親族訪問、病気の治療などの目的でベトナムへ入国する外国人に対して最大30日のビザを承認する権限を持つ。
 - a) 在外国ベトナムビザ発給機関と商務で関係する人、またその配偶者、子弟、もしくは現地国外務省の管轄機関によりビザ発給依頼書のある人
 - b) 現地国における各公館、領事館の保証外交文書のある人
 - c) 在外国ベトナムビザ発給機関の長は、本条第3項に定める対象のビザを発給した後、出入国管理当局へ通知しそのビザ発給に責任を負う。

第18条 国際出入国地点にて到着ビザ発給

1. 下記の場合において、外国人は国際出入国地点にて到着ビザを受領できる。
 - a) ベトナム入国ビザ発給機関が不在の国から渡航してきた場合
 - b) 複数の国を継続し経由してベトナムへ渡航してきた場合
 - c) ベトナムに会社のある国際旅行社主催ツアー、プログラムに参加する目的で入国する場合
 - d) ベトナムの港に停泊している船舶の船員で、別の出入国地点(他港)から出国する必要がある場合
 - d) 親族の葬儀参加あるいは重篤な病気の見舞い目

的で入国する場合

- e) 緊急事故、救助隊、レスキュー隊、災害防止、疫病対応、あるいはベトナム管轄機関からの要請による特別の理由により入国する場合
2. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける外国人は、出入国監査部署へパスポートもしくは国際通行許可書および写真が添付されたビザ発給申請書を提出する。父母あるいは保護者のパスポートを共用する14歳未満の子供は、父母あるいは保護者のビザ発給申請書を共用して申請することができる。
3. 出入国審査官は、出入国管理当局より受けた通知書と照らし合わせた上でビザ発給を行う。

第19条 出入国管理機関、外務省の管轄機関でのビザ発給

1. 新規ビザ発給を申請するベトナムに滞在している外国人は、出入国管理当局、もしくは外務省の管轄機関にてその手続きを行うために、機関、組織、個人に対し招聘、保証を申し込まなければならない。
2. 本条第1項に定める招聘・保証機関、組織は、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関へ外国人のパスポートあるいは国際通行許可書およびビザ発給申請書を提出する。
3. 有効かつ不備のない書類を受領した日から5日営業日以内に、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関は審査を開始しビザ発給を行う。

**第3章
入国**

第20条 入国条件

次に掲げる条件を満たす外国人はベトナムへ入国することができる。

1. パスポートあるいは国際通行許可書およびビザを所有していること。
一方ビザ免除国の国民によるベトナム入国外国人は、出国日よりパスポート有効期限が6ヶ月以上残存していること。また、前回ベトナム出国日から30日以上の期間が経過していること。
2. 本法第21条に定める入国禁止対象リストに該当しないこと。

第21条 入国禁止対象

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 本法第20条第1項に定める条件を満たさない者。
2. 父母、保護者あるいは委任を受けた者が同伴しない14歳未満の子供
3. 入国、出国、居住に関する文書偽造、虚偽の申告を行った者
4. 精神疾患または公衆の健康へ脅威を与える可能性のある伝染疾患に罹っている者ベトナムから国外追放された日から3年が経過していない者
5. ベトナム退去強制決定が発効した日から6ヶ月が経過していない者
6. 疫病防止の事由により
7. 天災のため
8. 国防、安寧、社会の秩序と安全の事由により

第22条 入国禁止の権限

1. 出入国審査局長は、本法第21条1項、2項、3項、4項、5項、6項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
2. 保健省大臣は、本法第21条第7項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
3. 農業農村開発省大臣は、本法第21条第8項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。公安省大臣、国防省大臣は、本法第21条第9項に定める対象に対するベトナム入国拒否を決定する。
4. 入国禁止の決定権を有する者は、入国禁止を解除する権限を有するが、法律上においても責任を負う。

第4章 乗継

第23条 乗継条件

1. パスポートもしくは国際通行許可書を所持していること
2. 第3国へ行く旅程に適合する手段のチケットを所持していること
3. 第3国入国のビザを取得済みであること。ビザ免除の場合はその限りでない。

第24条 乗継区域

1. 乗継区域とは、外国人が第3国へ渡航するために一時的に滞留する、国際出入国地点に属するエリアをいう。
2. 乗継区域は、国際出入国地点の管理機関により決められる。

第25条 空路の乗継

1. 空路の乗継をする外国人は査証免除とするが、乗継便を待つ間は国際空港の乗継区域範囲内に滞留するものとする。
2. ベトナムにある国際旅行社が実施するツアーに参加し観光する目的で乗継時間中にベトナムへ入国する外国人は、乗継時間に合わせて査証が発給される。

第26条 海路の乗継

海路の乗継をする外国人は査証免除とするが、船舶が停泊する期間中は港の乗継区域の範囲内に滞留するものとする。ベトナムにある国際旅行社が実施するツアーに参加し観光する目的でベトナムへ入国する外国人は、乗継時間に合わせて査証認可が検討される。別の出入国地点から出国することを要望する外国人には、VRの査証が審査後発給される。

第5章 出国

第27条 出国条件

外国人は以下のすべての条件を満たした場合に出国することができる。

1. 旅券または国際通行許可書を所持していること
2. 有効な在留許可書、またはテンポラリーレジデンスカード、常駐カードを所持していること
3. 本法第28条に定める一時出国中止対象リストに該当していないこと。

第28条 出国一時停止及び出国停止期間

1. 外国人は以下のいずれかに該当する場合、一時的に出国が停止される。
 - a) 刑事事件の容疑者、被告人、またはそれらの関係者。民事、交易商業、雇用(労働)、行政、婚姻と家族に係る民事訴訟事件における申立人、被告人、またはそれらの関係者。
 - b) 裁判所の判決文と決定、紛争処理評議委員会の決定を遵守する義務を負う者
 - c) 納税義務を完了していない者
 - d) 行政違反の処分決定に従う義務を負う者
 - d) 国防と安全保障上の理由により
2. 本条第1項の定めは、司法支援法第25条に定められた、証拠提供のために海外へ引き渡される懲役

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 刑に服している者に対しては適用されない。
3. 出国中止期間は基本3年を超えてはならないが、場合により延長することもありうる。

第29条 一時出国中止決定の権限、出国中止期間の延長、出国中止措置の解除

1. 捜査機関の機関長、検察院の院長、裁判所の執行裁判官、執行機関の長、競争協議会の会長は、自らの責任及び権限の範囲内で、本法第28条1項第a、bに定める場合に対し出国停止措置を決定する。
2. 税務管理当局の局長は、本法第28条第1項第cに該当する場合の出国停止を決定する。
3. 公安省大臣は、本法第28条第1項第d号に規定された外国人に対し、以下の場合一時出国停止措置を決定する。
 - a) 警察当局より出された行政違反処分の決定を履行する義務を有する者
 - b) 最高人民裁判所の所長、省大臣、省同級機関の長、省・中央直轄市の人民委員会委員長の要請に基づく場合
4. 公安省大臣と国防省大臣は、本法第28条第1項第d号に定める場合、一時出国停止を決定する。
5. 一時出国停止決定の権限を有する者は一時出国停止期間の延長、一時出国停止解除の権限を有するが、その決定について法律上の責任を負う。一時出国停止を決定した者は、停止条件が無くなった時に、出国停止解除を決定する責任を負う。
6. 一時出国停止決定書、一時出国停止延長、出国停止解除の決定書は、迅速に出入国管理機関に送付し、その対象となった者へ通知されなければならない。
7. 出入国管理機関は一時出国停止決定書、一時出国停止延長、出国停止解除決定書を受領した後、その決定の執行組織に対し責任を負う。

第30条 強制退去

1. 外国人は、以下のいずれかの場合に強制出国となる。
 - a) 一時的な滞在期間が満了したが出国しない場合
 - b) 国防、国家安全、社会秩序、社会安全に係る理由により
2. 退去強制の権限は以下のとおりである

- a) 出入国管理機関は本条第1項aの規定に該当する場合、退去強制の権限を有する。
- b) 公安省大臣、国防省大臣は本条第1項bの規定に該当する場合、退去強制の権限を有する。

第6章 居住

第1節 滞在

第31条 滞在認可

1. 出入国審査官は、パスポートまたは別の査証に以下のとおり滞在期間の承認印を捺印する方法で外国人の滞在認可を行う。
 - a) 滞在期間はビザ期間と同様である。ビザの期限が15日を超えない場合は15日の滞在期間を認める。DT、LDのビザに対しては、12ヶ月未満の滞在の期間を認め、かつテンポラリーレジデンスカードの発給を検討する。
 - b) ベトナムが加盟する国際条約によるビザ免除者に対しては、滞在期間は国際条約に従う。国際条約に在留期間に関する規定がない場合は、30日間の滞在期間を認める。
 - c) 国境経済区に入るために査証免除される者に対しては、15日間の滞在期間を認める。行政経済特区に入る場合は、30日間の滞在期間を認める。
 - d) 一方ビザ免除ベトナムの国民に対しては、15日間の滞在期間を認める。
- d) 有効な常駐カード又はテンポラリーレジデンスカードを所持する外国人に対しては滞在証明書を発給しない。
2. 外国人は認められた滞在期間の範囲内でベトナムに在留することができる。
3. ベトナムの法律に違反した外国人の滞在期間は、出入国管理当局により取り消し・短縮されることもありうる。

第32条 宿泊施設

宿泊施設とは、観光用の宿泊施設、ゲストハウス、外国人が仕事、労働、研究、研修を行う施設、医療施設、一軒家、又は法律に従うその他の宿泊施設を含む、外国人がベトナム領土に一時滞在する場所をいう。

第33条 在留申告

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

1. ベトナムに一時的に滞在する外国人は、宿泊施設の直接管理者及び運営者を經由し、居住地の市町村の警察幹部、または居住地の警察当局に在留を申告しなければならない。
2. 宿泊施設の直接管理者及び運営者は、該当外国人が宿泊施設に到着してから12時間以内に(施設が遠隔地又は奥地にある場合には24時間以内に)在留申告書を記入し宿泊施設が所在する市町村の警察官又は警察当局に届出しなければならない。
3. ホテルなどの宿泊施設は、外国人の在留申告を送信するためにインターネットにアクセス、又は省及び中央直轄市の出入国管理当局とのコンピューターネットワークに接続していなければならない。インターネットにアクセスできる宿泊施設は、外国人在留申告書を省及び中央直轄市の出入国管理当局の電子メールアドレス宛に直接送信することができる。
4. 居住地の変更、または常駐カードに記載される住所と異なる場所に居住する外国人は、本条第1項の定め従って在留を申告しなければならない。

第34条 工業団地、輸出加工区、国境経済区、沿岸経済特区、国境地域及び特別な行政経済単位における滞在

1. 外国人は工業団地、輸出加工区、国境経済区、沿岸経済特区に所在する宿泊施設に滞在することができるが本法第33条に従って在留を申告しなければならない。
2. 外国人は、陸上国境の禁止区域または活動が停止された地域、海上国境の禁止区域または活動が停止された区域に滞在することはできない。国境地域、または国境地域における町、都市、観光サービス地区、行政局、経済特区、その他の経済地区に一時的に滞在する場合は本法第33条に従って在留を申告しなければならない。外国人の在留申告書を受ける機関は、宿泊施設が所在する地域の国境警備局に通知しなければならない。

第35条 在留資格の延長

1. 在留資格延長を希望するベトナムに在留している外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人を經由して出入国管理当局または外務省の管轄機関にて申請手続きを行う。

2. 本条第1項に該当する招聘・保証の機関、組織、個人は、外務省の管轄機関と(本法第8条1項、2項、3項、4項に該当する場合)出入国管理当局(本法第16条1項に該当する場合)へ外国人の在留資格延長の申請書および旅券または国際通行許可書を直接提出しなければならない。
3. 出入国管理当局、または外務省の管轄機関は、不備のない申請書類を受領してから5日営業日以内に、外国人の在留資格の延長を検討し決定しなければならない。

第36条 テンポラリーレジデンスカードの発給およびテンポラリーレジデンスカードの記号

1. ベトナムにおける公館、領事館、国連所属国際機関の駐在員事務所、政府間代表機関などのメンバーである外国人、またそのメンバーの任期中に帯同する配偶者、18歳未満の子供および家事使用人に対してはNG3のテンポラリーレジデンスカードが発給される。
2. LV1、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LD、TTのビザが発給された外国人は、ビザと同じ記号のテンポラリーレジデンスカードが発給される。

第37条 テンポラリーレジデンスカード発給申請の手続き

1. テンポラリーレジデンスカード発給申請書類は、以下の通りである。
 - a) 招聘・保証の機関、組織、個人の申請書
 - b) 写真添付のテンポラリーレジデンスカード発給申請書
 - c) パスポート
 - d) 本法第36条に該当する証書類
2. テンポラリーレジデンスカード発給認可処理は以下の通りである。
 - a) ベトナムにおける公館、領事館、またはその他の外国の代行機関はNG3のテンポラリーレジデンスカード発給申請書類を外務省の管轄機関に提出する。
 - b) 招待・保証の機関、組織、個人は、その機関、組織が所在、もしくは招聘・保証の個人が居住する地方の出入国管理当局へ本法第36条2項に該当する外国人のテンポラリーレジデンスカード発給申請書類を直接提出する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- c) 出入国管理当局または外務省の管轄機関は不備のない申請書類を受領してから5日営業日以内に、テンポラリーレジデンスカード発給を検討し決定する。

第38条 テンポラリーレジデンスカードの期限

- 1. テンポラリーレジデンスカード期限はパスポート期限満了日の30日以前までとする。
- 2. NG3、LV1、LV2、DT 又は DH のテンポラリーレジデンスカード期限は5年を超えてはならない。
- 3. NN1、NN2、TT のテンポラリーレジデンスカード期限は3年を超えてはならない。
- 4. LD、PV1 テンポラリーレジデンスカード期限は2年を超えてはならない。
- 5. 期限が満了したテンポラリーレジデンスカードは新規発給が検討される。

**第2節
常駐**

第39条 常駐を認められる対象

- 1. ベトナム国家の建設、国防に貢献し、かつベトナム国家の勲章、徽章あるいは荣誉称号を授与された外国人
- 2. ベトナムに滞在している科学者、専門家である外国人
- 3. ベトナム国籍を有し、かつ居住している父母、配偶者、子供を持つ外国人
- 4. 2000年より前からベトナムに連続して滞在している無国籍者

第40条 常駐が認められる条件

- 1. 本法第39条の規定に該当する外国人は、合法的な居住場所を確保し、ベトナムにおいて安定して生活できる収入があること。
- 2. 本法第39条2項の規定に該当する外国人は、その外国人の専門分野に係る省庁大臣、省庁に相当する機関・政府に属する機関の長の招請がある場合。
- 3. 本法第39条3項の規定に該当する外国人は、ベトナムにおいて3年以上連続して滞在していること。

第41条 常駐認可手続き

- 1. 外国人は出入国管理機関にて常駐申請を行う。申請書類は以下のとおりである
 - a) 常駐申請書
 - b) 国の管轄機関により発給された無犯罪証明書
 - c) 申請者の自国公館より発給された居住認可を申請する外交文書
 - d) パスポートの謄本(要公証)
- d) 本法第40条に定める常駐考慮条件を満たす証書類
- e) 本法第39条3項に定める外国人の保証書類
- 2. 公安省大臣は、不備のない書類を受領した日から4ヶ月以内に審査をし常駐を認める。追加審査が必要な場合は期限を延長することができるが延長期間は2ヶ月を超えてはならない。
- 3. 出入国管理当局は、常駐申請者および外国人が常駐する予定の省・中央直轄市の公安機関へ書面にて審査結果を通知しなければならない。
- 4. 外国人が常駐する予定の省・中央直轄市の公安機関は、出入国管理当局の通知を受けた日から5日営業日以内に外国人へ常駐認可を通知する。
- 5. 外国人は、常駐認可の通知を受けた日から3ヶ月以内に常駐する予定の省・中央直轄市の公安に属する出入国管理機関にて常駐カードを取得する。

第42条 無国籍者に対する常駐認可

- 1. 本法第39条4項に定める無国籍者は、常駐する予定の省・中央直轄市の公安に属する出入国管理機関へ常駐申請書類を提出する。書類は以下のとおりである。
 - a) 常駐申請書
 - b) 本法第40条1項に定める条件を満たし、かつベトナムにおいて2000年より前から連続して滞在している証明証書類
- 2. 無国籍者に対する常駐認可手続きは本法第41条2項、3項、4項、5項に従う。

第43条 常駐カードの更新、再発給

- 1. 常駐カードは、省・中央直轄市の公安が発給する。在留外国人は10年毎に省・中央直轄市の公安にて常駐カードの更新申請を定期的に行う。申請書類は次のとおりである。
 - a) 在留カード更新申請書
 - b) 常駐カード
 - c) パスポートの謄本(要公証)、無国籍者はその限りで

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ない。

2. 常駐カードの紛失、破損、損傷、またはカードに記載されている内容に変更が生じた場合、外国人は常駐している省・中央直轄市の公安にて常駐カードの再発給手続きを行わなければならない。申請書類は以下のとおりである。
 - a) 在留カード再発給申請書
 - b) 発給された在留カードを紛失した場合は紛失申告書が必要。
 - c) パスポートの謄本(要公証)、無国籍者はその限りでない。
 - d) 常駐カードに記載されている内容の変更を証明できる証書類
3. 省・中央直轄市の公安は不備のない申請書類を受領した日から20日以内に外国人に常駐カードを発給する。

第7章

外国人の権利・義務、ベトナム入国・出国・居住の外国人の招聘・保証機関、組織、個人の権利・責任

第44条 外国人の権利・義務

1. ベトナム入国・出国・乗継・居住の外国人は、次に掲げる権利を有する。
 - a) ベトナム社会主義共和国に居住する期間中は生命、名誉、財産およびベトナム法令に準じるその他の権利が保護される。
 - b) テンポラリーレジデンスカードを所持する外国人は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する祖父母、父母、配偶者、子供を保証することができる。さらに自己の招聘・保証機関、組織の合意によってテンポラリーレジデンスカードの期限と同様に配偶者および18歳未満の子供の同居を保証することができる。
 - c) 常駐カードを所持する外国人は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する祖父母、父母、配偶者、子供を保証することができる。
 - d) ベトナムにおける合法居住外国人は、許可を得なくともベトナム領土を移動し、観光、親族訪問、治療の多目的を兼ねることができる。禁止区域あるいは移動・居住制限区域への立ち入りは法律の規定に従う。
- d) ベトナムへ入国する船舶の船員は、その船舶が停

泊している省・中央直轄市の範囲内で上陸することができる。その地域の範囲外へ移動、または別の出入国地点から(他港)から出国する必要がある場合にはビザ発給が考慮(審査)される。

- e) 公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関に従事する外国人の夫、妻、子供は、労働許可書を所持すれば就労することができる(労働許可書発給免除対象は除く)。また、学校、教育機関の受け入れ書類があれば学習をうけることができる。
 - g) 国際条約、国際合意書による学校または教育機関で学習している外国人は、その学校、教育機関の合意書があれば労働と学習を兼ねることができる。
 - h) 外国に居住する無国籍者は、観光、親族訪問の目的でベトナムへ入国することができる。
 - i) ベトナムに居住している無国籍者がベトナムからの出国を要望する場合には、公安省は国際通行許可書の発給を検討する。
2. ベトナム入国・出国・居住の外国人は、以下の義務が課される。
 - a) ベトナムの法律を遵守し、ベトナムの文化、習慣、慣行を尊重すること。
 - b) ベトナムにおける活動が入国目的に適合していること。
 - c) 移動する際にはパスポートもしくは国際通行許可書、ベトナムにおける居住に係る書類を持参し管轄機関により求められた場合には提出すること。
 - d) 他の国に駐在するためにベトナム領土から出国する外国人は、出入国地点における出入国審査局に常駐カードを返納すること。

第45条 招聘・保証機関、組織、個人の権利・責任

1. 招聘・保証機関、組織、個人は次に掲げる権利を有する。
 - a) ベトナム法令の下で設立された機関、組織は自らの役割、義務、活動の範囲内で外国人の招聘・保証申請を行うことができる。
 - b) 国内に住居するベトナム国民は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する配偶者の祖父母、父母、配偶者、子供、兄弟である外国人を招聘・保証することができる。
 - c) 国内に住居するベトナム国民は、父母、配偶者、子

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 供、兄弟である外国人が行う居住申請もしくはレジデンスカードの申請に対して保証することができる。
2. 招聘・保証機関、組織、個人は次に掲げる責任を負う。
 - a) 本法に従ってベトナム入国、出国、居住の外国人の招聘・保証申請を行う。
 - b) 外国人が法令を遵守しベトナムの文化、習慣、慣行慣行を尊重するように教示する。
 - c) 法令の下で保証の責任を遂行するとともにベトナムの管轄機関と協力し、招聘・保証した外国人に係る問題を解決する。
 - d) ベトナム滞在期間における外国人の活動の管理に対して管轄機関に協力する。また、宿泊施設営業者と協力し外国人の在留申告を行う。
 - d) 事前許可を得なくてはならない業種、分野に従事する外国人を招聘する場合、招聘・保証する前に、その業種、分野の管理機関にて手続きを行う。
 - e) 外国人の取得した入国・出国・居住の許可書有効期間内でも保証に価いしないと判断される場合は、出入国管理機関へ書面にてその旨を通知し該当する外国人を強制的に退去させるよう関係機関と協力する。

第8章

ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住に関する各機関、組織の責任

第46条 政府の責任

1. 国家は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住を一元管理する責任を負う。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住の管理のために、各省庁、省に相当する機関、省・中央直轄市の人民委員会と相互に協力できる仕組みを規定する責任を負う。

第47条 公安省の責任

1. 各省庁、省に相当する機関と協力し、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住の管理について政府に対し責任を負う。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令の制定を主導し、権限機関からの公布、もしくは法律の規定範囲内で公布する。

3. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令を執行する。
4. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に係る許可書類を発給する。
5. 法令に従って、国際出入国地点における入国・出国・乗継に関して監査を行う。
6. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する検査、監査、異議申し立ておよび告訴の審査・解決処理を行い、また法律違反に対しては処分を行う。
7. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する書類の雛形(フォーム)を制定する。
8. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する国家による統計を行う。
9. 管轄範囲内で国際協力を行う。また、管轄機関にベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する国際条約の締結・加盟を要請する。

第48条 外務省の責任

1. 公安省と協力して、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理を行う。
2. 本法に従って外国人に対するビザの発給・修正・追加・取消およびテンポラリーレジデンスカードの発給・取消・延長を行う。
3. 在外国ベトナムビザ発給機関に対しベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令の施行を指導する。
4. 管轄機関に対しベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する国際条約の締結・加盟を要請(提案)する。

第49条 国防省の責任

1. 公安省と協力して、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理を行う。
2. 法律に従って、出入国地点における入国・出国・乗継に関する監査を行う。本法の下でビザの発給・修正・追加・取消を行い、滞在証明書を発給する。
3. 国防省が管理する出入国地点において、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令違反を審査し処分を行う。

第50条 各省庁、省に相当する機関の責任

本法第48条、第49条の規定に該当しない省、省に相

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

当する機関は、管轄範囲内で、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理に公安省、外務省、国防省と協力する責任を負う。

(国会議長 グエン・シン・フン署名)

第51条 各級人民委員会の責任

1. 管轄地方(地域)における外国人の入国・出国・居住に関する法令を執行する。
2. 人民委員会所属専門機関に対し、本法に従って管轄地方における外国人の居住の管理を指導する。
3. 管轄地方における外国人の入国・出国・居住に関する法令の啓蒙、普及に努め、指導を行う。
4. 管轄地方における外国人の入国・出国・乗継・居住に関する検査、監査、不服申立及び告訴告発の審査・解決処理を行い、法律に違反している場合は処分する。
5. 市町村の人民委員会は、本条 1 項、2 項、3 項、4 項の規定のほか、宿泊施設の活動を把握し、自らの地方における外国人の居住・活動を管理する。

第52条 ベトナム祖国戦線中央委員会およびその委員会の会員の責任

1. 各国家機関と協力して、一般国民の本法の運用を啓蒙、普及、宣伝、教育する。
2. 機関、組織、個人がベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令を施行することに対し、検査、監査を行う。

第9章 施行条項

第53条 移行規定

本法の発効日より前に発給されたベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に係る書類は、その書類の有効期限が満了するまで継続して施行される。

第54条 施行効力

1. 本法は 2015 年 1 月 1 日より発効する。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住に関する法令第 24/1999/PL-UBTVQH10 号は、本法発効日より失効とする。

第55条 細則

政府は、本法の各条、各項について細則を定める。
本法は、2014年6月16日付 ベトナム社会主義共和国の第13回国国会議第7回期において承認された。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【2019年11月25日付法No.51/2019/QH14】

法律

ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法の一部改正および補足

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき；
国会は法No.47/2014/QH13のベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する一部条項を改正および補足した法律を公布する。

第1条 ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律の一部改正および補足

1. 第3条17項の後に、18項および19項を以下のように補足する。

“18. 出入国管理に関するポータルサイトとは、出入国管理機関の公式サイトであり、情報の公開、オンラインサービスの提供、検索支援、リンク、情報の保存、手続きの案内、および出入国管理に関連する質問への回答を行う機能を持つ。

19. 電子ビザ発行情報サイトとは、出入国電子情報ポータルに属する情報サイトであり、電子ビザ発給に関する情報の受け入れ・処理・提供を行う機能を有する。”

2. 第7条を以下のように改正および補足する。

“第7条 ビザの形式および有効性

1. ビザは、パスポートへの付与（貼付）または別紙または電子取引で発給される形式である。電子取引で発行されるビザは、電子ビザとされる。

2. ビザは個人に対して個別に発給されるが、以下のケースは例外とする。

a) 14歳未満の子供が父母または保護者と同じパスポートを共用している場合、その父母または保護者に付随してビザが発給される。

b) 外国人が海路で観光または旅行するために入国する場合、または海路で経由する際に、ベトナムの国際旅行会社が主催するプログラムに従って国内で観光・旅行するために必要な場合、出入国管理当局の人事審査リストに基づいてビザが発給される；また、外国の

軍艦の乗組員が、船舶が停泊している中央直轄の省や市の範囲外で行われる公式訪問の活動プログラムに参加する場合にもビザが発給される。

3. ビザは一回または複数回の有効期限を持つ；本第2項bに規定する場合に発給される電子ビザおよび通常のビザは一回の有効期限を持つ。

4. ビザは原則として目的の変更はできないが、以下の場合は例外として変更が認められる：

a) ベトナムの法令に基づき、外国投資家または外国投資団体の代表者であることを証明する書類がある場合；

b) 招聘者や保証者との関係が父、母、配偶者、または子供であることを証明する書類がある場合；

c) ベトナムで労働するために機関や団体からの招待・保証を受け、労働法に基づき労働許可書または労働法に準じる労働許可書が免除である旨の証明書に有する場合；

d) 電子ビザで入国し、労働許可書または労働法に従って労働許可書が免除である旨の証明書に有する場合。

5. 本第4条に基づくビザの目的を変更する場合、変更された目的に適した記号および有効期間を持つ新しいビザが発行される。新しいビザの発行手続きは、本法第19条に従って実施される。”

3. 第8条の一部項目を改正および補足する。

a) 第4項を以下のように改正、補足する。

“4.NG4-外交の代表機関、領事館、国連に属する国際機関、政府間代表機関で就労する者、その者に同行する配偶者や18歳未満の子供、外交の代表機関、領事機関、国連に属する国際機関、政府間代表機関等のメンバーを訪問する者にビザを発給する”；

b) 第7項を以下のように改正、補足する。

“7.LS - ベトナムで活動する外国人弁護士に発給する。”

c) 第7項の後に、7a項、7b項、7c項、および7d項を以下のように補足する。

“7a. DT1 - ベトナムにおける出資額が1000億ドン以上、または政府が定める優遇業種や優

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 遇地域に投資する外国人投資家及び外国投資組織の代表者に発給する。
- 7b. DT2 - ベトナムにおける出資額が500億ドンから1000億ドン未満、または政府が定める推奨業種に投資する外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。
- 7c. DT3 - ベトナムにおける出資額が30億ドンから500億ドン未満の外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。
- 7d. DT4 - ベトナムにおける出資額が30億ドン未満の外国人投資家および外国投資組織の代表者に発給する。”;
- d) 第8項を以下のように改正、補足する。
“8. DN1 - ベトナムの法律に基づき、法人格を有する他の企業や組織で就労する外国人に対して発給する。”;
- d) 第8項の後に、8a項を以下のように補足する。
“8a. DN2 - ベトナムが加盟する国際条約に基づき、外国人に対してサービスの提供、商業拠点の設立、その他の活動を行うために入国する外国人に発給する。”;
- e) 第16項を以下のように改正、補足する。
“16. LD1 - 労働許可書が免除である旨の確認を受けたベトナムで就労する外国人に発給する。ただし、ベトナムが加盟する国際条約に異なる規定がある場合を除く。”;
- g) 第16項の後に、16a項を以下のように補足する。
“16a. LD2 - ベトナムにおいて就労する場合、労働許可書が必要な外国人にビザを発給する。”
- h) 第18項を以下のように改正、補足する。
“18.TT-外国人で、LV1D、LV2、LS、DT1、DT2、DT3、NN1、NN2、DH、PV1、LD1、LD2のビザが発給される外国人の配偶者、18歳未満の子供、またはベトナム国民の父母、配偶者、子弟を持つ外国人。”;
- i) 第20項の後に、21項を以下のように補足する。
“21. EV - 電子ビザ”。
4. 第9条の一部条項を以下のように改正、補足する。
- a) 第1項を以下のように改正、補足する。
“1. SQ、EVビザの有効期限は30日を超えてはならない。”;
- b) 第4項を以下のように改正、補足する。
“4. NG1、NG2、NG3、NG4、LV1、LV2、DT4、DN1、DN2、NN1、NN2、NN3、DH、PV1、PV2およびTTビザの有効期限は、12ヵ月を超えてはならない。”;
- c) 第5項を以下のように改正、補足する。
“5. LD1、LD2ビザの有効期限は2年を超えてはならない。”;
- d) 第5項の後に、5a項を以下のように補足する。
“5a. DT3ビザの有効期限は最長3年を超えてはならない。”;
- d) 第6項を以下のように改正、補足する。
“6. LS、DT1、DT2ビザの有効期限は最長5年を超えてはならない。”;
- e) 第8項の後に、9項を以下のように補足する。
“9. ベトナムが加盟している国際条約に異なる規定がある場合、ビザの有効期限はその国際条約に基づく。”
5. 第10条の一部条項を改正および補足する。
- a) 第2項を以下のように改正および補足する。
“2. 本法第16a条、16b条、および第17条3項で規定された場合を除き、ベトナム国内の機関、組織、または個人によって招聘および保証される必要がある。”;
- b) 第4項の後に、5項を以下のように補足する。
“5. 電子ビザは、パスポートを所持し、本法第8条1項、2項、3項および4項に該当しない外国人に発給される。”
6. 第11条4項の後に、5項を以下のように補足する。
“5. 本法第7条2項bに従って発給されるビザ。”
7. 第12条3項の後に、3a項を以下のように補足する。
“3a. 国際空港があり、独自の空間が確保されていること、陸地から隔離された明確な地理的境界を持つこと、経済・社会開発政策に適合し、ベトナムの国防、安全保障、秩序、社会の安全を妨害しない条件等を満たす場合、政府が決定した沿岸経済区域に入る。”
8. 第16条6項の後に、7項を以下のように補足する。
“7. 外国人を招待・保証する機関や団体は、本法第16b条1項に規定された条件を満たす場合、電子取引で出入国管理の電子情報ポータルにビザ発給の申請書を送信し、出入

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

国管理の電子情報ポータルから回答結果を受領することができる。”

9. 第16条の後に、第16a条および第16b条を以下のように補足する。

“第16a条 外国人の申請による電子ビザの発給手続き

1. 電子ビザの発給を申請する外国人は、以下の手続きを行う。
 - a) 電子ビザ発給情報ウェブサイトにて電子ビザ申請情報の入力、写真およびパスポートの個人情報ページのアップロードを行う;
 - b) 出入国管理機関から電子申請番号を受領した後、電子ビザ発給情報ウェブサイトに記載された口座にビザ発給手数料を支払う。
2. 出入国管理機関は、電子ビザ発給の申請に必要な情報およびビザ発給手数料が揃った日から、3営業日以内に電子ビザ発給情報ウェブサイトにて申請者に対して審査・処理・回答を行う。
3. 電子ビザを取得した外国人は、電子ビザ発給情報ウェブサイトにて電子申請番号を使用して、電子ビザ取得の結果を確認および印刷することができる。

第16条b 機関または組織の申請による電子ビザの発給手続き

1. 本法第16条2項に規定された機関および組織は、以下の条件を満たす場合に外国人に対して、電子ビザの発給を申請することができる。
 - a) 本条2項に基づき、出入国管理機関から発行された電子アカウントを所有していること;
 - b) 電子取引法に基づく電子署名を所有していること。
2. 電子アカウントの登録は、以下の規定に従って実施される:
 - a) 機関または組織は、出入国管理機関に対し電子アカウントの発行申請書を送付する。電子アカウントの申請手続きは、本第7項に基づき、変更内容がある場合やアカウントが取り消された場合を除き、一度のみ行う;
 - b) 出入国管理機関は、機関または組織からの申請書を受領した日から3営業日以内に、回答書で応答し、電子アカウントを発行する;も

し電子アカウントを発行しない場合は、その理由を明記した文書で返答する。

3. 本条1項に規定された機関および組織は、電子アカウントを使用し、電子ビザ発給情報ウェブサイトにアクセスし、外国人のために電子ビザの発給を申請する;また、出入国管理機関から電子申請番号を受領した後、電子ビザ発給情報ウェブサイトに記載された口座にビザ発給手数料を支払う。
 4. 出入国管理機関は、電子ビザ発給情報ウェブサイトにて、電子ビザ発給の申請情報およびビザ発給手数料を全て揃った日から3営業日以内に、機関および組織の内容を審査および処理し、返答を行う。
 5. 機関または組織は、電子ビザ発給情報ウェブサイトにてアクセスし、電子申請番号を使用して、出入国管理機関からの返答結果を確認し、その結果を外国人に通知する。
 6. 電子ビザを発給された外国人は、機関または組織から通知された電子申請番号を使用して、電子ビザ発給情報ウェブサイトにて電子ビザ発給結果を印刷する。
 7. 電子アカウントは、アカウントを持つ機関または組織からの申請に基づき、またはその機関・組織が再編、解散、倒産、あるいは電子取引や出入国管理に関する法律に違反した場合に取り消される。出入国管理機関は電子アカウントを取り消し、その旨をアカウントの持つ機関または組織に文書で通知する。”
10. 第II章第19条の後に、第19条aを以下のように補足する。

“第19条a 国民が電子ビザを発給されている国および外国人が電子ビザで出入国できる国際国境検問所

1. 電子ビザの発給は、本法第13条1項に規定される条件を満たす国の国民に対して適用される。
 2. 政府は、国民が電子ビザを発給されている国のリストおよび外国人が電子ビザで出入国できる国際国境検問所のリストを決定する。”
11. 第20条を以下のように改正、補足する。

“第20条 入国条件

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 外国人は以下のすべての条件を満たした場合に入国することができる。
 - a) 本法の規定に基づきビザが免除される場合を除き、有効なパスポートまたは国際通行許可書を所持していること。一方的ビザ免除でベトナムに入国する外国人は、パスポートの有効期限が6ヶ月以上残っていること;
 - b) 本法第21条に定める入国不可対象リストに該当しないこと。
 2. 電子ビザを使用して入国する外国人は、本条1項に定める条件を満たし、政府が決定した国際国境検問所を通じて入国しなければならない。”
12. 第27条を以下のように改正および補足する。

“第27条 出国条件

1. 外国人は以下のすべての条件を満たした場合に出国することができる。
 - a) 有効なパスポートまたは国際通行許可書を所持していること;
 - b) 有効な居住証明書、レジデンスカード、または永住カードを所持していること;
 - c) 本法第28条に定める一時出国中止対象リストに該当していないこと。
 2. 電子ビザを使用して出国する外国人は、本条1項に定める条件を満たし、政府が決定した国際国境検問所を通じて出国しなければならない。”
13. 第31条1項を以下のように改正、補足する。
- “1. 外国人が入国する際に永住カードまたは一時滞在カードが有効でない場合、国際国境検問所で以下の期間の一時滞在証明書が発行される。
- a) 一時滞在期間はビザの有効期間と同様とし、DLビザの有効期限が30日を超える場合は、30日間の一時滞在が発行され、さらに本法第35条に基づき滞在の延長が検討される。
 - b) ベトナムが加盟する国際的な協定に基づきビザが免除される者に対しては、その協定に基づいた一時滞在期間が付与される。もし協定に滞在期間が規定されていない場合、30日間の一時滞在が発行される。
 - c) ベトナムが一方的にビザ免除を適用している

国の国民については、15日間の一時滞在が発行される。特別行政経済区または本法第12条3項aに規定された沿岸経済区に入る場合は本項dの規定に従って一時滞在が発行される。

- d) 本項aおよびbに該当しない者が国境経済区に入る場合、15日間の一時滞在が発行される。本法第12条3a項に規定された行政経済特区または沿岸経済地区に入る場合は、30日間の一時滞在が発行される。”
14. 第36条を以下のように改正および補足する。

“第36条 レジデンスカードの発行条件およびレジデンスカードの記号

1. レジデンスカードが発行される場合は以下の通りである。
 - a) 外交使節団、領事館、国際連合機関および政府間機関のベトナムにおける代表機関の職員、その配偶者と18歳未満の子供、および同行する家政婦(任期に基づく);
 - b) LV1、LV2、DT1、DT2、DT3、NN1、NN2、DH、PV1、LD1、LD2、TTビザで入国する外国人。
 2. レジデンスカードの記号は以下のように規定される。
 - a) 本条1項aに記載されたレジデンスカードの符号はNG3である;
 - b) 本条1項bに記載されたレジデンスカードの記号は、対応するビザの記号と同様である。”
15. 第37条の一部条項を以下のように改正、補足する。
- a) 第1項dを以下のように改正、補足する。

“d) 本法第36条1項に規定された場合を証明する書類。”;
 - b) 第2項bを以下のように改正および補足する。

“b) 招聘・保証する機関、組織、または個人は、外国人が本法第36条1項bに該当する場合、出入国管理機関に対して一時滞在カードの申請書類を直接提出する。申請書類は、機関・団体の本社所在地、または個人の居住地にある出入国管理機関に提出する;”
16. 第38条を以下のように改正および補足する。
- “第38条 レジデンスカードの有効期限**
1. レジデンスカードの有効期限は、パスポート

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

の有効期限より少なくとも30日短い。

2. DT1のレジデンスカードの有効期限は10年を超えてはならない。
 3. NG3、LV1、LV2、LS、DT2およびDHのレジデンスカードの有効期限は5年を超えてはならない。
 4. NN1、NN2、DT3、TTのレジデンスカードの有効期限は3年を超えてはならない。
 5. LD1、LD2およびPV1のレジデンスカードの有効期限は2年を超えてはならない。
 6. レジデンスカードの有効期限が切れた場合、新規発給が検討される。”
17. 第46条2項の後に2項を改正、補足し、3項を以下のように補足する。
- “2. 外国人のベトナムへの入国、出国、乗継、居住に関するデータベースの構築、更新、接続、開発および情報共有に関する規定、またベトナムにおける外国人の入国、出国、乗継、居住管理に関する各省庁、中央政府直轄市・省の協力体制に関する規定。
3. 国境経済区、特別行政経済区、沿岸経済区に入国した外国人が、本法第12条3項および3項a)に基づくビザ免除規定を満たす場合、ベトナムの他の地域に移動する必要があることに関する規定;ベトナムが加盟する国際条約に基づき、商業活動を行う外国人に対するビザの発給の規定、ベトナムに入国する外国人に対する一時滞在証明書の発給様式に関する規定、自動検査ゲートを通じて入国・出国する外国人に関する規定。”
18. 第47条の一部条項を次のように改正、補足する。
- a) 第5項を以下のように改正、補足する。
- “5. 法律に基づき、公安省が管理する国境検問所における入国、出国、乗継の管理を行

【2023年6月24日付法No.23/2023/QH15】

法律

ベトナム国民の出国・入国に関する法律およびベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法の一部条項の改正および補足

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき;

う。”;

- b) 第9項の後に10項を以下のように補足する。
- “10. 電子ビザ発給情報ウェブサイトの構築・管理および、出入国情報ポータルサイトのドメイン名を通知すること。”;
19. 第49条2項を以下のように改正、補足する。
- “2. 国防省が管理する国境検問所における入国、出国、通過の監視は法令に従って行われる。また、ビザの発行、修正、追加、取り消しおよび一時滞在証明書の発給は本法に基づいて行われる。”

第2条 施行効力

本法は2020年7月1日より発効される。

本法は、2019年11月25日付のベトナム社会主義共和国第XIV期8回国会において承認された。

(国会議長 グエン・ティ・キム・ガン 署名)

国会は、法No.51/2019/QH14に従い、改正および補足された法No.49/2019/QH14のベトナム国民の出国・入国に関する法律および法No.47/2014/QH13のベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律の一部条項を改正および補足した法律を公布する。

第2条 ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律の一部条項の改正および補

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

足

1. 第7条3項は以下のように改正、補足する。
“3. ビザは一回または複数回の有効期限を持つ。本条第2項bに規定する場合に発給されるビザは一回の有効期限を持つ。”
2. 第9条1項、2項、3項および4項を以下のように改正、補足する。
“1. SQビザの有効期限は30日を超えてはならない。
2. HN、DL、EVビザの有効期限は90日を超えてはならない。
3. VRビザの有効期限は180日を超えてはならない。
4. NG1、NG2、NG3、NG4、LV1、LV2、DT4、DN1、DN2、NN1、NN2、NN3、DH、PV1、PV2、TTビザの有効期限は1年を超えてはならない。”
3. 第19条aは以下のように改正、補足する：
“**第19条a 国民が電子ビザを発給される国・地域、および電子ビザで外国人の出国・入国を許可する国際国境ゲート。**
1. 電子ビザの発給は、国防、安全保障、社会秩序および安全を確保することに基づき、ベトナムの外交政策および経済社会の発展に適合するよう適用される。
2. 政府は、国民が電子ビザを発給される国および地域のリスト、ならびに外国人が電子ビザで出国・入国を許可される国際国境ゲートのリストを決定する。”
4. 第31条1項cおよびdは以下のように改正、補足する：
“c) ベトナムが一方的にビザを免除される国の国民には、45日間の一時滞在を発給し、この法律の規定に従い、ビザの発給や一時滞在の延長を考慮する。
d) 本項a、b、およびcのいずれも該当しない者が経済特区に入る場合は15日間の一時滞在を発給し、本法律の第12条3項aに規定する特定の行政・経済区または沿岸経済特区に入る場合は30日間の一時滞在を発給する。”
5. 第33条は以下のように改正、補足する：
“**第33条 一時滞在申告**

1. ベトナムに一時的に滞在する外国人は、宿泊施設の直接管理者および運営者を經由して、居住地の市町村の警察幹部または居住地の警察当局に一時滞在の申告を行わなければならない。宿泊施設は、外国人を一時的に滞在させることに同意する前に、パスポートまたは国際旅行に有効な書類、およびベトナムでの居住に関する書類を提示させて、一時滞在の申告を行うよう求める必要がある。国境警備隊の駐在所またはステーションは、ベトナムが加盟する国際条約の規定に従い、外国人の一時滞在の申告を受けた場合、直ちに外国人の宿泊地の社会警察（警察署、区、町、または警察の駐在所）に通知しなければならない。
2. 外国人の一時滞在申告は、電子申告または一時滞在申告書によって行われる。申告書で申告する場合、宿泊施設の直接管理者および運営者は、一時滞在申告書に必要な情報をすべて記入し、該当外国人が宿泊施設に到着してから12時間以内（遠隔地または奥地にある施設の場合は24時間以内）に、宿泊施設が所在する市町村の警察官または警察当局に提出する責任を負う。
3. 外国人が居住地を変更する場合や、常駐カードに記載された住所以外に居住する場合、またはパスポートの情報に変更があった場合は、本条1項の規定に従って一時滞在申告を行わなければならない。”
6. 第34条2項は以下のように改正、補足する。
“2. 外国人は、陸上国境の禁止区域または活動が停止された地域、および海上国境の禁止区域または活動が停止された区域に一時滞在することはできない。国境地帯、または国境地帯における町、都市、観光サービス地区、行政局、経済特区、その他の経済地区に一時的に滞在する場合は、本法第33条に基づいて一時滞在の申告を行わなければならない。外国人の一時滞在申告書を受け取った機関は、宿泊施設が所在する地域の国境警備局に通知する責任を負う。”
7. 第VII章の名称は以下のように改正、補足する。
“**第VII章**

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

外国人の権利・義務、機関・組織・個人の権利・責任”

8. 第44条2項dの後に、dを以下のように補足する。
“d) パスポートまたは国際旅行に有効な書類、およびベトナムでの居住に関する書類を宿泊施設に提示し、規定に従って一時滞在申告を行う。”
9. 第45条の後に、第七章に第45a条を以下のように補足する。
“第45a条 その他の関連する個人・組織・機関の権利・責任
 1. 機関、組織、個人は、外国人を雇用する場合や、外国人向けの観光プログラムを実施する場合、または外国人に一時滞在させる場合は、外国人がベトナムに合法的に居住している場合に限り、その活動を行うことができる。
 2. 機関・組織・個人は、ベトナムで外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令違反の兆候を発見した場合、直ちに最寄りの警察当局に通知しなければならない。国境地域で違反の兆候を発見した場合は、直ちに最寄りの警察当局または国境警備隊の駐在所に通知しなければならない。”
10. 第47条10項の後に11項を以下のように補足する。
“11. 本法および電子取引に関する法律の規定に従い、外国人に対する入国・出国・居住に有効な書類の発給および電子申告の一時滞在申告の手続きを指導する。”

第3条 施行条項

1. 本法は2023年8月15日より発効する。
2. 本法の施行効力日前に発給された出入国に関する書類は、その書類に記載された有効期限まで使用できる。
3. 国民が出入国に関する書類の発給を申請したが、本法の施行時点でまだ発給されていない場合は、引き続きベトナム国民の出国・入国に関する法No.49/2019/QH14の規定に従って処理される。
4. 外国人が電子ビザを既に発給された、または一方的なビザ免除で入国した、もしくは電子ビザの発給を申請したが、本法の施行時点でまだ発給されていない場合は、引き続きベトナムにお

ける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法 No.47/2014/QH13 の規定（法 No.51/2019/QH14により一部改正および補足された）に従って処理される。

本法は、2023年6月24日付のベトナム社会主義共和国第XV期5回国会において承認された。

（国会議長 ヴォン・ディン・フエ 署名）

辞令 (Appointment letter) サンプル

日本、2024 年 月 日

任命書

.....殿

本状をもって、貴殿が...年...月より...株式会社に入社し、...年...月より... (日本での役職を記入) を経た者であること、および...年...月...日から...年...月...日まで.... (ベトナムでの役職を記入) に任命され、その諸条件が以下のとおりであることを確認する。

給与

給与は任命書が有効となる日より、月次の給与明細書にて通知される。

給与は、会社の社内規定の定めるところにより調整される。

賞与および諸手当

会社社内規定の定めるところにより、賞与および諸手当を受ける権利を有するものとする。

ベトナムにおける住居

ベトナムにおける住居に関して、..... (注: 現地法人、あるいは本人) が家主に対して支払うものとする。

ベトナムにおける納税義務

会社は本任命に伴う貴殿のベトナムにおける所得に対する個人所得税の支払に対し責任を負うものとする。(注: 税金を会社が負担する場合の記述)

我々は貴殿がこの新たな職務を全うすることを期待する。

.....会社の代表者

.....
法的代表者

- 発行: 2024年…月
- 作成者: 日本貿易振興機構(ジェトロ)
ハノイ事務所
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課